

令和2年第4回（6月）定例会一般質問議事録目次

【1日目】

質問 順位	議席 番号	質問者	質問事項	頁
1	9	津谷 彰	1. 新型コロナウイルス感染症 2. 通学路の安全について 3. こころの健康について	4
2	8	池田 睦雄	1. 第六次総合計画の策定方針と進捗について 2. たつの未来館アラパの令和2年度運営について 3. 新型コロナウイルス感染症拡大防止にあたっての町長メッセージ	20
3	2	向山 光	1. 板沢地区への最終処分場建設計画について 2. 第六次総合計画の策定について 3. 新型コロナウイルス感染症対策の今後の課題について 4. 農業振興に向けてのビジョンについて	33
4	6	山寺はる美	1. 新型コロナウイルス感染症対策、町の小中学校の対応について 2. 第五次総合計画の少子化問題について 3. 辰野町景観計画の中での歩道の樹木、花壇の管理について	48
5	7	樋口 博美	1. 新型コロナウイルス感染症に対する町の対応について	61
6	11	小澤 睦美	1. 新型コロナウイルス感染症対策事業について 2. 地域における消防組織について 3. 農業集落排水施設の町への移管・統合について	71
7	5	松澤千代子	1. 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言による辰野町への影響は 2. 災害時の非難対応の準備はできているのか	81

【2日目】

質問 順位	議席 番号	質問者	質問事項	頁
8	3	瀬戸 純	1. 小中学校での3蜜を避けるための環境づくりと学びの保障等について 2. 就学援助制度における新型コロナウイルス感染症支援策について 3. 保護者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の子どもの居場所・住まいについて 4. 国民健康保険税、介護保険料の減免・免除等について	95

9	1	吉澤 光雄	<ol style="list-style-type: none"> 1. 新型コロナウイルス感染症対策について 2. 豪雨災害対策について 3. 辰野町霊園について 4. 公共施設改善について 5. 免許返納への支援について 	109
10	4	舟橋 秀仁	<ol style="list-style-type: none"> 1. 新型コロナウイルス感染症における経済対策について 2. 農業政策について 3. 辰野中学校通学のスクールバスについて 	124

令和2年第4回辰野町議会定例会会議録（8日目）

1. 開会場所 辰野町議事堂

2. 開会年月日 令和2年6月8日 午前10時00分

3. 議員総数 12名

4. 出席議員数 12名

1番 吉澤光雄	2番 向山光
3番 瀬戸純	4番 舟橋秀仁
5番 松澤千代子	6番 山寺はる美
7番 樋口博美	8番 池田睦雄
9番 津谷彰	10番 矢ヶ崎紀男
11番 小澤睦美	12番 岩田清

5. 地方自治法第121条により出席した者

町長	武居保男	副町長	山田勝己
教育長	宮澤和徳	総務課長	加藤恒男
まちづくり政策課長	一ノ瀬敏樹	住民税務課長	竹村智博
保健福祉課長	小澤靖一	産業振興課長	赤羽裕治
建設水道課長	宮原利明	会計管理者	中村京子
こども課長	菅沼隆之	生涯学習課長	西原功
辰野病院事務長	今福孝枝		

6. 地方自治法第123条第1項の規定による書記

議会事務局長	桑原高広
議会事務局庶務係長	田中香織

7. 地方自治法第123条第2項の規定による署名議員

議席	第8番	池田睦雄
議席	第9番	津谷彰

8. 会議の顛末

○局長

ご起立願います。（一同起立）礼。（一同礼）

○議 長

おはようございます。傍聴の皆さんには、早朝から大変ありがとうございます。当議会におきましては、5月よりクールビズを採用しております。議会議事途中でありますが、議員及び理事者の皆様が暑いと感じられる場合は、上着を脱いでいくことを認めたいと思います。さて新型コロナウイルス感染症対策により、傍聴席及び各議員理事者の、各議員の着席の位置間隔を配慮しておりますのでご了解いただきたいと思います。なお、マスクの着用については努力義務とし、発言者等の自主判断といたします。定足数に達しておりますので、第4回定例会、第8日目の会議は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は一般質問であります。6月2日正午までに通告がありました、一般質問通告者10人全員に対して、質問を許可いたします。質問答弁を含めて一人50分以内とし、進行してまいります。また、町長等に反問を許可いたしますので、ご協力のほどお願いいたします。質問順位は、抽選により決定いたしました。ただ今から質問順位を申し上げます。

質問順位	1番	議席	9番	津 谷	彰	議員
質問順位	2番	議席	8番	池 田	睦 雄	議員
質問順位	3番	議席	2番	向 山	光	議員
質問順位	4番	議席	6番	山 寺	はる美	議員
質問順位	5番	議席	7番	樋 口	博 美	議員
質問順位	6番	議席	11番	小 澤	睦 美	議員
質問順位	7番	議席	5番	松 澤	千代子	議員
質問順位	8番	議席	3番	瀬 戸	純	議員
質問順位	9番	議席	1番	吉 澤	光 雄	議員
質問順位	10番	議席	4番	舟 橋	秀 仁	議員

以上の順に質問を許可してまいります。質問順位1番、議席9番、津谷 彰議員。

【質問順位1番 議席9番 津谷 彰 議員】

○津谷 (9番)

おはようございます。通告に従いまして質問をいたします。はじめに今般の新型コロナウイルス感染症の拡大予防に対する支援について質問をさせていただきます。その前に最前線で戦っている医療従事者、また福祉事業者の皆さん、また感染防止

に努めながら私たちの生活を支えてくださっているすべての関係者の皆さんに敬意と感謝を表します。また辰野町におきましても、ガンバルみんなの緊急応援パッケージとして、緊急対策支援事業を講じていただいていることは町民の方々より様々のご意見ご要望もありますが、私は一定の評価をしたいと思います。その上で、先ほど述べました私たちの生活を支えてくださってる方々、エッセンシャルワーカーへの支援について要望も含めまして質問をいたします。ご存知のように、エッセンシャルワーカーとは生活に不可欠な職種でありまして、医療従事者、福祉事業者、ごみ収集者の方や物流関係また郵便配達、スーパーやドラッグストアの小売の従業員の方々になります。感染リスクがかなり高い業種でありながら、どれも私たちの社会を支える必要不可欠な仕事であり、こうした仕事を担う人たちを含めたいろんな業種の方がいるからこそ、今回のこのコロナ禍においてもこうやって日々生活ができていると改めて実感をしております。そこで質問をいたします。これまでも地方創生臨時交付金を活用した支援様々ありますが、エッセンシャルワーカーに対する支援というのは少ないと感じております。今日より第2次補正予算の審議に国は入っておりますが、この第2次補正予算が成立したとふまえて、今後地方創生臨時交付金の活用また緊急応援パッケージ第2弾としてエッセンシャルワーカーへの支援を取り入れる考えはあるのでしょうか。

○町長

議員の皆さん、改めておはようございます。また傍聴にお越しの皆さんおはようございます。コロナで大変なときに足を運んでいただきましてありがとうございます。また日頃から町政に行政運営に関心を持っていただいておりますことに心から感謝申し上げます。それではただ今の津谷議員のご質問にお答えさせていただきます。

本議会の一般質問では、多くの議員の皆さんから新型コロナウイルス関連の町の支援策について質問が出されているところでございますので、まずは町長としての基本方針をお答えしたいと思います。新型コロナウイルスの問題については収束の目途が立たず長期化する経済不安の中で全ての町民、事業者、地域が少なからず影響を受けているところではあります。町としては国、県の支援策と連動して現時点で特に緊急支援を必要としている人、分野を対象に重点的かつ集中的に支援してまいりたいと考えております。さらに世界恐慌以来の景気後退が予測される中で、

事態収束後も更なる経済不況が懸念され、町民生活や地域経済全体に大きな影響をもたらす混乱も想定しておかなければなりません。国債の追加発行等により、対策を講じている国の財政事情をふまえると、将来はその支援が縮小される可能性も念頭に、町としては必要に応じ全町民対象等広範囲な支援にも対応できるよう長期的な財源確保の備えをしておくべきと考えております。このことから当面、町独自の支援策は次の2分野について重点的に取り組むことといたします。1つ目は新型コロナウイルスを想定した新しい生活様式、社会の構築を目指すことであります。感染拡大防止、感染の第2波、第3波を起こさせない、起きた場合でもその波と影響を最小限に食い止め、必要な活動を継続させるための備えと医療、福祉、学校、交通等社会生活維持のため欠かせない事業の持続化、地域コミュニティの維持と活動再開のための公共施設・地区集会施設等の感染防除対策、再び地域における感染拡大が懸念される事態となっても、子どもたちの学習活動を停滞させないための対策を実施いたします。2つ目は地域経済の回復を図ることです。新型コロナウイルスの影響で収益が激減した中小事業者等の事業継続の下支えと、大幅に落ち込んだ地域経済の回復を図る取り組み。町内事業者等の事業の持続化、雇用継続対策、地域消費の喚起拡大、特に国の特別定額給付金等と連携し各家庭がそれをより有効に生かせるような相乗効果のある支援策等を展開してまいります。ご質問の個別の内容については担当課長よりお答えさせていただきます。

○総務課長

それでは私の方から、ご質問いただいた内容についてお答えをしたいと思います。医療、福祉、介護に従事されている皆さんへの支援としまして、これまでそれぞれの施設にマスクですとかフェイスガード等を配布させていただきました。今回の新型コロナウイルス感染症の対応の中で、これら団体等の連携も深まっておりますので引き続き情報交換を行っていく中で国、県の支援策と併せて必要な支援を行っていききたいと思います。

○津谷（9番）

ありがとうございます。先ほど町長答弁の中で重点的かつ優先的というお言葉をいただきましたが、まさにこのエッセンシャルワーカーが重点的、優先的ではないかと私は考えております。特にこの医療、介護、障がい者などの福祉の提供体制を強化、また慰労金の支給など、これも今回の第2次の補正予算の中に最大20万円、

一人5万円という慰労金が払われるという見通しもあると聞いておりますが、これまだ決定をしているわけではありません。その中で緊急包括支援交付金というものがあります。これを活用いたしまして、この強化というのをさらに要望いたしますが、これに関して復重しますが町としての考えはいかがでしょうか。

○総務課長

ただ今の質問にお答えをしてみたいと思います。議員ご指摘のとおりこの国の第2次補正の中で医療従事者に対する支援が想定されてるところでございます。そちらと併せまして必要な部分について支援を検討してみたいと思います。これが緊急支援パッケージの第2弾になるのか第3弾になるのか第4弾になるのかっていうのは、いろいろ検討のする余地があるかと思いますが、適時関係団体の状況をお聞きしながら必要な支援を検討してみたいと思います。

○津谷（9番）

医療現場だけではなくて、介護現場におきましても特に重篤化のリスクの高い高齢者がいるわけでございます。それに加えて介護現場また障害福祉におきましては超濃厚接触の機会が多い、とてもハイリスクな仕事であります。特に人手また物資の不足によりまして、介護現場の崩壊というのも現実におきています。またこれからもおきるかも知れません。痴呆症の方の支援にはよりコミュニケーションが大事であります。その中でマスクをしながら仕事をすると、自分の表情が見えないということで、なかなかコミュニケーションも取りづらい、したがって満足のする支援もできないっていうことも考えられます。その中で先ほどフェイスマスクの配布もありましたけれども、新しい生活様式もこういう介護現場においても取り入れて行かなければならないと考えておりますが、これからも第2波、第3波を想定しながら視野に入れて、フェイスガードやさらに防護ガウンまた様々な新しい生活様式にマッチングした支援、誰一人も取り残さない支援というものを要望いたしまして次の質問に移ります。続きまして通学路の安全点検について質問いたします。まだ皆さんの記憶に新しいかと思いますが、今年の5月8日滋賀県の大津で散歩中の園児が巻き込まれ2名尊い命が失われました。そしてその20日後の5月28日神奈川県です、川崎市でバスを待つ小学生また通行人が襲撃をされて17人の小学生が死亡また怪我をしております。平成28年4月におきましては、長野県佐久市の県道で通学中の小学生の列に軽トラックが突っ込みまして、4人の小学生が救急搬送

されております。このように登下校中の事故、事件含めまして大変最近多くなっていると聞いております。辰野町では3月6日から約2箇月半の臨時休業ありまして、これが終了したというところで通常の学校生活を取り戻してきているわけですが、この子どもたちの未来を奪われられないため、笑顔を奪わないために通学路の安全確保というものは最優先で取り組んでいかなければいけないと思います。辰野町では平成28年3月に通学路の安全確保に向けた取り組みを行うために関係機関の連携体制を構築いたしまして、辰野町通学路交通安全プログラムが策定されております。そこで質問をいたしますが、この交通安全プログラムに基づく合同点検の実施状況をお聞かせください。

○こども課長

それではただ今の質問にお答えいたします。議員もご指摘のとおり町では平成28年3月に交通安全プログラムを策定いたしました。それから平成30年にはこの年に発生した新潟県の小学2年生女子児童殺害事件、それから大阪北部地震でのブロック塀事故を受けまして、大規模な通学路の合同点検を行ったところであります。また毎年各小中学校ごとにPTAや区の協力をえながら通学路の安全点検を実施いたしまして、その結果を町への改善要望としていただいて危険箇所の把握をしているところであります。昨年は要望いただきました危険箇所のうち、整備中の春日街道先線、羽北保育園下の道路を推進会議で合同点検いたしました。今年度も各校のPTA会長さんから危険箇所、改善要望をいただく予定になっておりますので、これを元に推進会議で合同点検を実施したいと思っております。また危険箇所によっては日々変わるものですので、我々も通勤途中ですとかそういう時に点検したいと思っております。以上です。

○津谷（9番）

点検はされているという認識ではございますけれども、実際に子どもたちが登下校をする時間帯でのリアルな点検というのは、とても必要だと思うんです。そこで合同点検が実施された時間帯がわかれば教えてください。

○こども課長

はい。実際はですね我々の勤務中でありまして、日中ということになります。以上です。

○津谷（9番）

今後、例えば時間帯によって通勤をする車の台数も変わります。雨や雪などで天候によってもリアルな環境というのは変わってくると思うので、子どもたち目線での点検を改めて要望したいと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○こども課長

はい。まさに今ご指摘いただいたとおり、例えば要望で出ております水路等ですと、暗くなると蓋がない所もわからなくなってしまうので、そういうものを含めて夜間それから朝の通勤時間ですね、に点検をするようにしていきたいと思えます。以上です。

○津谷（9番）

今、リアルタイムの時間等でしていただくということを答弁いただきましたのでそれを実行していただければと思います。この策定プログラムの中に定期的な合同点検また対策の検討、実施、把握、改善、また充実など示されております。これを推進するための定期的な会議の開催状況はいかがになってますか。

○こども課長

はい。会議といいましても、推進会議につきましては現場をまわって点検するのが実際の任務であります。また合同点検につきましては、各小学校ごとPTAそれから地元の区と併せてやっていただくようになっておりますので、各小学校につきましては先ほどご説明させていただいたとおり、合同点検をしたものをまとめて町へ要望いただくというような形で行っております。また推進会議につきましては重点的な箇所について推進会議で合同点検をするということで、例えば昨年ですと先ほど申し上げました羽北下の道路、信号横断歩道の関係を合同点検をしたところであります。以上です。

○津谷（9番）

次に先ほどもありましたけども、対策必要箇所の推進状況について改めてお聞きいたします。町のホームページから見ますと、合同点検が実施されて通学路の危険箇所が一覧化され、対策が取られていると思いますが、私もこれは拝見をしておりますが、県主体、町主体と2つあるんですけども、それぞれ進捗状況というのは今お答えになりましたので、ちょっとここでは割愛をいたしますけども、このホームページを見ますとまちづくりまた町政から辰野町通学路交通安全プログラムに入って記載されている対策箇所一覧、それと別に教育、文化、スポーツからホームペー

ジに入りまして通学路の安全点検について掲載されている、2つあるんです。通学路これは平成24年の点検の結果でありまして直近では平成30年の11月に行われていると思うんです。ですので、ホームページ上ではとても古いデータなんですね。この辺を、これは建設水道課の分野に限っての話ですので、これもしっかりと教育関係でありますので連携を取っていただいて新しい、またどんな進行状況なのかっていうのを、わかりやすいホームページに今後変えていっていただきたいんですが、その辺はいかがでしょうか。

○こども課長

ただ今ご指摘いただいたとおりですね、私もページを見たんですけども、確かにわかりづらいふうになってました。ですので担当課として建設と協力しながら皆さんに見やすい、見ていただきやすいホームページにこれから変えていきたいと思えます。以上です。

○津谷（9番）

はい。次にグリーンベルトについての質問に移ります。グリーンベルトというのは、歩道が整備されていない道路の路側帯ですね、を緑色に着色してドライバーに通学路であることに視覚的に認識させるものであって、速度を抑制させるまた通行帯を明確にすることによって歩行者との接触事故を防ぐことを目的とされております。そこで現在の町内のグリーンベルト設置箇所は何箇所あるのでしょうか。

○建設水道課長

ただ今の質問にお答えさせていただきます。グリーンベルトでございますが、町道のグリーンベルトの設置につきましては地元区、PTA主導による地域支援事業により現在実施しているものでございます。設置状況でございますが小野区で3路線、宮木区で2路線、羽場区で1路線、下辰野区で1路線、平出区で1路線、計8路線に設置されているような状況でございます。以上です。

○津谷（4番）

はい。8路線設置をされているという認識であります。これ地元の区やPTA主体ということなんでございますが、町として点検や環境整備というのはされているのでしょうか。

○建設水道課長

先ほどの交通安全プログラムの点検もでございますが、建設水道課として独自で町

道の管理につきまして、普段の道路パトロールにより目視による点検を行っております。経年劣化によりまして塗装も薄くなっているようなところもございますが、塗り直しについても設置と同様、地元区にお願いしての対応ということでご相談をにかけているような状況でございます。以上です。

○津谷（4番）

あくまでも地元区とPTAということでございますけれども、町としても子どもたちの安全を守るためには、しっかりと責任をもっていかなければいけないと思いますので、先ほどの交通安全プログラムとマッチングをしながら、町の点検も改めてすることが必要ではないかと思いますがその辺はいかがでしょうか。

○建設水道課長

議員のご指摘のとおり、そういうことも勘案しながらですね町の普段のパトロールの中でそういうことはやってますし、特に必要なところについては本当に区長さんと直に現地で対応してはいますので、今後もその辺を含めて推進していきたいと思っております。以上です。

○津谷（4番）

はい、ぜひ一緒に町も絡んでやっていけたらなと思います。今8箇所設置されておりますが、今後設置予定、今区や行政、PTAから要望される場所というのはありますか。

○建設水道課長

昨年のPTAからの要望箇所が数箇所ございます。昨年ですけれども西小のPTA会長さんと相談しながらですね、PTAも毎年1箇所は推進していきたいというようなご返事をいただいております。昨年宮木区の町道9号線天狗坂ですけれどもL=350メートル、350メートルをグリーンベルト、それは地元区も含めPTAの人も含め地域の人たちも含めてですね、一緒になってやっていただいたような状況でございます。今年度につきましても、関係される皆さんと一緒にですね要望ある箇所には実施していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○津谷（9番）

はい、グリーンベルトのこれも大事なことでありますので、積極的な推進をよろしく願いいたします。続きまして防犯カメラについての質問に移ります。近年自治体が公園などの公共施設や通学路等に防犯カメラを設置、また運用するケースが

年々増加をしております。防犯カメラの設置、運用を規定した法律というのは、今現在存在をしていないため、管理方法というのは各自治体の判断にゆだねられているのが実情でございます。そのために防犯カメラの管理方法を規定するとともに、設置場所を公開するなどとして、住民に理解を得ながら管理・運用にあたる必要があります。防災情報ステーションでのライブカメラでは現在 11 箇所ありますが、これを含めまして町内の防犯カメラの設置状況というのはどうなっているのでしょうか。

○総務課長

ただ今の防犯カメラのご質問についてお答えをしたいと思います。町として防犯専用の設置してあるものはございませんが、議員ご指摘のとおり町では防災情報ステーションのライブカメラを 11 箇所、具体的には役場、辰野病院、川島小学校、辰野南小学校、辰野公園、荒神山公園、辰野中学校、辰野東小学校、ほたる童謡公園、たのめの里、かたくりの里に設置をし、その映像を公開することで防犯上でも一定の役割を果たしているものと思います。また各学校につきましては、校内ということになりますけれども防犯カメラの設置がございます。以上です。

○津谷（9 番）

先ほどの通学路の安全もそうですけれども、子どもたちの通学時の事故や犯罪を守るために今後防犯カメラの設置っていうのは必要不可欠になっていくと思います。また子どもたちだけではなくてこれから超高齢者社会に向けて高齢者見守りにおいても有効的になってくると思います。そこで最近ではカメラの性能もかなりよくなってまいりました。また比較的価格も安くなってまいりました。そこで例えば県や国での補助金と助成金を活用して、この防犯カメラ設置の推進を要望いたしますがその辺はいかがでしょうか。

○総務課長

お答えしたいと思います。長野県警では地域の防犯組織や町内会などの団体、市町村等を対象に新たに設置する防犯カメラの初期費用について、その費用の一部を補助する「長野県警察街頭防犯カメラ設置促進事業」を実施しているところであります。対象となりますのは、地域住民の身近で起きる犯罪やまた住民の方が不安に感じる事案の発生を抑止する目的で、特定の場所に継続的に設置し更に道路・公園等不特定多数のものが利用する場所を撮影し、かつ録画機能があるカメラである

ことというふうになっております。補助率につきましては、対象経費の 2 分の 1 以内。市町村や市町村から別な助成を受けられる団体については補助対象経費の 3 分の 1 以内で、上限額 1 団体につき 25 万円といった制度であります。町としては、町独自の支援策はございません。また町に対して、現在具体的な設置要望ですとかご相談は受けておりませんが、今後、区などからご要望がいただきましたらまずはこの事業を紹介し、設置を推進させていただきたいと思っております。

○津谷（9 番）

はい。これから夏になってまいりますと、不審者の方もちょっとちらほら目撃されるという、例えば高速道路のガード下なんかにもよく目撃されているという情報も、年々ニュースになってきました。そういうところから防犯カメラというのは、必要ではないかなと感じておりますので、この早い設置を要望と致しまして次の質問に移ります。続きまして心の健康について質問を致します。心の健康というのは、生き生きと自分らしく生きるための重要な条件となっていきます。具体的に申しますと何点かありますが、自分の感情に気づいて表現できること、状況に応じて適切に考えて現実的な問題解決ができること、他人や社会と建設的でよい関係を築けること、人生の目的・意義を見出し主体的に人生を選択することなどが、この心の健康に対して大切な要素であると言われております。心の健康はストレートに生活の質に大きく影響していきます。こころの健康には個人の資質また能力のほかに、身体状況、社会経済状況また住居や職場の環境、対人関係など多くの要因が影響しております。中でも体の状態と心は相互に強く関係をしています。様々なストレスと上手に付き合うことも心の健康に欠かせない要素になっております。心の病気の代表的なものに、うつ病また PTSD これは心的外傷後ストレスですねなどがあります。うつ病というのは多くの人がかかる可能性を持つ精神疾患であります。自殺のうちかなりの数がこのうつ病が背景にあると考えられております。心の健康を維持するための生活、心の病気への対応、多くの人理解をして自己と他者のために取り組みことが不可欠ではないかと私は考えております。最近ではコロナうつという言葉、耳にすることが多くなってまいりました。うつ状態の患者の主な症状というのは、気持ちの落ち込みですけれども、コロナうつはそれに加えて感染するかもしれないという不安、伝えられる死亡者のニュース、また外出自粛という生活の変化、仕事の先行きの心配気持ちが落ち込んだり、よく眠れなくなったりしまったりとそういう

こともあるかもしれません。不安とあせりというのは特徴にあるわけでございます。厚生労働省が3年ごとに全国の医療施設に対して行っている患者調査によりますと、平成8年には43万3,000人だったうつ病等の気分障害の総患者数は平成29年には127万6,000人とこの21年間で2.9倍に増加をしております。この調査は実際に医療機関に関わっている患者数の数のデータですので、うつ病患者の方の医療機関への受診率というのは、低いということも言われていおりますので、実際にはこれより多くの患者さんがいるということが推測されております。そこで質問なんですけれども、現在辰野町における心の健康に対する対策はどのようなものがありますか。

○保健福祉課長

それでは津谷議員の辰野町におけるうつ、それからうつから最終的には自殺ということが言われておりますけれども、自殺予防対策等の心の健康についてお答えいたします。特に自殺対策につきましては、法律ですべての都道府県及び市町村に「自殺対策計画」の策定が義務付けられたことを受けまして、辰野町でも平成31年、昨年3月に「辰野町自殺対策計画」を策定いたしました。この計画期間は令和元年度から令和5年度までの5年間です。町ではこの計画の基本理念を「誰も自殺に追い込まれることのない穏やかで心豊かな辰野町」といたしまして、国から示されているデータ平成24年から平成28年までの5年間の自殺者数15人から30%減をすることを数値目標としております。一般的に辰野町で行っている支援でございますけれども、精神保健福祉士等の専門職が対面で行う心の相談室、それから心の不調の方が集まり、話したりゲームをする居場所としての「ゆめの会」という心の交流会、それからゆめの会からステップアップいたしまして、買い物や料理それからみんなと一緒に食事をする等のデイケアを行う「つぼみの会」などがあります。そのほかに住民の皆さん向けには、専門分野の講師を招いての「こころの健康づくり講演会」ですとか、自殺の危険を示すサインに気づき声をかけ、必要な支援につなげ見守るといった役割を担う人、これを「ゲートキーパー」といいますが、この人材を育成するためのゲートキーパー講座等の開催に取り組んでおります。以上です。

○津谷（9番）

はい。私もこの健康づくり計画長野第四次の案ですけども、これしっかり読ませていただきました。その上での質問ということになります。これら心の相談室ま

た「ゆめの会」等々ありますけども、プライバシーに十分に配慮しながらでかまいませんので、これらを利用されている状況や人数また男女別世代別などがわかれば教えてください。

○保健福祉課長

心の相談室につきましては、年 6 回開催しております。昨年度は延べ 11 名の相談者がありました。実人数、男女別等につきましては秘密を堅く守るということを約束してありますので、公表は控えさせていただきます。それから「ゆめの会」及び「つぼみの会」につきましては、それぞれ月 2 回を原則として年 24 回開催しております。「ゆめの会」には昨年延べ 50 人「つぼみの会」には昨年延べ 44 人の参加をいただいております。また「こころの健康づくり講演会」につきましては年 1 回、女団連と共催しておりますが、昨年度は 100 人の参加者がありました。ゲートキーパー養成講座でございますが、原則これは 1 クール 3 回の講座を開催しております。昨年度は辰野病院で開催いたしまして看護師などの医療関係者と住民併せて 30 人、それから消防団を対象に 1 回のみ講座を開催いたしました。この消防団の講座には 70 人の参加をいただいております。また保健福祉課に直接相談のある件数につきましては、電話で 8 件、それから窓口へ直接こられた方が 2 件、訪問を 3 件しております。以上です。

○津谷（9 番）

はい。ということで数字から何がわかるかということではあれですけれども、相談を受けてこの後具体的な支援、またその後の追跡調査などによる社会的支援などのフォローはどのようにされているのでしょうか。

○保健福祉課長

心の相談室におきましては、専門の精神保健師が相談者と直接相談をしております。訪れる方の中には本人以外に家族の方が多いと聞いております。面談の中で必要があれば医療機関への受診を進めていただくことになります。その他に町の支援が必要な場合につきましては、相談者の同意をいただきまして町の保健師が窓口や訪問での対面相談あるいは電話での相談支援に応じてまいります。心の不調につきましてはさまざまなケースがありまして、いろいろな背景や要因が複合的に重なっているということが多いものですから、当事者の話に耳を傾けて町の保健師の他に必要な支援機関等にもつなげていくといったような状況でございます。

○津谷（9番）

うつ病、極めて重要な健康問題として捉えまして、この心の健康を保つために早期発見また治療また社会的支援にわたる対策・推進が必要でございます。この早期発見のための支援また関係機関などへのネットワークまた各事業所への啓発、特に事業所は6月1日よりパワハラ防止法も施行されております。パワハラによるうつ病に発症するケースも年々多くなっております。その辺の啓発活動はどのようにされていますか。

○保健福祉課長

まずは早期発見のための支援でございますけれども、特に自殺につきましては、最近では個人の問題から社会の問題へと認識されているようになりました。自殺に至る前のうつ病等の精神疾患の早期発見、早期治療等適切な相談支援機関につながることで自殺予防につながってくると考えております。そういう意味では心の不調にまず気付くということが大切になってまいりまして、そのための人材づくりにつきましては、先ほど申し上げましたように、消防団員を対象に行いました自らの心の不調に気付くとともに家庭の中あるいは地域で活躍している職場の中で活躍している立場から、他の人の心の不調にも気付くいをもらいたいといった願いがあります。また辰野病院で行いました講座につきましては、医療現場における気付きや患者さんの心のケアにも役立ててもらいたいといったような趣旨で研修を行ってまいりました。町ではこの自殺対策につきましては、生きることの包括的な支援ととらえまして、まず各課で実施している生きる支援に関連する事業のたな卸しを行いまして、自殺対策の具体的な取り組みに組み込んでおります。また町長を長とし副町長、教育長、各課長をメンバーとする「辰野町命支える自殺対策推進本部」を組織しまして、全職場あげて総合的な対策を講じることとしております。今後は行政だけではなく警察や消防などの関係機関、会社企業、医療機関、地域など巻き込みまして「自殺対策協議会」のようなものを立ち上げて、対応しなければいけないと考えております。以上です。

○津谷（9番）

うつ病を起因とした自殺ということが大変多いというわけで、日本は国内は平成10年ですね、バブルの崩壊後一気に3万人を超える自殺者がとても多くなって、中でも中高年の50代平均の自殺者がとても多くなっています。これをふまえて年々こ

ういう啓発活動等々行いながら、今 2 万人ぐらいの推移をしているわけでございます。コロナ禍においてあまり啓発普及が今年はまだできていないと思うんですけど、年間でもっとも自殺者が多いのは 3 月なんですね。3 月は自殺対策強化月間でもあります。また毎年 9 月 10 日から自殺予防週間があります。そこでそこに向けての今後の計画、また県では学校の再開に伴いまして中学校や高校生の不安、また悩みの相談も応じるアプリの LINE によります「ひとりで悩まないで@長野」今月から開設いたしました。この活用、推進も含めましてどのような計画があるか教えてください。

○保健福祉課長

はい。長野県の傾向としまして未成年者をはじめとする若者の自殺率と高齢者の自殺率が高いということが指摘されております。町ではこれらをふまえて若者向けには毎年の成人式で啓発活動を行い、また昨年の 9 月の自殺予防週間には辰野高等学校の生徒昇降口と辰野病院の正面玄関前でチラシ等を配る啓発活動を行ってまいりました。その他に役場職員に 1 回それと町内中学校、保育園の教職員を対象に 1 回、辰野町在住で長野県教育委員、特定非営利活動法人子ども・人権・エンパワメント CAP ながのの代表であります矢島宏美先生を講師に迎えまして、子どもの現状を知り子どもの出す SOS への対応の仕方についての講演会を行いました。また中学校等の現場では生徒の SOS の出し方に関する教育を推進することになっておりますので、今後も進めていっていただきたいと考えております。なお LINE によります相談窓口「ひとりで悩まないで@長野」につきましても、町のホームページから県の紹介ホームページにリンクできるように手続きをとってるところであります。また高等学校等で生徒に対しまして、この相談窓口のチラシが配られているようですので、併せて紹介をさせていただきます。以上です。

○津谷 (9 番)

はい、ありがとうございます。続きまして産後うつ対策と支援についての質問に移ります。出産後の女性の死因といたしましてもっとも多いのが自殺であるという結果が出ております。これは産後うつが原因のひとつではないかとされているわけでございます。実際産後うつの発症率というのは、産後女性の 10~20%とされております。これは一般的なうつの 5 倍以上の発症率ということがわかっております。産後うつというのは、母親の心や身体だけではなく母子の愛着障害、また家族の心身の健康、家庭の機能不全など様々な影響を持つと言われております。この代表的

な症状といたしまして子育てに自信がなくなる、子どもが可愛くないなどの子育てへの自己評価の低下、食欲、睡眠、意欲の低下、疲労感、また死を考えてしまう等あります。これって子育てをしていたら当然じゃないのとか、眠れない、疲れる、子育てに自信が持てないなんて当たり前、そう感じる方が意外と多い。だから産後うつを患っている本人でさえ全く気が付かない。家族にも育児で疲れているだけだと見逃されていることが、とても多い現実があります。助産師や医師などにも「子どものミルクの飲みが悪くて」とか「寝つきが悪くて」といった子どもへの心配事として相談されることがほとんどだそうです。多くの産後うつの症状に対して「子育てなんだからつらくて当たり前」と批判する傾向があります。しかしこれは全く違う、当たり前とか我慢するものではないということです。社会全体で取り組んでいかなくてはいけない課題であると思います。そこで質問をいたします。妊産婦や子育て世代の心のケア対策の状況、またこれもプライバシー保護の上でいいんですが、相談件数や主な内容をわかる範囲でお聞かせください。

○保健福祉課長

妊産婦子育て世代のうつ対策につきましては、基本的には各種医療機関との連携を深め、うつ等の可能性のある人の早期発見に努め個別の支援につなげていくことと考えております。町で取り組んでいる事業、ここでは3つ紹介させていただきたいと思いますが、まず産婦検診でございます。これは産婦の産後うつ予防や新生児への虐待予防を図るため、産後2週間、産後1箇月などの出産後間もない時期に産婦検診を通じまして、産後の初期段階にある母子に対する支援を行い妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うというものであります。「エジンバラ」と呼ばれてます産後うつ質問表票に基づき、医療機関で検診を受けていただきますけれども、リスクの高い方につきましては保健師がフォローをしてまいります。この事業は昨年の4月に開始いたしましたが生産後2週間の受診者は昨年72名おりました。フォローが6名、産後1箇月の受診者は94名でフォローする方が1名おりました。もうひとつ産後ケアというものがございますけれども、これは産後間もないお母さんが入院等によって産後のケアを行うというものであります。平成27年に事業開始しまして昨年度は入院のみに適用しておりましたけれども、今年度から制度改正を行いまして入院型に通院型と訪問型を加えて実施しております。昨年の利用実績は1名が2回利用し合計6日間の利用がありました。もうひとつ、ママサポート事業と

いうのがありますが、これは産前産後のお母さんのいる世帯にヘルパーを派遣して家事等の負担を軽減するものでございます。昨年度は 2 名の利用がありました。以上です。

○津谷 (9 番)

辰野町では今年度より「子育て支援アプリ母子モ」「辰野ほっこりナビ」開始をいたしておりますが、これを活用、推進もとても必要になってくるかと思っておりますので、ここで質問はいたしません。より周知の徹底をよろしく要望したいと思います。最後に独居高齢者への対策となりますが、こちらに関しては私も再三質問をしておりますのでちょっと割愛をいたしますが、独居高齢者の自殺は 4 割を超えて、また高齢者の自殺とともに在宅介護をされている方の自殺、また無理心中についての課題というのも浮上してきております。介護や看病疲れで自殺をしてしまった方も多いいとされております。中でも 50 代から 70 代が 7 割を占めております。ということは親が 70 代後半から 90 代 100 歳などの後期高齢者でありまして、身体も動かなくなっている親を一生懸命介護しているうちに、ひとりで辛さを抱え込んでしまうとそして自ら命を絶ってしまう、こういう悲劇が繰り返されていると思っておりますので、ぜひ辰野町における自殺対策計画の中にもこれらもしっかりと視野に入れていただいて、取り組んでいっていききたいことを要望いたします。最後に端的でお願いをしたいと思います。心の体温計の導入です。これはスマホアプリを使いまして、心の状況をです。ね気軽にチェックできるチェックシステムであります。これは 8 つのチェックシステムがありまして、本人モード、家族モードまた赤ちゃんママモードなどあります。辰野町におきましても前向きな導入を要望いたしますが昨年は岡谷市また近々では箕輪また南箕輪、県内では 8 箇所、全国では 256 箇所が導入されておりますが、この導入の考えはいかがでしょうか。

○保健福祉課長

はい。議員から資料等いただきまして近隣の市町村等見ました。かなり多く導入されております。現在予算を伴いますのですぐには導入できませんけれども、2 年 3 年位までやってきました 24 時間の健康相談も現在やっておりませんので、このようなアプリケーションの導入も検討してまいりたいと考えております。

○津谷 (9 番)

これはとても私自身もやっていますけども、とてもわかりやすいということであり

ますんで、セルフチェックの意味でも、ぜひこの 9 月の自殺予防週間に向けて前向きな取り組みを要望いたします。まとめに入ります。この SDGs の 17 の目標の中にすべての人に健康と福祉また住み続けられる町づくり、また平和と公正をすべての人になどに則した目標があります。誰一人取り残さない町、町民全体の心の健康を守る持続可能な支援を地域包括ケアシステムの構築とともに、第六次総合計画の中にしっかり反映をしていただくことを要望といたしまして、私の質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

○議長

進行いたします。質問順位 2 番、議席 8 番、池田 睦雄議員。

【質問順位 2 番 議席 8 番 池田 睦雄 議員】

○池田 (8 番)

おはようございます。本日は貴重な時間を賜り大変ありがとうございます。新型コロナウイルス感染は全国規模で拡大し、第 1 波は峠を越えたとのことから、国の緊急事態宣言は解除されましたもののいまだ収束に向かっておりません。第 2 波、第 3 波の再来が懸念され私たちの日常生活において外出自粛、マスク着用、こまめな手洗いや 3 密を回避する自己防衛が必要となっています。当町においては危機管理対策会議を早期に立ち上げ、国、県、近隣市町村の動きに呼応し支援を必要とする各種団体に町として補正予算を組みながら最大限の施策を実施していただいている。いろいろなご意見はございますけれども、私は一定の評価をさせていただきたいと思います。新型コロナウイルス感染症に関する質問は後ほどさせていただきます。それでは通告に従いまして質問します。最初に第六次総合計画の策定方針と進捗について伺います。まず町の荒神山スポーツ公園の強みと第一次総合計画への位置づけです。令和 2 年度事業計画で 4 月から 6 月にかけて町民アンケートや各方面の意見・要望を聞き「基本構想案作成」「各課施策立案・ヒアリング」「各ワークショップ」等の段階にきていると考えます。私 12 月議会で町長から荒神山スポーツ公園のランドデザインはまだないが、災害避難場所としての役割もあり重要拠点との答弁をいただきました。そこで一つ目ですが、町の資源を最小のコストで効果の最大化のため、荒神山スポーツ公園の強みと第六次総合計画への位置づけについて、どのようなお考えか伺いたいと思います。

○町長

はい。荒神山スポーツ公園は町のほぼ中央に位置しておりまして数々のスポーツ施設がある他、美術館、昆虫館といった施設もありまして、また温泉を利用したたつのパークホテルまた湯に行くセンターといった宿泊温泉施設もございます。町民はもとより県内外から多くの方が訪れてくれる場所となっております。また町観光協会主催の、荒神山公園さくら祭りであるとか冬のほたるも、年々盛大に開催されておりまして、緑豊かな自然の中でのイベント会場としても定着しております。また町独自の制度であります合宿補助金の利用も年々浸透、増加してきておりまして、関東または中京方面の大学、高校中心に利用が広がっていることも、誠にありがたく町が誇れる自慢の場所であります。本格的なスポーツから友人、家族で楽しめるレクリエーション、あるいは憩いの場所として利用できることが他市町村にも負けない強みといえる、そのように考えております。第六次総合計画におきましても、多くの人々の健康増進ならびに憩いの場所としての荒神山の活性化と、スポーツ振興の拠点となるべき場所としての存在感は計画から決して外せないものと考えております。

○池田（8番）

はい。町長の現状分析の中で自慢の場所だよというお話をいただきました。私もまさにそのとおりだと思います。そういう中で今少しお話をいただきましたけれども、この場所は町に活力を見出す可能性がある、荒神山スポーツ公園を町民のスポーツ振興と活性化の拠点と位置づけ、今進めています「ど真ん中町プロジェクト」でございますけれども、この中にぜひ組み込んでいただきたいという、これは要望なんですがいかがでしょうか。

○まちづくり政策課長

ど真ん中プロジェクトにつきましては様々なプロジェクトに伴う相乗効果っていうのが期待できるところでございます。議員ご指摘のとおり荒神山スポーツ公園が広域的に誇れる公園でございます。ど真ん中プロジェクトの考え方につきましても、辰野町を日本の中心として、生きがいを持って取り組んでいくプロジェクトですので、ぜひそういった中でどんな形でこの荒神山公園を PR、アピールできるか考えていくこともひとつテーマとしてあるかと考えております。以上です。

○池田（8番）

荒神山スポーツ公園をやはりそういう町の、そうはいつでも宝物という形でした

いに認識またはそういう形で機運が盛り上がっていくというのは、私としては非常にありがたい、またはそういうそれそのものを町民としてですね共有して、ぜひみんなで誇れるスポーツ公園にしたいとなというふうに常々思っております。続いて第五次総合計画後期基本計画の実施計画と第六次総合計画の関連について伺います。第五次総合計画後期基本計画の結果は来年の3月末までです。そういう中で最終結果、まとめが出る前に第六次総合計画を立案するわけですが、現在進行形の第五次総合計画後期基本計画とどのように連携をされていこうとお考えでしょうか。

○まちづくり政策課長

総合計画全般についてのご質問でございます。町としましては、まちづくりの合言葉それから5つの将来目標と行財政改革大綱に基づく2つの取り組み目標の実現を目指して、第五次総合計画後期基本計画に掲げる各施策の進捗管理を毎年行っております。現在のその進捗状況だけ簡単に申し上げますと、進捗評価について簡単に申し上げますと、評価基準をA・B・C・Dの4つのランクに分けた評価におきましては、計画の目標を達成した、またほぼ達成したというA評価が27%、また順調に推移したまたは一部改善の後に事業を継続していくというB評価が68%、A・Bあわせて95%を占めており、基本計画の4年間の中で多くの施策において一定の進捗をみていると考えております。そういった中におきまして、次に令和3年度から始まる第六次総合計画との関連についてご説明を申し上げます。現在策定を進めております第六次総合計画につきましては、第五次の後期基本計画の進捗管理の評価検証結果をふまえつつ、昨年12月に行った町民意識調査結果を反映し、併せて理事者及び教育長のヒアリングを行いながら並行作業を行っているところでございます。その中で現在の施策に、対する課題、改善案また今後実施する必要性が小さくなってきている施策、また今後実施していきたいこと、第五次総合計画期間中に発生した新たな課題、今後生じることが見込まれる課題、そしてその課題への対応策の案などを確認、整理しまして第六次総合計画の策定、立案に入っていくという予定で進めております。以上です。

○池田（8番）

はい。先日、全員協議会で第六次総合計画の策定についてというので、こういう書類を送っていただいてアンケートどっと、それから皆さんでミーティングされた

内容がどつと、そういう非常に厚い読みごたえのあるものをいただいたんですけども、その中の第六次総合計画の基本、政策の基本ていったところがありまして、ここでちょっと気になったなと思ったのは、ゼロベースからの検討ではなくて、これはゼロベースはいいんですけれども、現行のものをベースに基本構想審議会において検討を行うこととすると。第五次後期基本計画のものを原則踏襲し計画案の作成を進めると。私としましては、現状の計画そのものを大きく変えるとかそういう方向ではないかと思うんですけれども、あまりにも第五次総合計画のものに引っ張られてですね、引っ張られて第六次そういう面ではこれからチャレンジをするという計画を立案するという事なんで、ゼロベースとは言いませぬけれどもやはりその五次基本計画をまとめながらも、何かこうチャレンジしていける計画にしていきたいなというふうに思います。そこでチャレンジするという事でいけば、果敢にチャレンジする計画にしていきたいので、ぜひですね今も入ってらっしゃるかもわかりませんが、地域おこし協力隊のメンバー、こういった若い方のフレッシュなアイデアとかそういうことをできたら全員、そのどんな形でもいいんですけれども検討委員会の中に入れていただけるようお声がけをいただきたいなど。地域おこし協力隊はご存知のとおりスキルもありますし感性の豊かなチャレンジ精神旺盛な方々だと私は認識しております。そういった中で計画立案段階に参加するだけでなくですね、試行、結果検証そして対策の実施、フォローに至るまで PDCA の最後を全てまわすような形まで入っていただいて、実践をしてもらおうと、これによって何がおこるかというこの地域おこし協力隊の方が定住していただいて、自分の作った計画、自分でやるっていったらやっぱり残っていただける、そういう淡い期待を持つわけです。そういうところからですね、ぜひ協力隊のメンバーをですねいろんなところでメンバーの中に入れていただきたいと思うのですがいかがでしょうか。

○まちづくり政策課長

地域おこし協力隊の皆様へのこの 3 年間の期限とした活躍については、議員と同じように私どもも大きな期待を寄せているところでございますが、まだ協力隊はいつてみれば移住・定住、移住してきた方ですね。こちらの協力隊が地域に溶け込んで町の行政の中に関係性をしっかりと構築して、その結果協力隊が課せられたミッションていいですか、目的が十分達せられるかどうかの見極めというものを必

要になってまいります。個々に協力隊の資質、やる気は皆さん感じますが資質、様々な違うものですからそういったところを見極めながら辰野町にいずれ定住していただけるような、そういった期待をこめながら関係性を構築して行っていきたいと思います。その中で新しい移住者としての新しい外のアイデア、これ大いに参考にすべき部分もございますので、協力隊には必ず部署が所管している部署もありますから、部署の職員と連携をとりながら施策に少しでもそれが反映できるように、関係を整えていくことが必要であるというふうに考えております。以上です。

○池田（8番）

はい。ぜひ協力隊のメンバーのですね、感性をぜひ生かしていただきたいなというふうに思います。次に参ります。2番目なんですけど、たつの未来館アラパの令和2年度運営についてです。令和2年度予算審査経過とフォローについてですが、まず福祉教育常任委員会への経過報告について私は荒神山スポーツ公園の複合施設が先ほども出ましたが、市町村にない町の大きな強みであり宝物と感じております。町の活性化のためには荒神山スポーツ公園の復活・再生が重要と思っております。その中で私は福祉教育常任委員会より3月11日の令和2年度予算審査において、アラパ管理業務委託費の説明が不十分であったため3月13日に再説明を求めるとの話を聞きました。3月13日に福祉教育常任委員長のご許可を得て、委員会審査を傍聴させていただきました。内容は令和2年度予算のアラパ管理運営業務委託について、運営及び管理計画を町職員と地域おこし協力隊及び現委託業者間で話し合いが行われておらず、連携が取れてないためアラパ運営業務について管理計画が見えない。委員会としての現業務委託契約期間が3月31日までであるが、指定管理ありきではなく多面的かつ複合的な検証検討を求め教育長から、その時にはいらっしゃいましたが、ゼロベースで今後を考え検討をすると答弁をいただいたと。これらの説明を受け事業経営の様々な角度からの検証検討がみえず、今後の計画もみえてこないことから町長要望となりました。3月19日日本会議で町長より、アラパの過去2年間の実績と課題を十分に検証し、次年度早期に次年度ですから今の我々の時ですねに協力隊、管理運営事業者、体協、さらに利用者を含め検討組織を立ち上げ運営方針を決めると答弁をいただき、予算は可決されました。4月10日に福祉教育常任委員会の要請で結果報告を担当課から受けましたが、結果内容は事業経営の検証から管理委託費を当初計画予算より減額し、現状の管理委託業者へほぼ同様の委託内容

で4月1日契約締結したとのことでした。管理運営業者との運営委託契約後の事後報告ということでしたが、報告の理由が遅れた理由は何かございましたでしょうか。

○生涯学習課長

はい。遅れた理由ということではなくてですね、委員長さんより要望がございまして、4月10日に行っております。4月1日から新年度アラパの管理については継続されてるわけございまして、先ほど町長答弁にございましたが、年度当初にということは、4月1日令和3年度に向けてのですね検討を、年度当初に行っていきたいということで答えたわけございしますので、4月10日について遅くなったとは思っておりません。以上でございます。

○池田（8番）

今遅くなったとは思えないというお話をいただきました。3月の定例会の福祉教育常任委員会要望での町長答弁後の検討結果について伺います。3月19日の委員長報告と町長答弁後常任委員会指摘の内容、指定管理者、指定管理ありきではなくて多面的かつ複合的な検証検討をしていただきたいとの話でした。4月1日の管理運営委託の契約となぜなったのでしょうか。

○生涯学習課長

3月のですね定例会におきまして先ほども言いましたけれども令和2年度の予算を通過させていただきました。予算については先ほども議員さん申されたように、委託の内容等ですね見直しをさせていただいて、切れ目のないような形で4月1日からの委託についてはささせていただきました。なおその後ですね、アラパのあり方についてまずは役場内部の中でですね、事業採択当時の担当また関係職員等ですね協議を行っております。内容についてはまたご説明させていただきたいと思っておりますけれども、本施設につきましては国の地方創生拠点整備交付金事業で整備したものでございます。建物改修やその運営が主目的ではなくてですね、事業による地域の活性化、人づくり、まちづくりが本来の目的でございます。長年の休業で町のマイナスイメージと指摘されたこの施設を、再び子どもたちや若者が集う場所にしようというものでございました。事業の目的と施設の位置づけは、ひとつとしては荒神山スポーツ公園をはじめ町内全体やまた伊那谷全体をアクティビティフィールド、体を使った実体験や遊びができる場として捉え、その活動を広げるための情報発信・交流の拠点として、また2つ目には伊那谷の玄関口、三方通じる分岐という立

地を活かし、町内外の方が訪れる広域観光の拠点として、また 3 つ目としましては施設での体験・イベント等実体験を通して、子どもたちや若者が本格的スポーツや事業等の夢に向かって、チャレンジするきっかけとなるための拠点として整備したものでございます。これまでの成果としましては、幅広い年代の方々に施設を利用していただき、ボルダリングなど新しいスポーツを体験していただいたほか、地域おこし協力隊が「出張アラパ」として保育園や学校、各種イベントに出向きまして、新しいスポーツに触れる機会を設けることで、体を動かすことが大切、また喜びを実感していただくことができました。2 番目には運營業務委託のサンジャパンさんには地域の新規事業者としての人脈を活かした自主事業の中で、本格的なジムトレーニング、またヨガ、ボクササイズ、キッズダンス、シニア向けの筋トレ・ストレッチなどこれまでにはない新たな健康増進の世界や人の輪を広げていただきました。3 つ目としましては世界に旅してきた自転車冒険家小口良平さんとの出会いで、辰野町との繋がりができたものこのアラパがきっかけであり様々なイベントで活用いただき、町内での起業にも繋がっております。これまでの施設の立ち上げに注力してきましたが、本来の事業の効果を発揮できるように本腰をいれていかなければならない、また施設の利用促進、経営健全化の努力は当然のことでございますが、その一面に留まることなく、町民福祉の向上と未来に向けたまちづくりという本来の目的に向けた努力が、まだまだ足りないと思改めて実感してる次第でございます。こうした点をふまえながらですね、各団体等と検討してまいりたいと思っておりますのでそんな予定で今現在行っております。アラパが開業前にですね、中学生をはじめ多くの町民の皆さんに、たくさんのアイデアをいただきましたので、その夢の実現に向けて取り組んでいきたいと考えております。またスポーツに強い熱意と関心をお持ちの池田議員にもですね、ぜひともお力添えをいただきながら考えていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。以上でございます。

○池田（8 番）

ありがとうございます、といたいんですが私はまだ次の次のテーマでそれをお聞きしたかったんですが、今回私がお話した内容は、常任委員会からあれどうなってるという話を求められるところを問題にしたいんです。今回の件はこれは私の個人的な感想です。ですので深くはあまり追求は当然ありませんが、アラパの令和 2 年度管理業務委託契約について、委員会から運営及び管理計画と経営計画の検証が

課題として取り上げられた。これを受けて業務委託契約締結前あるいは委員会から要請がある前、要は4月1日の前にことはもう動いているわけですから、その前になぜ委員会の方に報告をいただけなかったのかなど、ここが私は非常に残念に思っています。一般的に言えば「ハウレンソウ」という問題です。ボールを投げられている人は返さなきゃいけないわけですよ。誰がいつどのタイミングで実はタイミングが問題なんです。ですのでぜひこういうことが今回あったということと、委員会として特に大きな問題にはなってませんが、私個人的にみると、もう少しスムーズな運営の仕方ってあったんじゃないかなというふうに思った次第でございます。次にいきます。今お話いただきましたので具体的に、今大きな話としての流れはありました。私委員会細かいデータをいただきました。そのデータの分析、分析ですね。これがどれだけできているかをちょっと確認したいと思います。私は時間があつたので自分でそれぞれやってみました。どれだけの人がどういうふうに使っているか、町外町内でどれだけ割合使っていただいているかというようなことを全てみたところやはりジムでトレーニングジムを使っている方が一番多いと、それもウイークデーも使っていただいていると、クライミング、クライミングといえますかね、ボルダリングは祝日で使っていただく方が多い。こんなことがわかりました。町外の方が約4割くらい来ていただいているということです。ただし次にもういっちゃいますけれども、先ほどの出ました業務委託契約を4月1日に締結していただきました。これはアラパの業者選定にあたるわけですがけれども平成30年度にアラパがスタートにあたり、当初は「公募型プロボーズ」、令和2年度と今年度は随契というふうに伺いました。3回同じ業者です。そこで事業の展開する時間帯のが10時から12時までという形になってます。委員会でもこの時間を少なくとも祝日または日曜日の夜10時までいってスポーツジムでやりますかと、一般のスポーツジムを見てもその時間帯はやはりやってないじゃないですか。9時とか8時とかそこで終わっているという事実があるわけです。それはビジネス的に成り立たないからです。実はその時間帯をチェックすることはできないんですわ。受付していただいた時に時間書きませんから、実は今は書いているんです。コロナの影響で何時から何時までいつ入っていただいたか、後追いでできるようにも少しあるんですけれども、今は書いてありますので時間を追いかける、分析することはできますけれども30年と令和元年は追いかけることはできないということは、何時から何時まで要は時間

を減らしていいのかまたは増やさないといけないのか、その検討すらできないのに委託契約だけどんどん進んじゃうわけです。私はこれはちょっと何でかなというふうに疑問を思うわけです。今回は競争入札とかということではなくて、随意契約ということでやられたんですけども、非常に特殊な契約だと思います。こういう契約というのはたまたま今回そういうことでお話を伺った中で出てきたんですけども一部委託、直営とこの随意契約による契約どうですか。どのようにお考えでいらっしゃいますか。

○生涯学習課長

議員ご指摘のようにですねこれは平成 29 年度のプロポーザルによりまして業者を決める際に、一部業務委託ではありますが指定管理を視野に入れての 3 年間の収益事業の収支計画の提出を求めながらですね、試行錯誤しながらアラパの運営を委託してまいりました。そして検証しながらですね単年度ごとに仕様の見直しを行い、最終年度の契約を考えたものでございます。やはり議員いわれるように実際に人がいない時に何で開園しているのかというようなこともございます。やはりデータをもって考慮していかないといけない事案かなと思ってます。ぜひとも令和 2 年度はですね、そういうところを生かしながらまた令和 3 年度に向けての対応にしていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○池田（8 番）

はい。今指定管理を目指すといえますかね、念頭にあっての今の契約スタイルの動きだと、確かに 1 年目は試行錯誤のことなのでどうやっていいかわからない、やってみていうそういうのがあったかと思えます。平成 30 年度はちょっとおきましよう。31 年じゃまったく同じ契約にしますかと、この委託業者の方は通常勤務の後の夜 5 時から 10 時まで、それと土曜日・日曜日・祝日の休日の対応ということで委託業務をしていただいと。極論いうと平日のチェックがかかってないじゃないですか。ここどのようにしてコミュニケーションとっていらっしゃいますか。

○生涯学習課長

はい。時間帯によってですね、直営の時間とまた委託の時間とあるかと思いますが、引継ぎ等はですね行ってるわけでございます。特に料金に関わる部分につきましてはですね、職員立会いの下ですね対応さしていただいておりますし、なかなか町の職員そして地域おこし協力隊そして委託業者と 3 者ございますけれども、でき

るだけ対応とってやっていくということで今進めております。以上です。

○池田（8番）

検証しながらやられてると、どのような検証をされていますか。少なくとも平日やられている5時までやられてるメンバー、町職員の方2名と協力隊の方2名、今回まだ1名ですけどね4名、それと委託される方がチェンジされる、ここでチェンジされる時に、それぞれたとえば毎日でなくてもいいんですけど、ノートのやり取りだけとか口頭だけでなく、きちっといつか決まったところで集まって、それぞれの課題とかてのをそれが検証だと私は思うんです。そういったことってやられますか。

○生涯学習課長

はい。今議員さんご指摘のようにですね、令和元年度につきましてはなかなかそういう機会がなかったことは事実でございます。そういう反省を元にですね、令和3年度につきましては業務内容についての報告等もしていただいておりますし、事務所の中でですね引継ぎ等行ってるわけでございます。なおアラパについてはですね通常の指定管理についてはですね、町の職員と指定委託業者、地域おこし協力隊の皆さんはどちらかという外へ行くことが多いかと思っております。ですから直接の管理については職員と委託業者になるかと思っておりますが、先日もまあ私も打ち合わせしているところ行きましたが、中にはたらのラボの職員もおりますので、毎日その職員と協力隊と町職員については打ち合わせさせていただいてることでございますし、夕方については町職員と委託業者の引継ぎができているかと思っております。

○池田（8番）

はい。私は非常に危惧しております、今のアラパの状況は。指定管理していただいている業者の方は物販もやられると、その物販というのはサプリメントとかこれは自販機で動くお金じゃないところでお金が動いてそれは自主事業として町のほうは認定をしてやってもらってます。私はそのものは悪いとは言いません。けどその自主事業でやってもらった物販の要は収入収益で利益が出たら2割でしたっけ前回の答弁のときに20%町のほうに還元されるということなんですが、その契約って例えば年間5回講座、フィットネスですねいろんな講座を5回やった時に5回のうちの1回が大赤字になっちゃった、試しですから。その時に4回に利益が出たのを全部ゼロになっちゃったといった場合ですね、この指定管理というじゃなくて自主

事業の運営ではどのように見るんですか。私は個々の個々の事業で採算を取って赤字になってしまった、それはリスクとしてその自主事業者の責任だというのが普通一般だと思います。実はそうになってないってのは見させていただきました。今は試行錯誤のときなのでこれはしょうがないと認めます。ただしその認めるにあたってでもですね、ぜひそのメンバーでコミュニケーションをしっかりとっていただきたいというふうに思います。私が危惧しているのはまず伺いますけれども、指定管理業者は今入れてます。あすこの施設年間収入が実際利用料でのがやっぱり 900 万円くらいでした。いろいろ情報をいただいてですね。自主営業、要は夜、土日、そういうスクール含めてですねやって、今のところ年間 300 万です。昼間は協力隊のメンバーは無料でやってますのでその中にはお金は入ってません。ということは 1,200 万ですかね売り上げ、プラスアルファと考えましよう。実働支出が今いくらかかっているかをお願いします。

○生涯学習課長

アラパの予算上につきましては、令和元年度でございますが支出については約 3,500 万かかっています。そのほかに町職員につきましては教育委員会全体の人員費の方でみておりますので、トータルしますと約 4,900 万がアラパにかかっているお金かと思っております。以上でございます。

○池田（8 番）

はい。現状はこれです。現状把握とした場合これをどういうふうに軌道に乗せていきますかと。私はそういう売り上げで利益だけがひとつのポイントではないと思います。無形効果といって気持ちの上で、ああ良かったねと次に元気が沸いたわよと、または今アラパに来ている人たちで昼間ウイークデーにきている方で結構お年寄りの方が多いんですよ。ちょっと話を聞くとお友達がほしい、要は話ができる、そういうコミュニケーションの場に来ているって人も一人とか二人いらっしゃいました。これはお金には換算できないんです。そういうコミュニケーションを目的にこられる方もいらっしゃいますから。でもいかんせんこの 2,000 万を越すお金をどのようにしてまたは指定管理業者ということをお考えということなんですけれども、指定管理業者、私が指定管理業者だ 2,000 万の指定管理料をお願いしたいなということになってやっとな運用ができるんじゃないかとこれはまずいと、ここにみんなで知恵を出してアイデアを出さないと誰かやってくれる方がいないと直営ですと

やっていくようになるかもしれないんですけど、やっぱりそういうストーリーが今何となく何となくですよ今年はこれで1年いきますけれども、来年また随契で同じように1,000万出してさらに日中は直営っていいですか町職員である面動かして何とか動く体裁はつきますけれどもこれ続けられますか、これ私非常に心配です。ですんで今日はちょっと問題提起だけになっちゃいますけれども、ここをみんなで問題共有してですね、新しくそのあすこはあすこでいいポジションにはあるので、私もあるものは絶対使いたいんで、だけどその中身をよく分析してから次のステップに進めたいなというふうに思いますので、ちょっと今日はすみません、問題提起だけになっちゃいますけどお願いします。では次ですけれども、そうはいつでもアラパは6月1日からオープン再オープンしてですね、新型コロナウイルスの感染症対策について対策とっていただいていると思います。皆さん結構来ていただいています。間引きしながら動かしていますけれども、お客様にやってもらうことと、それから私ども事業者アラパのとした対策これちょっと紹介していただいけませんか。

○生涯学習課長

はい。利用者の方にはですね、一人ずつマスクを持参していただきまして、体調確認や検温を行ったうえで氏名、連絡先また入館時、退館時、町内外を受付簿に記入していただいております。またこまめに手指消毒をお願いし、屋内で3密にならないように利用人数の制限や換気要請を行っております。また施設側としてはですね当然スタッフがマスクを着用しますし、受付にはですねビニール等で仕切られた形で飛沫防止を行っております。また空気除菌機を設置いたしまして1時間に1回のアルコール消毒等を行いながら実施しております。以上でございます。

○池田（8番）

私は、アラパは今のコロナ対策について、万全を尽くしていただいているかなというふうに思っています。当然受付で検温してですね、お客さんとのコミュニケーションをとって進めるという形になってますので、窓も開けっ放しにしてですね通気をとるとかいうことをやっていただいているので、除菌機も3月ですか手早く入れていただいでですね私驚きましたということなんですけれども、そういうきちっとして今ある程度できる最大の事をやらしていただいているということで、PRしてもいいんじゃないかなと、逆に窓を開けっ放しにしてドアも開けっ放しにしますんで、虫とか鳥とかそういうのが飛び込んできてですね、また複合的な障害にならないよ

うにちょっとそこは気をつけなきゃいけないと思いますけれども、ぜひコロナ対策をきちっとやってですね皆さんにしっかり利用していただければいいんじゃないかなあというふうに思います。最後になりました。新型コロナウイルスの感染症対策について、ぜひ町長からメッセージを私はいadakたいと思いますが。

○副町長

はい。たつの未来館アラパにつきまして、本当いろいろな角度からご意見いただきましてありがとうございます。議員さんご指摘のとおりですね、今このアラパについては試行中のごさいまして、将来どういう運営方法がいいかということをごさね検討をしていく期間だと思ひますので、もうしばらくお待ちいたきたいと思ひうんですが、ちょっとどうしても今の経営ばかりの話になっているんですが、この建物ができた経過等もちょっとお話をささせていただきますと思ひます。辰野町にとりましてこのたつの未来館アラパが今までになかった新しい種類の施設として、地方創生事業の中の拠点整備交付金という国の補助金を活用しまして、整備し誕生してここで2年が経過いたしました。当時を振り返りますと、新規に施設を建設することはだめだと、既存施設の改修ならこの交付金を使えるということで、全国どこの市町村もですね本当に頭をひねって国から認めていただいて改修した事業であります。それとですね当時を振り返って目を閉じますと、辰野町の中心部にありながら荒れ果てて、草や葛の蔓で覆われまして建物は廃墟のようで、国道からもその荒れ果てた姿が見え辰野町にとってまさしく負の財産の象徴としての扱い方でありました。当時はこの荒れ果てたウォーターパークをこのままでいいのかという課題が、どこへ行ってもまた多くの町民の皆さんからも指摘されまして、もう一度あの建物をあの一帯をまたウォーターパーク一帯を、子どもたちや若者の声が聞こえる施設に再生できないかと検討がされてきた経過があります。この背景にはかつて直営で行って赤字施設として休止となりましたウォーターパークの経営等の経験もありまして、これを考えると町主導よりも民間の力、町民の皆さんの力を借りて再出発、生まれ変わらせることが必要であり、中学生や若者など多くの町民から寄せられたアイデアをいただきまして、今の施設に生まれ変わったという経過もごさいます。なかなか理想と現実とは違ひますけど、3月議会の要望事項にもお答えしたとおりですね、現在荒神山公園の管理・運営に携わっている団体またアラパの利用者、また体育協会等多くの方々にご参加いただきまして、検討組織を立ち上げまして今

年度検討をし来年度以降の運営方針を定めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。以上であります。

○議長

町長、簡単にまとめてください。

○町長

はい、議員の最後の私に対します町長メッセージでございまして簡単で述べさせていただきます。本当にまだ収束に向けての出口が見えない中で、本当に気持ちが晴れない鬱々とした毎日を過ごされている方が大勢いらっしゃるかと感じております。町民の皆様様の感染拡大防止対策に対するご協力によりまして、当町からは1名の感染者も現在出ていない状況であることは、本当にありがたく思っております。ただ毎日新規感染者が発生しておりまして見えない感染に気を緩めてはいけないとそういう認識だけは強く感じております。ただですね本当に明るい気持ちを忘れずに前向きに生活を営んでいかないと心が疲弊してしまいます。よくいわれる新しい生活様式を心がけながら、長期戦の認識を崩さず生活することが重要と考えております。これを機会にですね、これまで当たり前に行ってきた会議あるいは行事の形式、働き方など一つひとつのことについても改めて見直しまして、収束後の世界がさらにより良い方向に変えていくことも大切ではないかと考えております。町民の皆様方には引き続きご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

○池田（8番）

終わりにします。

○議長

ただ今より暫時休憩といたします。なお再開時間は、11時55分、11時55分といたしますので、時間までに入場をお願いいたします。

休憩開始 11時45分

再開時間 11時55分

○議長

休憩前に引き続き再開いたします。質問順位3番、議席2番、向山 光議員。

【質問順位3番 議席番号2番 向山 光 議員】

○向山（2番）

質問に入る前にこの間世界的なパンデミックにより国内でも多くの感染者そして犠牲者が報告されています。お見舞いとお悔やみを申し上げます。さてたとえばスーパーでの買い物では、日常の何の問題もないかのような風景であったものが、入り口にマスク着用、密集回避を呼びかける張り紙がされアルコール消毒液が用意され、店内で大声で走り回る子どもには思わず声をかけてしまいそうになる。レジの前では距離をとって並びビニールのカーテン越しに会計が行われる。たとえば町内に感染者が確認された場合、レジ係のこの方はどんな思いで客である私に接するんであろうか、今もマスクをするだけで変わらず買い物ができるこの日常に感謝せずにはられません。こういう日常こそは医療の現場の最前線で懸命に職務に従事されている皆さん、流通を始めさまざまな分野でも人々の生活を支えるために不安とともに業務を遂行されている多くの皆さん、私たちの生活は本当に多くの人々の生業の上に成り立っているという現実を改めて認識し感謝しなければならないと思います。反面感染された方や家族、感染の危険、不安と隣り合わせに仕事をされている方々への陰湿な誹謗、中傷、差別があることを大変悲しく思います。この後の質問でも取り上げますが、SDGsの誰一人取り残さないという基本理念はまさに人々の日常の意識の中にそして何より行政に関わる私たちの意識の中心におかなければならないことであると思います。新たな日常が始まろうとしています。そもそも長い人類の歴史は未知の感染症との遭遇、戦い、共存、共生の繰り返しであったと言われています。そしてペストやスペイン風邪の世界的大流行は社会のあり方さえも変えてきたと言われています。大流行に匹敵するのではないかとされている今回の新型コロナ感染症によって世界経済、国内経済のあり方から、国際社会、外交、働き方、観光、教育そして地方自治のあり方にいたるまで今、目の前で進んでいる変化をどう捉えるのか、変わるべきものは何であって変えてはならないものは何か、歴史に照らし大きな目で見、地に足をつけて判断していくことが求められているのだと思います。それで質問に入ります。まず湖周行政事務組合による板沢地区への最終処分場計画についてであります。平成28年10月の計画発表以来、3年以上膠着状態であったこの問題が年明けから動き出しました。建設阻止期成同盟会の指摘を受ける形で、辰野町の重要な水源である井出の清水への影響について組合側で調査を行うことになりました。まずこの地下水調査のスケジュール、進捗状況、町はどのように関与していくのかをお聞きします。概略をお答えいただきたいと思います。

○町長

はい。まずは湖周問題、板沢地区への最終処分場建設計画の問題を、常に一般質問で取り上げていただき、問題の再認識を欠かさず取り扱っていただいていることに感謝を申し上げます。議員の質問の趣旨にありましたように、膠着したお互いの状況を踏まえ現地調査を認めた建設阻止期成同盟会の方針は現地調査は内諾しても建設反対の意思はまったくブレていないものと確信しております。湖周行政事務組合は4年越しとなる板沢地区の現地調査に大きな期待を寄せているはずで、「塩嶺累層による井出の清水水源への影響」があるのか、信州大学の赤羽教授にアドバイスをいただきながらしっかり調査を進めていきたいと考えています。調査結果につきましては関係者の間で常に共有していきたいと報告を受けております。具体的内容については、担当の住民税務課長よりご説明申し上げます。

○住民税務課長

それでは調査内容の詳細についてご説明申し上げます。湖周行政事務組合では、期成同盟会の主張する「塩嶺累層による井出の清水水源への影響」があるのか現地調査について現段階で次の3点のとおり実施すると報告を受けております。1点目でございますが、計画地の基準点測量・平面測量、2点目が計画地の地表踏査、建設予定地のボーリング調査、電気探査調査、3点目が地下水流動調査、水源等の地下水涵養状況調査と以上の3点でございます。現地調査の実施に当たりましては、長野県環境部を含む3事務所による「湖周最終処分場整備に伴う3者会」の組織を、令和2年2月に立ち上げております。3者会では事業の進め方、調査結果の解析、信州大学関係者の評価、結果の公表等について定期的な開催を約束しているところでございます。特に長野県からは環境部資源循環推進課の企画幹それと諏訪地方振興局環境課長にお入りいただきまして、隔たりのない公平な調査に意見をいただいているところでございます。そして3者会の会議内容につきましては、その都度期成同盟会に情報提供申し上げておることとでございます。さて令和2年度の現地調査は、4月14日建設予定地でのボーリング工事を本格的に始めております。信州大学赤羽教授の指導を受けながらこのボーリング調査では深さ25メートルまで掘り下げ、塩嶺累層の存在、不透水層の確認を行っているところであります。今後今年度内に地表地質調査、電気探査、地盤調査、地下水調査など各種調査を推し進めていく予定でございます。令和3年度におきましては調査結果の解析・検討と核心部分が明らかになっ

ていく予定であります。現在までの調査状況は、順調であると申し上げ今後の良い結果に期待したいと考えております。以上でございます。

○向山（2番）

県も含めたあるいは辰野町出身の赤羽教授の名教授の助言も受けてということ、透明性のある中での調査が行われていくよう推移を注視していきたいというふうに思います。岡谷の副市長が交代をされまして、5月12日期成同盟会側に挨拶にこられました。その懇談の中で小口新副市長は「最終処分場の技術は日進月歩であり、ぜひ視察を」と呼びかけて建設への意欲を改めて示したものと理解しています。期成同盟会としては、地下水調査の結果に関わらず、そもそも山の尾根近くに最終処分場を建設することの不条理さを訴えてきているわけであり、毎回の質問でありますけれどもこの点について改めて町長の所感をお聞きします。

○町長

はい。今回の調査は期成同盟会と町が主張します塩嶺累層による井出の清水水源への影響を立証するためのもので結果が井出の清水への影響が明らかになれば、それは当然最終処分場建設計画の白紙撤回につながるものであります。地元の皆さんの中にはもっと過激な対抗措置をとるべきとの声もお聞きいたします。辰野町としても建設阻止の気持ちや姿勢に変わりはありませんが、歴史的付き合いの深い諏訪市との関係は一層紳士的でありたいとも考えております。議員のおっしゃるとおり、万が一調査結果が井出の清水水源への影響が明らかにならなかったとしても、そもそも山の尾根近くの川の最上流部に最終処分場を建設を考えることが問題である。しかしいつまでも理不尽だ、到底受け入れることはできないと説得し続けられるのか。期成同盟会の固い意志を貫いてほしいと期待しております。町はいつでも地域住民の安全な暮らしを守る気持ちを最優先に、この問題に立ち向かっています。今後も期成同盟会の皆さんと同一歩調で立ち向かいたいと考えております。以上です。

○向山（2番）

今町長の答弁にもありましたように、地元の皆さんの中には過激というよりもですね、自分たちの思いをもっと強く出して訴えていきたいというそういう思いもあるわけです。それはやっぱり進捗状況がよく見えないということに対する、地元の皆さんの不安の裏打ちでもあるのかなというふうに思います。私が毎回ここで取り

上げることによって町長の見解を再認識させていただきながら、新聞あるいはテレビで報道されることもひとつであろうと思いますが、いずれにしても経過がつまびらかにさしていくことが重要であると考えておりますので、今後とも行政のほうの対応もよろしくお願ひしたいというふうに思います。続いて 2 項目目になりますが、町の行政におけるまちづくりの基本的な方向や運営の方針を示す、第六次総合計画の策定に関しての質問であります。策定への進捗状況ですが計画期間は来年 4 月からで今般の新型コロナウイルスの影響もあるかと思いますが、年度内には策定したいという課長の声も聞いておりますので、ここでは私の考えだけ述べさせていただきたいというふうに思います。2021 年来年度から 10 年間というのは区切りが良いし 2030 年までという SDGs の期間とも一致します。予定通りに策定できることを期待したいと思います。しかし拙速は避けなければなりません。コロナ対策等でも難しいというような場合があれば、ぜひきちんと手続き的にですねお願ひをしておきたいというふうに思います。そこでですね、昨年 12 月定例会における津谷議員の SDGs に関する一般質問に対して町長は、誰一人取り残さないという基本理念に一番共感した、持続可能な地域社会を実現するための新たな行動規範として共感できると答弁しています。また、まちづくり政策課長は SDGs と重なる第六次総合計画の施策については、進捗管理も可能で今後検討していきたいと答弁しました。そこで第六次総合計画に SDGs をどのように反映していくのか、総合計画の策定・実行・検証のそれぞれの段階においてその各施策と SDGs の目標ターゲットとを関連付けていくことが大事であると考えます。もちろん SDGs に関連付けるために、新たな施策を作り出すというようなことを求めているものではありません。しかし何より大事なことは冒頭申し上げたとおり、職員においてあるいは住民において SDGs の考え方、理念に関して理解し共有することであると考えます。理念を共有することについてどのように進めていくのかお聞きします。

○まちづくり政策課長

SDGs の取り組みにつきましては、自分たちが暮らす地域を将来にわたって持続可能にするための目標であることから、地域と深くつながっているというふうに考えております。地域社会における自治体の位置づけを考えれば、多様な利害関係者を取りまとめる役割を担う辰野町の責任は重いというふうに考えております。このため職員の理解と協力は必要不可欠でありまして、幅広い分野をつないでいくという

職員の役割の必要性を感じているところでございます。自治体職員として SDGs に向けた SDGs の推進というものを理解するために「2030SDGs」ですとか「SDGs de 地方創生」といったカードゲーム型の研修を通じて、職員自身が自分ごととして SDGs に触れ、体験することから始めていくことが理念を共有するための第一歩というふうにとらえて今後実施していく予定でございます。また今後は地域団体や企業にも理念の共有を図りながら併せて第六次総合計画に位置づけられている地域計画のワークショップにおいても SDGs の理念を取り入れていくことも視野に入れ住民にもつながるような展開を準備していきたいというふうに考えております。以上です。

○向山（2番）

第六次総合計画あるいはそれに先立つ第五次総合計画の中にもですね、やはり一部そういった理念が入っていたかというふうに思いますが、やはりこれから国際的に取り組むきちんとした明確な理念でありますから時間かけてでもですね、やはり第六次総合計画の策定期間ということよりもですね、時間をかけても意識の共有をしていくことが大事だろうというふうに思います。その話とも少し関連してくるわけですが、SDGs とは持続可能な開発目標ということ、そもそもはそういうことであって県の SDGs 未来都市計画でも県の目指す姿として産業の生産性が高い県と人をひきつける快適な県を並べて目標として掲げています。一方全員協議会において、先ほど池田議員からも指摘ありました、総合計画策定に関するこれまでの取り組み計画が報告されました。その一連の資料のひとつに町民意識調査報告書がありました。具体的には意識調査の問 5-3 ですが、今後 10 年間の町を目指すべき方向について「町の経済と産業を強くし、お金を集める地域」と「文化や自然の豊かさを大切にす地域」とをどちらを選ぶか二者択一、二律背反的に示して回答を求めています。SDGs の理念を持ち出すまでもなくこの質問の設定は不適切ではないかと思えます。行われてしまったことでもありますから経過についてお聞きはしません。しかしその不適切な設問が 2,000 人の町民に対して配布され、メッセージとして伝わってしまったのではないかという危惧をしております。この設問についてどのように考え、対応するのかお聞きします。

○まちづくり政策課長

すでに行われた意識調査について改めて経過は申し上げますが、ただ言いたいことはですね、この設問につきましてはコンサルが設定をしたものを町の設問とし

て位置付けておりますので、町の考え方でございますが目指したい町の姿の大きな方向性を確認するというためにイメージ的な理解ができるように設定をしたというものでございまして決してどちらか一方を選択させるということで、また他方を切り捨てるというような考え方で設定をしたものではございませんでした。そのことはご理解をいただきたいと思っております。設問では回答者が辰野町のさまざまな資源ですとか、固有の立地環境などを元にして、経済の発展という方を志向しているのか、もうひとつ文化、自然を守るほうを志向しているのかというものを伺いまして、アンケートの回答全体としての傾向を見ようとする目的で設定した設問でございましたので、ご理解いただきますようによろしくお願いいたします。

○向山（2番）

意図したものとですね実際に受け止める側のイメージというのが乖離する場合があります。そういう意味ではですね町は依然としてこんな古い考え方でいるのかというふうに捉えられかねない、ですから別の形でも結構です、SDGs の理念の共有の中でも結構ですけれども、そういった誤解が払拭できるような取り組みを意識的にお願いしたいというふうに思います。3番目の質問としてですね新型コロナウイルス感染症対策に関して質問します。繰り返しになります。冒頭申し上げたとおり、SDGs の誰一人取り残さないという基本理念は、この新型コロナウイルス感染症問題について考える時非常に重要であると考えます。いずれにしても緊急事態宣言は解除されましたが、第2波、第3波がくるといわれております。北海道や東京、北九州の事例はまだ第1波の中での小さな動きであり、本当の波は半年とか1年、2年おいてくるのかもしれない。私はいわば小康状態にある現在において、対応すべき課題は何かということについて問題意識を共有していくことが大事であると考えます。それらの課題についてはすぐに着手できるもの、あるいはすぐ解決をせまられることになるかもしれないが、とりあえずは課題として検討していくしかないものというように課題ごとの整理が必要であろうかと思っております。まず役場の業務に関する事業継続計画 BCP についての質問です。これまで検討されてきた事業継続計画 BCP は地震、風水害、火災等を中心としたものであったと思います。職員や家族が感染した場合などは対応も相当異なるものが出てくるのではないかと考えますが、BCP の見直し、強化についてのお考えをお聞きします。

○総務課長

ただ今のご質問にお答えをしたいと思います。議員ご指摘のとおり現在の BCP、役場の方では業務継続計画と申しておりますけれども、この計画につきましては大震災等を想定したものでありまして、今回のような感染症を想定したものではないことについて、またその改定の必要性について認識をしているところでございます。現在のところ 5 月の議会全員協議会でお示しをしまして、庁内全体に共通の感染症タイムライン、いわば行動計画でございますが、こちらの方を作成するとともに国県の指示や専門家会議の見解をふまえた対応指針を作成しまして、随時見直ししながら運用することで対応してまいりました。その結果、職員にとってはわかりやすい、また即時性の高い対応ができたのではないかと考えておりますけれども、議員ご指摘のとおりには今は小康状態でございます。こういった機会を捉えまして今後業務継続計画についても非常時優先業務の再確認とともに随時見直しを進めてまいりたいと思います。特に人員の確保と感染拡大防止対策につきましては、今回の対応で実施をいたしました時差出勤や交代勤務またテレワーク在宅勤務の推進等についても、働き方改革の面も含みながら計画にぜひ反映をさせてまいりたいと思います。以上です。

○向山（2 番）

これだけに集中して検討するってことはできないっていう、これは当然のことです。ありますし、大変日常のコロナ対策を通じてご苦労されているかと思えます。今言われたとおりだと思います。やはり各部署部署です。意識して、これ以上の問題がどういう問題が起きてくるのか、第 2 波、第 3 波はどういうことが想定されるのかということイメージしながら日常業務の中でメモ化し、各部署の中でそれを整理をしていくそういうものの積み上げが、BCP のコロナ対策につながっていくだろうというふうに思いますので、そういった日常での意識付けをお願いをしたいというふうに思います。当面するそのコロナ対策の諸課題であります。町内で感染者が確認された場合、辰野病院には感染症病床がありませんので広域的な対応となると思います。さらには上伊那管内で多数の感染者が確認された場合にどうなるのか、病床の確保、検査体制について上伊那管内での検討状況はどうなってるのかまずお聞きします。また介護職への感染予防対策についてどのように対応しているのか、さらには介護施設で感染症が発生した場合の対応について、介護事業者だけでなく行政も責任を負って対応すべきと考えますが、このことについて広域的に検討が行

われているのか現状についてお聞きします。

○辰野病院事務長

上伊那管内での医療体制につきましては、新聞報道でもありましたように病床数につきましては、感染症指定病院である伊那中央病院を中心に概ね 20 床程度を確保しております。また上伊那管内では事前外来を設置しております。これは保健所の判断での受診となり、事前外来に行くかあるいはかかりつけ医に受診になるという場合もあります。検査体制につきましては現在のところ上伊那管内に検査センター等を設置する予定はないようです。病床数を含め今回の答弁はあくまでも現在の状況です。今後の状況変化に合わせて保健所を中心に対応していくものと思われま。以上です。

○保健福祉課長

それでは介護職への感染予防対策等について申し上げます。まずは国や県から発出されます情報を適時提供いたしまして職員の衛生管理ならびに健康管理をお願いしてまいりました。マスク等の衛生用品につきましては不足しているということを知りましてマスクにつきましては県から提供された 1,000 枚それから県が基金を使って独自に用意した 3,350 枚を高齢者施設に配布してまいりました。また今回実行しております「ガンバルみんなの緊急応援パッケージ」の中で医療機関等とともに介護施設にも支援金を交付する予定でございます。それから介護施設で感染症が発生した場合の広域的対応についてでございますけれども、現在のところ私ども保健担当者の間での広域的な検討はありません。しかしながら介護施設には日常的に介護が必要な高齢者が多く入所しているため、入所者であるとか職員に感染者が出てもすぐには休業するわけにいかないといった状況、施設の運営を継続しながら感染拡大を防ぐといった厳しい状況の中で、利用者の受け入れをお願いしているところでありますので、町としても保健所等との関係機関と連携して積極的に関わっていかねばならないと考えております。郡内の施設につきましては、上伊那の市町村から広域的に多くの方が入所しているため、今後機会をみて広域的に検討するよ。うな働きかけを行っていきたくと考えております。以上です。

○向山 (2 番)

医療だけでなくですね、介護は介護保険という公的な保険制度の中で行われており、そして広域的に入所についても検討判定がされています。そういう意味では

医療同等、行政もですね介護体制の確保については大きな責任があるかというふうに思います。そういう意味でこれからの検討をぜひ広域的に精力的にお願いしたいというふうに思います。総合避難所の課題についてであります。災害時の避難所が開設され、一方で感染者が拡大し町内に軽症や無症状の感染者の一時滞在所、隔離、収容というような言葉使いたくないんですが一時滞在所のようなものも設置しなければならないというような事態も想定されます。ソーシャルディスタンスをとるための広いスペースが必要とされます。となれば体育館の中でも学校併設でない荒神山の町民体育館と羽北の社会体育館は適地であり、重点的な備蓄を検討すべきと思いますがお考えをお聞きします。

○総務課長

ただ今の複合避難所の関係について私の方からお答えしたいと思います。現在国、県の示しましたガイドラインに従いまして町内の宿泊施設やまた現在避難所としてまだ指定していない施設が活用できないか検討中であります。こうした中で議員ご指摘のありました体育館については、広いスペースが取れますので有効な場所だと思います。町民体育館につきましては、町の中心荒神山に位置し、多くの町民の方が場所もよくご承知されていることも強みだと思いますので、重点的な備蓄についても十分に検討してまいりたいと思います。羽北の社会体育館につきましては残念ながら現在は十分な備蓄スペースがないのが現状でございます。そういった中で今後防災倉庫等の設置と併せて検討していただきたいと思います。以上です。

○向山（2番）

いつ起こるかかわからないんで、なかなかタイムリミットというのは難しいと思うんですがぜひ検討を進めていただきたいと。こういった施設にはですね、例えば箕輪町ではソーシャルディスタンスを想定したシュミレーションをやったというような報道がされておりますし、一昨日ですかねちょうど岡谷市では避難用のテントの配備を行うというような報道もされております。ダンボールのベッドだとか仕切りも有効というふうにいわれていますので、こういったことのやっぱり重点的な備蓄、これは大災害の時にも活用できますのでぜひご検討をお願いしたいというふうに思います。次であります。子どもの保護者が感染者や濃厚接触者となって、ほかに養育者がいない状況になった場合の対応について、特に新型コロナの場合移動が制限されますから遠くの親戚、祖父母に頼るということも困難になります。保育ママや

保護施設の利用、保護者と同じ病院での預かりなど国の新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金の活用事例集というものにも事例として掲載されていますが、辰野町内でこれを利用するのは難しいのではないかとこのように思います。児童相談所などは上伊那広域を越えた検討が必要となってくるわけではありますが、現在の検討状況をお聞きします。

○教育長

はい、向山議員の質問にお答えをしたいと思います。コロナウイルスに対する相談ですけど、保健所に寄せられていくわけでございます。保健所としましても家族が感染した場合の対応についてのマニュアルを持っているようでございます。そして子どもが陽性になった場合は保護者などが一緒に入院することになっているようです。逆に保護者が感染をして子どものみが陰性だった場合、今議員言われるように祖父母が預かるというようになりますけど、それも無理な時には他の親族を探すようになっているようでございます。保護者が病気の時、町が実施しているショートステイだとか使うことができるわけすけれど、感染症の場合にはそういうわけにはまいりません。いずれの場合でも預かったらこれ集団生活をするようになりますので、新型コロナのような場合においては感染拡大の恐れがあるということで利用することはできない、そういうことになります。児童相談所にこの点について相談をしましたところ、ありきたりの基本親族にお願いしたい、親族がない場合は児童相談所の職員が児童相談所で預かることもあるかもしれない、しかしこうなった場合には、児童相談所の通常の業務を停止せざるを得なくなるので、どうしたらいいのか児相も悩んでいるというふうなことでございます。この問題は18歳以下の子どもだけではなく病気あるいは障害を持っている方、高齢の方もやっぱり家族の感染で今までの生活が維持できなくなるということも十分考えられます。他の市町村にもこの対応を聞いてみたわけですけど、実はどの市町村もここの部分悩んでいる状態なんですね。児童相談所や保健所あるいは近隣市町村の間でこの問題、大変だという問題をこれ共有していますので第2波、第3波に備えて広域であるいは場合によっては広域をさらに超えた形で、各機関これ連携していかないとだんたんと考えてます。具体的な対策ていうのはまだできてないというのが現状だと思います。以上です。

○向山（2番）

悩んでらっしゃるということは、真剣にそれを問題意識を持ってらっしゃるということであろうかと思えます。すぐ解決できない課題はたくさんあるかと思えますので、ぜひ広域を越えた形での検討もお願いしたいというふうに思えます。第2波、第3波がくるといわれている中で、今後も長期の休校を余儀なくされる恐れがあります。学習面の問題だけでなく、生活リズムや健康管理、情緒面などのことも含め、子どもとどうつながっていくか大変重要な課題であります。そういう観点から接触を伴わないオンラインを使った学習や生活指導は、このような事態には有効な方法と考えます。冒頭申し上げた社会や教育、働き方の変化の中には、こういう側面も含まれるのではないかとも思えます。一方でICTによる教育については、子どもの想像力や情緒面などからの課題もあると考えます。かつて私の質問に対して、教育長からも同じような問題意識でご答弁いただいたかというふうに思っています。その上でオンライン学習を進めるには、教職員のスキル向上も必要ですが、何よりこのことによって子どもの学びに格差が生じてはならないということであると考えます。そのためにオンライン学習などのための環境整備は整っているのか、この後山寺議員も質問を予定されていますので、私は受けて側である子どもの家庭の状況についての把握に絞ってお聞きしたいと思えます。各家庭においてインターネットへの接続ができるのか、Wi-Fi環境があるのか、通信料、ボリュームですねこれに問題はないのか、とりあえずインターネット学習に使うためにスマートフォンでの対応は可能か、こういうことについての調査はどのようになっているのかお聞きします。

○教育長

はい。今回の臨時休業を受けて町内の小中学校の児童・生徒の家庭に対して、インターネット接続環境についてアンケートを実施いたしました。中学校では4月、全小学校も5月に全て実施しております。その結果、パソコンやスマートフォンなどの所有だとかインターネットの接続において80～85%の家庭でインターネットを利用できる環境が整っているという結果が得られました。しかし「日中子どもが使える機器がない」とかあるいは「子どもだけで利用させたくない」という家庭が10～20%、それからカメラ、あるいはマイクが内蔵されていない機器の家庭が10～15%、さらには従量制という接続時間分だけ料金が加算される契約の家庭も2%ほどありました。これらの家庭が100%環境が整うのを待っているわけにはいかないわけですので、これらの家庭が実際に町内にあるということを入れて、対応していか

なければならぬわけですが。一方ではこの問題は非常にデリケートな部分も含まれておりますので、学校かあるいは家庭かというだけではなく、複線による対応というのでも検討しております。学校が所有しているタブレット端末を貸し出すところも一例でございますし、学校に登校していただき学校で利用することこれも考えられますけれど、それもできない子どもがもしかすればいる可能性もありますので、町民会館だとかあるいはパークセンターふれあい等、教育委員会が管轄している公共施設に来て利用してもらおうなどといった対応を、現在検討しているところでございます。以上です。

○向山（2番）

さまざま検討されておりますので、あとタブレットの配備等については山寺議員の質問の方に委ねたいと思います。SDGs にとって教育格差の解消はもっとも重要な視点の一つであろうかと思っておりますのでよろしく願いいたします。あわせて日本小児科学会が5月20日に報告を出しております。休校措置による感染防止効果は乏しい一方で、子どもの心身に及ぼすデメリットが大きいと指摘しています。このような指摘を参考にし、辰野町の実情に即した判断を要望しておきたいというふうに思います。コワーキングスペースの確保について質問を予定しておりましたが、時間の関係で省きたいと思っております。新たな働き方改革として、コワーキングスペースの活用もかなり有効だろうと思っておりますし、辰野町のアドバンテージもなろうかと思っております。駅前のフューチャーセンターただ閉めておくだけでなく、そういった活用も検討をしていただきたいというふうに思います。最後、農業振興に向けてのビジョンについての質問に移ります。3月議会で舟橋議員が質問し、総務産業常任委員会から町長要望も行って回答をいただきました。これらの中で浮き彫りになったのは辰野町における目指す農業のビジョンが何なのか、そこがあまり明確ではないということがあったと思っております。第五次総合計画においてもビジョンといえるものは読み取れません。背景を考えてみました。農業といってもほとんどは個人所有の農地での小規模家族経営で、中心となる米作は食糧管理制度の下で管理され、ともに保護もされていきました。資材購買から営農指導、販売にまで農協がいわば一括管理し、その下に地区の農地組合がきちんと機能している、こういう状況の中では行政が出る幕はほとんどなく、地元からの要望に応じて農業用水路や農道の開設、補修を行い、国からの指導に基づいて農振地区の指定をし、あるいはその解除を行

うあるいはほ場整備を行うなどの事務を行っていく上で、農家側からビジョン等を求められることはほとんどなかったのではないかと思います。しかし人口減、高齢化、産業就業構造の変化、食管制度の変遷、農産物の貿易自由化、状況が大きく変化する中で問題が一気に噴出してきました。離農する人も多くなり担い手が不足し、地域の組織も極めて弱体化しています。結果として遊休農地は拡大し続け、かつてまったく問題とならなかった農業の持つ国土保全などの多面的機能が失われることへの危機感も増大しています。農地を集積しやる気のある人に担ってもらう、人・農地プランの実質化の目指すものだと理解していますが課題は多くあります。一方で小規模ながら魅力ある農産物への取り組みを進めている農家もあり、また定年帰農や移住定住者の新規就農、さらには無人市や軽トラ市、ネットによる販売、有機農法を目指す取り組みなどもあります。特色ある農産物を研究する動きや六次産業化の取り組み、食の革命プロジェクトもありますし、ふるさと寄付金への返礼品の取り組みも考えられます。これらの動きや課題を積み上げ目指すべきビジョンを明らかにしていく、そしてそれが第六次総合計画へ組み込まれていくというように理解しています。そこでいくつかの質問を用意しましたが、2点に限って質問いたします。私はこれから策定される辰野町農業振興ビジョンには、多くの辰野町の農業とその農産物の生産、加工、流通から消費、末端の一般消費者だけでなく食材や飲食の提供者、給食関係者などが何を求めているのか、食や食材にかかわる多様な意見を反映すべきと考えます。この農業振興ビジョンの策定に際してこれら多様な人々の参画をいただくということについて考えをお聞きします。

○産業振興課長

はい。ビジョンの策定に際しまして、今議員からご質問でございますけども、多様な方々に参画をしていただければということでございます。その点につきまして町の農業全般におけるビジョンとするためでございますけども、今年度は町の農業振興センターの役員会内におきまして、農業振興ビジョン策定専門部会を立ち上げ、その中で話し合いを行い策定を進めていく予定でございます。メンバーには農業、農産物の生産者はもちろんでございますけども、消費者、需要者の代表の方にも参画をいただく予定でございます。議員の言われました飲食の提供者また給食関係の方々にはですね、必要に応じて意見を伺ってまいりたいというふうに思っております。以上です。

○向山（2番）

今、農業振興センター、今までの営農センター、改めていうことでありますがこの役員に入っているのは消費者の会の代表だけですから、ぜひ私の言った視点で新たな農業の目指すべき方向を、消費者の視点からご指摘いただくということについては、かなり幅広い人の参加が必要だろうと思いますのでよろしくお願いをしたいと思います。総合計画との関係でいえば、間に合わなければ骨太のものを示して、こちらのビジョンはしっかりとしたものをぜひ作っていただきたいというふうに思います。最後になります。農業振興、農村振興を進め農業の持つ多面的機能を発揮するために農業振興ビジョンを策定し推進する営農センターの改め農業振興センターですがこのもつ役割は大きいと考えます。町の活性化だけでなく国土の保全に寄与するという広域的な機能も担っていると考えます。近隣市町村でも営農センターへの自治体から人的または財政的助成が行われています。町としてこの農業振興センターの強化についてどのように考えるかお聞きします。

○産業振興課長

はい。農業振興センターでございますけども、発足当時この主たる事業につきましては町の担当役場の担当課ですね、現在産業振興課でございます。とJAの営農の担当それぞれ分野を分ける中で、営農センターという形で受け持っていたわけでございます。その後近年になりましてセンターの充実、強化という形の中で、今樋口にございます旧JA竜東支所等に事務所を移しまして、たつの営農と兼務ではございますけども、企画員を臨時雇用し事業の運営や各部門とのやり取りを行っている状況でございます。近年はですねこのセンターの事業も定着化して充実するわけでございますけども、以前収入を占めていました、今議員おっしゃられたとおりのことでございます。多くの食料政策といいますか、部分が農業という形の農業の基盤といいますか生産性の整備という中で、国からの支援、補助事業があったわけでございますけども、そういう部分が形が変わる中で国が違う方向にシフトを変えたという中で、段々ですねその補助事業等にセンターの運営費部分が頼れなくなっているのが現状でございます。昨年の決算においてもですね、大変厳しい決算が打たれたわけでございます。今後もですねこの体制を維持していくためにはですね、人的には十分補充はしているわけでございますけども、財政的に大変厳しい状況でございますので、町からの更なる援助ができれば必要かなあというふうに考えております。

○向山（2番）

農協が広域統合されまして資材や営農指導も部署が辰野町から外れました。農業振興センターは、官民での農業振興の町における総合センターであるというふうに考えます。しかも農業という一部の生業だけでなく、国土保全とかそういった広域的機能も有しておりますので、そういったさまざまな観点からぜひこの農業振興センターへの助成、前向きに検討いただきたいということを申し上げておきたいと思います。以上で私の本日の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長

ただ今より昼食のため暫時休憩と致します。再開時間は1時30分、午後1時30分ですので、時間までにお集まりください。

休憩開始 12時 46分

再開時間 13時 30分

○議長

再開いたします。質問順位4番、議席6番、山寺 はる美議員。

【質問順位4番 議席6番 山寺 はる美 議員】

○山寺（6番）

それでは通告に従いまして3点の質問をさせていただきますが、その前に新型コロナウイルスに対する町の対応で、10万円の給付の早速の対応とまた町独自の子どもたちへの2万円の給付など、私の周りの町民の方々からは高い評価の声があがっております。また町外に出て帰省できないでいる学生に対してのお米の送付の件ですが、たまたまうちの孫も大学へ行くために3月の末に上京してしまったんですが、学校にも行けずアルバイトもない、教習所も行くこともできないで帰りたいたいと思うけれど辰野の人達からはばい菌扱いされると、一時ちょっと自暴自棄になってしまっていたんですが、このお米の送付、町長のメッセージとともにその他諸々入れていただいた荷物が届いた時にとっても嬉しかったんだと思います。いつもはメールをやっても「はい」とか「わかりました」しか返ってこないのに、たまたま荷物が届いた日は孫が「大変嬉しかったと町の人達に伝えてくれ」とそんなメッセージが入りました。本当にお米は町民の方からのご寄付をいただいたそうで、それに関わったスタッフの皆様、本当にいろいろありがたいと思ってます。本当に町に対する感謝の気持ちでいっぱいです。本当にありがとうございました。それではまず質

問の 1 番目として新型コロナ対策における町の小中学校の対応についてお尋ねします。新型コロナウイルスの影響を受けて、町内の小中学生は 3 月 7 日から 5 月 20 日までの約 2 箇月半を学校に行くことも友達に会うこともできない、家からなるべく出ないようにという国が示したステイホームという、今までに経験したことのない長い日々を過ごすことになりました。町内の小中学校は 5 月 21 日より、両小野小学校は 25 日、両小野中学校は 27 日からでしたが、何日かの分散登校を経て授業が再開しました。この長い休みを経て登校した子どもたちの様子をお聞かせください。

○教育長

はい、山寺議員の質問にお答えをしたいと思います。新学期の臨時休業ですけれど 4 月の 10 日から始まって途中 3 回延長いたしましたけれど、5 月の 20 日までの 41 日間でした。そしてこの間特にゴールデンウィーク明けは、学校再開に向けてのならば登校というようなそんな意味合いもかねた分散登校を実施いたしました。この中で特に意識したのが 3 点ございます。1 つはじっと家にこもっている子どもたちの体力を含めた体のこと、2 つ目は学力のこと、3 つ目は心、それから新学期早々の休業であり特に新入生にとっては自分の立ち位置ですね、これがはっきり定まっていない。僕はあるいは私は学校とつながってるのか、友達とつながってるのかあるいは先生とつながってるのかという、このつながりという部分において非常に不安定なんだろうというようなところで、この 3 つを意識をいたしました。そこで先ほどもいいましたゴールデンウイーク明けの分散登校では、この 3 つが極力保障できるような分散登校を各学校でしていただきたいとこんなふうをお願いをしました。そして 21 日から学校が再開されたわけですけど、中学校では再開早々に中学校独自のアンケートを全校生徒に行いました。スクールカウンセラーの協力を得て行ったわけですけど、その内容をちょっと紹介させていただきたいと思います。「何か心配ごとや悩みはありますか」という問いに対して 27.3%、128 名の生徒が「はい」と答えている。次にこの 128 名の生徒に対して悩みや心配なことを聞いたところ、82 名が「勉強のこと」44 名が「進路あるいは高校のこと」32 名が「部活動のこと」とこうなりました。以下 10 名程度ですけど、「コロナ禍」あるいは「友達」あるいは「自分の性格」とこんな回答であったようです。さらに「このように感じることはありますか」という問いに対して六つ学校の方で設問いたしました。「食欲がなく、ご飯がおいしく感じられない」2 つ目は「勉強がわからなくなるので

はないかと不安に感じる」3 つ目は「イライラしたり、くよくよしたりすることが多い」4 つ目は「先生や友達とうまく関わられるか心配」5 つ目は「よく眠れなかったり、夜中に何度も目が覚めることがある」6 つ目「消えてしまいたいと思うくらい心が苦しくなる」とこの 6 項目を提示したところ、この 6 番目の「消えてしまいたいほど心が苦しくなる」ときがあったというふに回答した生徒が 15 名もいて、ちょっと私もこれ驚きました。まさに中学生ですけれどそうなんだろうなああと、まったく家にこもったきり、私も平日の午後何回か何日か町内をめぐったんですけど、まず小学生中学生一人も出ていないと。毎日回っても出てないと、本当に家庭にじっとこもっていた子どもたちだったんだなああと。それがこの 15 名の消えてしまいたいと思うくらい心が苦しくなるという生徒もいたと、驚いたんですけどある意味自分自身こう理解できるっていいですかね、納得できるようなそんな思いでもございました。これは休みに入る前に同じ調査をしていませんのでね、比較するってことはできないわけですけど、この 15 名の生徒がその後どういう状況なのかってことですけど、担任の先生が丁寧に面接をあたり、そしてその中で先生と話をすることによって、気持ちが軽くなったというふうに答えている生徒もおります。あまり改善が見られなかったという生徒もいたようですけども、このような生徒についてはスクールカウンセラーの先生につないで指導していただいているということもございます。体調の関係ですけど、中学校ではオクレンジャーというね双方向のメール機能を使って毎日これチェックをしているわけですけど、今のところ特に体調について心配な生徒はいないという報告を受けております。西小学校でもこのオクレンジャーを使って再開後保護者に対して調査を行いました。「お宅のお子さんについての様子はどうですか」でことで、この回答では「元気である」という回答が 80.4%、320 名、「普通」と「変わらない」と 14.1%、56 名、「心配である」とこれが 5.5%、22 名とこんな結果が出ました。この西小学校では心配と答えた家庭の児童については担任に伝えて、担任に伝えてっていうのはこの出てきたメールを集計をした職員から担任に伝えて、そして常に様子を見守っていただくようにしているということです。東小学校をはじめ他の小学校では、特に体調だとか心について心配な子はあがっていないということもございます。不登校気味の生徒についてでございますけれど、小学校でも中学校でも以前から欠席がちの子どもが、分散登校中は登校できるようになった、こんな子どももいたようですし、逆に今まで欠席が

少なかった子どもの中に、学校再開後休みが増えてきているそんな子どももいるようでございますけれど、いずれにしましても心の問題は簡単には子ども自身で整理できていかない部分があると思います。常に注意を払ってみていかなければいけないだろうと思いますし、複数の目でやっぱり一人ひとりみていかなきゃいけないんだらうなあとと思います。以上ですが。

○山寺 (6 番)

はい。これだけ長い休みを過ごしたわけで、家庭環境にも本当に親御さんがいる家庭と全く昼間親がいない家庭と、いろいろな様々な環境の中で過ごしているわけですから、いろんなことが出てくるのも当然かなと思うんですが、1 日中その家においてスマホだとかゲームのやりすぎでおかしくなったとかいう、そういう子どもはいませんでしたか。

○教育長

はい。実はそのところがなかなかわからない部分なんです。明らかに保護者の方からうちの子はずっとゲームばかりやってたという子も、そういう生徒も何人かおられますけれどそれは家の方がね近くにいてみていてということになるんですけど、高学年くらいあるいは中学生くらいになると、家にひとりであるという場合もきっと多いんだらうなと思いますので、そういう子どもたちがどういう環境の中で生活してたのかっていうのはなかなかつかめない、学級担任の方は定期的に 1 週間に 2 回ほど電話連絡を本人に取ってはいるわけですが、なかなかその向こうにいる子どもの実態っていうのは見えてこないのが実情かなあと感じておりますけれど、中にはそういう子どもたちも当然いたんだらうと推測できます。

○山寺(6 番)

はい。当然そういう子どもたちも大勢いると思います。本当に大勢の子どもが結構問題を抱えているということが調査でわかっているようですけれども、本当にスクールカウンセラーや担任の先生たちが本当に気をつけて見守っていてあげたいと思います。それに関してですね長期休校による教育の格差が懸念されます。自宅学習は家庭環境に大きく左右されると思います。子どもたちの学力の遅れや学力の格差に、どう対処するか保護者の方々は大変心配しています。教育長の考えをお聞かせください。

○教育長

はい。議員の質問にお答えしたいと思います。学校での取り組みも含めて話をさせていただければと思いますけれど、この新学期早々の41日間に及ぶ臨時休業でしたからさまざまな工夫を学校で行っていただきました。この臨時休業中一歩進んでほたるチャンネルだとかあるいはユーチューブを活用した授業配信、これを辰野中学校では試みてくれました。教科では理科それから英語等でしたけれど、これはたまたま試験的な配信ってことになりますけれど、この配信を私も実際全部チェックいたしました。内容をチェックしたんですけど、先生方の自作のこの授業配信、これまさに先生方の子どもたちに寄せる熱意でものを感じたわけでございます。ですけどプリントの課題にしてもあるいは今のような授業配信にせよ、そしてまた今ちょっと話題になっておりますオンライン学習ですね、これにしましてもやっぱり家庭での学習というのはどうしても差が出てしまいます。また家庭学習やオンライン学習が完全に授業の代行となりうるかといえば小中学校においてはそれはありえないと私は前々から思っているところでございます。さらにこの40日間、しっかり学習に取り組んだ子どももいれば、逆にまったく手をつけなかったというこんな子どももきっといるんだろうなと思うんですね。特に昼間家庭に誰もいなければ、自分ひとりになれば全く勉強しなかった、そんな子もいるんじゃないかなと思います。そこでこの5月21日からの学校再開後ですけど、各学校はこの41日間の空白を取り戻すために、さまざまな対応策をとっているわけでございますけれど、現段階ではこの後第2波とか第3波で新たに学校が臨時休業にならなければ、町内の小中学校はいずれも年内12月までにはこの空白41日間の空白を取り戻せる試算をしております。しかしまだこの空白を取り戻すだけでなく、より効果的な学びということも行おうとして、今特に小学校ではね学校再開後授業形態を大きく変えて、試みをしているところでございます。ちょっと1例を紹介しますが、小学校における1単位時間つまり1時間は45分というふうに決まっているわけですけど、低学年の児童にとってこの45分間ずっと授業をやり続けるということは非常に厳しいことだっていうふうに私も思っております。そこで思い切ってこの1単位時間を45分から40分あるいは35分に短縮をして、子どもの集中力だとか緊張感が継続している間に、確実に押さえなければならぬ基礎的な内容だとかを中心に学ぶ授業、あるいは友達と深め合う授業、これを取り入れる行くとそして授業の終わりのほうになりますドリル的な内容だとか復習、これを授業と切り離すというこんな試みをい

たしました。一方で1単位時間を5分あるいは10分浮いた時間をですね、これを全部合わせますと大体1日1単位時間になりますので、そこで今度は定着を図るためのドリルあるいは復習さらには読書、担任とのふれあいの時間を確保する、そんな時間に当てております。このような対応をしているのが西小学校、東小学校、南小学校の3校でございます。それから町内の小学校ですけれど今年度は高学年においてはできる範囲で教科担任制をとっております。この教科担任制を取り入れる教科というのは、より質の高い授業を子どもたちに提供することができますし、これは今話題の先生方の働き方改革にもつながっていくものになります。さらに学校によっては町費の先生、教育支援員の先生もおりますけれど、この先生も担任と一緒にTTという形で各学級に入って一人ひとりの学びに応じた支援を個別に行っております。いずれにしてもこの空白を取り戻すためといって授業を急ぐということではできませんのであくまでも子どもたちの一人ひとりの学びを確認をしながら進めていかなければなりません。そこでこの40分授業だとかあるいは35分授業と、1日7時間授業あるいは8時間授業というのは児童の学びにとってどうなのかということ、1箇月ほどたった今月の半ば過ぎにですね各学校に検証してもらおうと思っております。そして場合によっては、修正を図りながら子どもにとって無理のない、そしてよりよい学びのスタイルというものを作り上げていきたいと思っております。なおこの45分の1時間を短縮をすとか、教科担任制をとってというような対策は、この上伊那の中では辰野町だけでございますし、県内でみてもほとんどないんだろーと思っております。辰野町独自の学びのスタイルというふうに考えていただければと思っております。中学校ではこの1単位時間50分というのは変えませんが、小学校同様メリハリをつけるなど質の高い授業を提供しようと考えております。以上です。

○山寺（8番）

はい。町独自の対応によって学力の遅れや学力の格差は解消できると、今教育長はおっしゃいました。それでこのやり方で夏休みの短縮とか土曜授業とか、そういうことは考えていらっしゃいませんか。

○教育長

はい。一番関心のあるところだと思います。今回の一般質問の中では特にその夏休みのっていう記述がなかったので用意はしてないですが、明日の全員協議会で話をすればいいかなあと、こんなふうに私思っていたんですけどもね、校長会で4月

から議論してまいりました。そして定例の教育委員会でも何回かわたって議論をし、そして5月の末には一応方向を決めました。ただ臨時休業中、あるいは臨時休業が明けてすぐですのでね、子どもたちがまだようやく学校始まったということで、次の楽しみは夏休みだというところへきて、夏休みがこれだけ短くなるよとドーンとこうやってしまいますとね、ちょっと子どもたちには可愛そうだなあということで6月まで辰野町引きずってきたんですね。臨時休業中にもう夏休みはこれだけ短くしますと実際なったわけですけど、ちょっと私はそれはしたくなかったということでここまで参りました。現段階でっていいですかね、ほぼこれ決定というふうに考えていいかと思えますけれど、7月いっぱいまで1学期をしようと、7月の31日金曜日が町内一斉に小中学校終業式、8月1日から夏休みというそんなふうに考えております。詳しくは明日の全員協議会の方でまた報告したいと思えますけれど、明けはそれぞれの小学校、中学校とも年度当初予定した日と19日20日ということで基本としますと、私はそうはいつでも夏休みは3週間程度は確保してやりたいなど、そんなふうな思いから実質的には3週間取れなかったんですけど、20日小学校では20日、中学校では19日確保することができました。なおそれに係わって土曜日の方ですけど土曜日でも現段階では2波、3波がない限り授業を行うというふうには考えておりません。以上です

○山寺（8番）

はい。教育長は夏休みを子どものためにとってあげたいということで、こういうやり方をしていると思うんですけど、もう子どもたちも休みはもううんざりじゃないでしょうか。それで出かけるのも自粛しろという、県内にはとどまれのような状態ですので、できればこの遅れは夏休みを短縮してとっていただきたいというのが、保護者の考えではないかと思うんですが私だけでしょうか。それとですね新聞報道なんかによると辰中は取り止める行事の時間を新たに授業にあてて12月までにその授業時間を正常に戻す見通しだということでしたが、行事の取り止めは慎重に考えていただきたいと思えます。行事は一つのことを成し遂げるのに、がんばる心だとか協力する精神だとか、社会性を身につかせるには本当に大切な学習だと思えます。辰中の2年生は登山をやめたと思えます。西駒登山を上伊那の学校がどこもやめたと思うんですが、これ予備登山の王城山へとかそういうことは考えていませんか。

○教育長

はい。西駒ヶ岳の登山につきましてはね、山荘の対応をみたときどうしても一晩中 3 密になってしまうというようなことで、これはすべてね上伊那、西駒の関係は中止したということですが、それを今度どういう形で行うのかと、日帰りの登山的なものにするのかというこれから検討でございます。先ほども言いましたけれどその行事をといいましてね結構小学校、中学校行事多いんですね。4月の修学旅行も延期しましたが、これで延期してしまいますとあわせて4日間浮いてくるんですね。2年生の登山それから1年生の八ヶ岳の体験学習も、1泊2日ですから合わせて3日間浮いてくるということになります。中体連の大会が夏休みに移動しました、郡大会ですね。それ以上の大会はなしということですので、そうすると今まで中学校では部活動強調月間ていうようなものを設けていて、午後は部活動に集中しましょうていう期間が1週間ほどあったんですが、これが一切なくなってくるというようなことで、そうすると結構無理なく授業時数で浮いてきてるんですね。それから今生徒会の方で中心で考えているのは、文化祭なんですね。生徒会最大行事の櫛樹鬘祭をどうするのか、今のままではか昨年度までのスタイルでは今年はできないだろうという生徒たち考えてましてね、生徒たちどういう文化祭ならできるのかってことを、お互い知恵を絞りあってるってことを校長先生から聞いております。生徒自身も自分たちの行事どうするのかってことを、真剣にね考えてくれております。そこらへんちょっとまた私もちょっと待ってみようかなと思いますけれど、行事で育つものっていっぱいありますけれど、今こういう状況だからこそ子どもたちにも考えさせて、どうしていくことがいいのかというようなこと、共にこれを乗り切るためにというようなことでね、またこの考えること通して新たな力もきっと中学生身についてくるんだろうと思うんですね、そんなところもちょっと期待をしたいと思います。

○山寺（8番）

これはですね登山の中止ということは両小野中学校も中止ということですか、登山が。

○教育長

両小野中の場合には教育委員会が違いますので全くわかりません。塩尻市側の方がどうなっているのかっていうのは確認をしてございませんし、また塩尻市とも違

いますのでね、組合教育委員会ですので微妙なところですのでちょっと両小野中のことについては私理解しておりません。

○山寺（8番）

私たちの年代の者から言えばですね、登山ていうことは子どもたちにとって大変な行事の一つだと思います。王城山ですけど、今ど真ん中で町は売り出しています。しかしほとんどの子どもは中心の標のところまで行って見てる子っていうのは本当少ないと思うんですね。マラソンていうか王城山へ駆け上がっていくマラソンていうか、それがありますけれどそれでは中心の標に寄ってくることもできないし、王城山の頂上から辰野町向こうの伊那谷を見渡せる眺望のいいところへ寄ることもないと思います。こんな折ですのでその予備登山の王城山にぜひ辰中の子どもたちは行かしてもらいたいなていうのが私の考えです。それでもう1点ですが、格差を埋めていくのに個別指導が大切だと思いますが、今スクールカウンセラーだとか支援員さんに頼んで学力の格差は縮めているという答弁でしたけれど、国は補正予算で教員3,100人ですかの追加や補習など行う学習指導員の増員を決めましたが、町はこの制度を使う予定はありませんでしょうか。

○教育長

はい。第二次補正予算でね全国で3,100人の教員を増員する計画があるということです。それ以外でもスクールサポートリーダーを2万何人とかねこうあるわけですけど、そちらはおいといてその3,100人の教員増ということですけど、実はこれお金の問題じゃないんですね。お金をいくら文科省が何千億円と確保しても達成は私できないと思っています、これは。教員がいないんです。医師不足って事をよく叫ばれますけれど、今日の学校では教員不足も深刻な問題でございます。ですからこの3,100人全国で新たにこの年度途中で確保するってことは、極めて厳しいだろうなというふうに考えてます。これ明日の瀬戸議員の質問にもあったところですけどもね、お金の問題じゃなくて教員の確保ができない。あるいは長野県の中でじゃあつって市町村独自で教員を確保しようとしても、確保できればいいんだけどまずその見込みがないという状況でございます。はい。

○山寺（8番）

はい。現状がそういうあれだそうですけど、前教員だった方とかそういう方にお願いとていうのはできないでしょうかね。

○教育長

いれはぜひお願いしたいと思います。辰野町にはおりません。定年で 60 で定年をしても再任用でね、年金の関係で 65 までやりますよね。大体の先生がね 65 までやります。その後は大体それぞれ地区の大事な役が回ってきたりなんかして余裕がない、実際に現在辰野町でそれをお願いできる教員ていうのはもうほとんどいないんです。私もずいぶんこう探しましたけれどほとんどいません。いたらぜひ紹介していただきたいと思います。

○山寺 (8 番)

わかりました。それだけ教員不足ということですね。わかりました。支援員さんがいたりカウンセラーさんがいたりして、子どもたちのその学力の遅れや格差はある程度は補助できるというか、そういう体制をとっていると思います。ができれば一人ひとりに寄り添ってなるべくみんなと一緒に学べる状態に早く戻してあげてほしいと思います。それでは 3 番目ですが新型コロナウイルス第 2 波、第 3 波の対策として、オンライン学習のための機械、環境整備はいつまでに完了しますでしょうか。

○こども課長

それではただいまの質問にお答えします。現在は各小中学校とも当初文部科学省が定めた Wi-Fi 環境は整っております。また 3 人に 1 台の割合でタブレット端末が導入されています。しかしひとり 1 台の端末を整備するという「GIGA スクール構想」これは国の構想でありますけれども、この「GIGA スクール構想」を達成させるためには、辰野町の小中学校で 880 台ほど新たに整備しなければなりません。当初は来年度にこの 880 台を整備する予定でありましたけれども、このような状況になっておりますのでこれを前倒ししまして、早期の整備完了を目指してただ今準備を進めているところであります。ただ海外の部品がこちらに入っていない、それからですね日本全国でいっせいにタブレット端末を発注がかかるものですから、物の在庫不足が心配されるというところでありまして、いつまでに整備が完了できるかというのはちょっと今のところわからない状況ですが、事務のほうは急いでやっております。以上です。

○山寺 (6 番)

はい。いつまたコロナのその第 2 波、第 3 波がくるかわからない状態の中での

で、ぜひそのオンラインの整備は早めにやっていただきたいと思います。それでこのオンライン学習を辰中では行いましたが、その結果の検証はしましたでしょうか。これ役に立つのでしょうか、ちゃんと。

○教育長

はい。議員の質問にお答えしますが、辰中で行ったのは一方的な配信なんです、まだその双方向のいわゆるオンライン学習ということまではいってないんです。現在今日向山議員の質問にもお答えをしましたが、何が課題なのかということのを洗い出した段階ということで、85%ほどの家庭では可能なんですけれど、残り15%の家庭をどうするのか、これはただ学校へ連れてきてっていうだけじゃなくて、いろいろの機関で教育委員会がね管轄している施設、町民会館だとか荒神山の施設なんか考えているんですけど、まだそれも今考えて構想を練ってという段階でございます。オンラインを進める場合にはそうはいってもね、このなんていうんですか端末っていうんですか、接続する何つうんですかね、あれもまだ学校で用意しなければならない部分もありますので、そうすぐにはできるもんじゃないわけですけど、今課長いわれたようにできるだけ早めに対応はしていこうと思って努力はしております。ただあんまりこのオンライン、オンライン、オンラインで大学生はいいんですけどもね、やっぱり小中学生の学習てのは学校の授業をオンラインにとって変えるってことは、ちょっとこうねやるのはいいですけど、それでそっくり変えてしまうってのは非常に厳しいんだらうな。やはり小中学生は実体験、実際に自分の目で見て自分の手や何かを操作、操作をして確かめる、匂いがあれば匂いを感じるというそういうような学習をしていかないと、本当の学習ってできないんだらうなと思いますし、オンラインだけで進めていけば、例えば私理科なんですけれど、理科に興味を持つ子どもはたぶんできないんだらうと、当然科学者もこの先、生まれなくなってきてしまうんだらうなとそういう危惧もあります。ですからオンラインを使う場合には、本当に慎重にやらないと、全ていいんだというふうなスタンスを私はとりたくないと思ってます。以上です。

○山寺（8番）

はい、わかりました。一般的にオンライン授業はあくまでもその補助的な手段だと言われてますね。先生と子どものコミュニケーションをとる手段のものだと言われてます。短期間でもまた自粛がかかった場合には毎日通学できるような努力を

してもらいたいと思います。次の質問にまいります。第五次総合計画の後期基本計画を平成 28 年に 5 年間のまちづくりの指針として作りました。4 つの重点プロジェクトの 1 番に町が示した人口減少プロジェクトでした。その少子化対策、その中の「少子化対策若いみんなの結婚・出産・子育ての夢を実現する」についてをお尋ねします。この 5 年間出産・子育て世代には手厚い施策を町はうってきたと思います。しかし出生数がいっこうに増えない原因はなぜか、施策の何が足りないと思われるか、町長にお尋ねします。

○町長

はい。辰野町の出生数の現状について申し上げますと、令和元年は 93 人でありましてここ 5 年間をみますと 100 人前後で推移しております。出産期の 25 歳から 39 歳の女性数は年々減少しているのにもかかわらず、出生数は大きな減少とはなっておりません。この辺を分析してみる必要性もあると感じております。少子化は辰野町だけの問題だけではなくて、全国的にも大変重い課題となっております。さまざまな要因が複雑に絡み合っているためその特効薬的な対応策を見出せていないのが実情でございます。出生数増加のためには、安心して子育てができる環境が大切だと考えております。そのためにこれまでどおり、子育ての段階に応じた環境の整備や健診・各種予防接種の実施をはじめとする各種支援・相談窓口などの取り組みを継続していくことが、未来につながるものと信じて進めてまいりたいと考えております。

○山寺（8 番）

はい、私は昨年もこの問題について質問したと思いますが、町長のお答えはあまり変わっておりません。第五次総合計画の中で「若者の結婚支援としての出会いの場を広げる」と明記しながら、町はこの 2 年間出会いの場である婚活イベントを一度も行っておりません。私はここに原因があると思います。立派な若者の独身者は町には大勢います。5 年前にとったアンケートによると、若者の多くは結婚を意識するパートナーとの出会いがないことが、調査結果で示されています。要するに、結婚する意志はあるんだけど出会いの場がないということです。そこで提案ですが、若者や協力隊がアイデアを出し合って、町は盛り上げている「ど真ん中プロジェクト」この中に婚活イベントを取り組んではもらえないでしょうか。

○まちづくり政策課長

それではお答えいたします。これまでの取り組みを振り返りますと、婚活イベントは新たな出会いを作るきっかけにはなりますが、ただそれだけでは続かないというふうに感じております。大切なことは日々の暮らしの中で、他者と幅広く知り合い安心できる関係を取り結ぶことができる機会が、仕事や暮らしの中に育まれているということにあるかと思えます。ど真ん中プロジェクトにおきましても、これまで「ど真ん中ウエディング」ですとか「ご当地婚姻届」などの取り組みをしておりますので、引き続き婚活事業としてどのような取り組みができるか、プロジェクトのメンバーなどにも意見を求めながら考えていければと思っております。町議から以前ですねご提案をいただいております、町内企業とのマッチングのね、出会いの場を創出したらどうかというご提案がありまして、私共も町内優良企業のひとつに社員の企業間での出会いの場に対する取り組みの提案を申し入れたんですが、残念ながら具体的な動きにはなっておりません。企業間の交流っていうテーマですけども、これも有効な方法だと思いますので、これからの取り組み方として長野出会い応援ポータルサイトにハピネスナビ信州っていうのがあるんですけども、今後これ企業などへ紹介していきたいというふうに考えております。以上です。

○山寺（8番）

はい、積極的な取り組みをよろしく願います。今年の2月ですが滋賀県の大津市で議員研修を受けました。関西大学の山縣文治先生の講義の中で少子化対策における重要な視点として何項目か提案がなされました。その中のひとつ、社会全体が出生数を確保するという覚悟が必要、2番目として女性が地方で子どもを産み育てたいという意識を持つことや可能な社会作りが大切、3番目として計画性のない地方の少子化対策は地方の衰退を招くと提言されました。1番目の社会全体が出生数を確保する覚悟が必要だということですが、先月29日国は今後5年間の少子化対策の指針となる第四次少子化社会対策大綱を閣議決定しました。昨年の出生数が過去最少の86万4,000人で、統計開始から初めて90万人を下回ったそうです。しかし国はコロナ対策に追われて少子化の優先度も変えざるを得ないと言っています。2番目の女性が地方で子どもを産み育てたいという意識を持つことや、可能な社会作りが大切この提言は、私は今新型コロナの影響を受けて大都市に住む若い女性の考え方が変わると期待しています。大都市では結婚して子どもを生み育てる場所はないと感じている人たちが、多くなってきているのではないのでしょうか。チャンスで

す。地方は早急に対策を考えるべきだと思います。3番目の計画性のない地方の少子化対策は衰退を招くの提言ですが、国も県もあまりあてになりません。少子化対策の辰野モデルを作って計画に若い人たちの力を入れて、第六次総合計画とはいわずに早急にこの計画を立てていただくことを要望いたします。最後ですが、第五次総合計画の後期では出生数の減少に伴う町の保育園の適正配置の検討と、小学校の適正配置と学区の見直しについて検討するとありますが、進捗状況についてお尋ねいたします。

○教育長

はい。保育園のあり方についてでございますけれども、今年度末までに将来の人口を見据えたうえで、町内の公立保育園の施設の長寿命化あるいは適正配置、それから規模、さらには特色ある保育のあり方等を示した個別施設計画を策定する予定になっております。今年度中にとということになります。小学校につきましては、少子化を受けて平成28年の7月から29年の9月にかけて設置されました「辰野町立小中学校のあり方検討委員会」で協議をされました。この会はちょうど10回開催されて、結果は「あり方検討委員会提言」としてまとめられて提言書という形で教育委員会にいただいております。この提言を受けて町の教育委員会では、30年の2月教育委員会としての見解を示しております。以上ですが。

○山寺（8番）

はい、わかりました。少子化対策の計画が軌道にのって、出生数が増えて保育園や学校の施設が足りなくなるくらいのことを私は希望しております。最後の3番目の質問なんですけど、辰野町の景観計画というのを立派なものを町は作りました。これに対する質問なんですけど、ちょっと時間がなくなってしまいましたので、次回に質問させていただきたいと思います。以上をもちまして私の質問を終わります。

○議長

引き続き進行いたします。質問順位5番、議席7番、樋口 博美 議員。

【質問順位5番 議席7番 樋口 博美 議員】

○樋口（7番）

それでは通告に従いまして質問をさせていただきます。通告要旨の2番と3番の順番を入れ替えて質問させていただきます。今回の新型コロナウイルスに関する経験でございます。私たちが初めて経験するこのコロナウイルス対策でございます。4

月 17 日に全国へ出された緊急事態宣言、毎日メディアを通じてコロナという言葉が聞こえない日がございません。5 月 14 日、39 の県で緊急事態宣言は解除されましたけれども、長野県においては 5 月いっぱい県境をまたいでの移動は自粛しましょう、という行動を行ってまいりました。6 月に入って少しずつ緩和をされて、人の移動も増えてまいりました。同時に第 2 波の懸念も増しております。東京都、福岡県ではまた第 2 波、に近い増加もございまして、心配な状況になっているところがございます。県内では、5 月 13 日以降新たな感染者はいないという状況が続いておりますけれども、国内第 2 波、3 波は必ず来るという警戒の中で、みんなが生活している状況でございます。誰が感染者かわからない、明日は自分かもしれない、また自分がほかの人に移してしまうかもしれない、日々そんな心配の中で町民はおびえる日々を送っていたのではないのでしょうか。幸いにも辰野町では今日まで感染者は発生しておりません。しかし今後いつ発生してもおかしくない状況でございます。この対応については 3 月議会でもお聞きしました。また先ほど向山議員の質問等にもございましたけれども、状況や国の施策も日々変わっている中で改めてお聞きしますけれども、国・県の指針にしたがっていくということはわかりましたが、町内で発生した場合に町は単独で町独自の施策というものは考えていないのでしょうか。お聞きします。

○総務課長

お答えをしたいと思います。議員おっしゃるとおりに、昨日幸いにして国内で感染者が始めてゼロといったことにはなりましたけれども、当然第 2 波、第 3 波の波が来るものと考えておりまして、町としましても、すみません感染者ではございませんでした。死亡者はゼロということではございましたが、最悪の状況を想定した対策を講じていることを基本でございます。先ほどの向山議員ご質問の際にもお話をしましたが、町は独自の行動計画というのを持っておりまして、また国・県ともあわせながら対応指針という独自のものを持っております。これに基づいて、各段階においてそれぞれ対応していくこととなります。これと照らし合わせますと、現在は「警戒」という段階でなっておりますけれども、「上伊那で感染者があり」の次の段階になりましたら、まずは町の行事や集会等の開催を延期または中止、必要に応じて公共施設の利用制限等を行う予定であります。さらに「町内で感染者あり」の段階になりましたらすべての公共施設の利用を制限させていただきまして

また町民の皆様にも外出の自粛をお願いすることを考えております。議員ご指摘のとおり、当然国から県の指示というのがありますが、これ自体も変化していくものだと思っております。町の状況をふまえながら、それにあわせて柔軟に対応してまいりたいと思います。以上です。

○樋口（7番）

はい、ありがとうございました。本当に先ほども話しましたが、いつどこで発生するかわからない、その危険と隣りあわせに生活している状況でございます。5月29日の日にですね、国の方で専門家会議の中でですね出された状況分析また提言といったものがホームページでもって出されております。この中でですねやはり病院、施設等での院内感染、施設感染等の発生した場合の対応だとかですね、それから新しい生活様式への提言、いろんなものが示されております。これらとの町の対応の関係性についてご説明ください。

○総務課長

お答えしたいと思います。5月29日に専門家会議の中で新型コロナウイルス感染症対策の状況分析提言という形で報告がございました。この中では議員ご指摘のとおり現在の感染状況等を評価した上での、医療体制ですとか検査体制、感染予防対策等の色々な指針が出ております。この中で医療体制等については従来からもそれぞれ合わせた対応をとっておりますが、特に今回の中で着目をしましたのは、各都道府県型となっているんですが、次なる波に備えた体制整備とゆった大きなテーマを掲げられております。感染拡大の傾向が見られた際に住民の皆さんに速やかに状況や対策を伝える仕組みや、また対策本部等の連絡手順や体制切り替えの手順等の準備が、この中では県ということになっておりますけれども、市町村も含めまして即応体制をとるようということチェックポイントということ示されております。先ほど申し上げました行動計画の中では、県内で感染者が発生した段階で、対策本部を速やかに立ち上げ随時情報発信をしてくということが定められておりますので、すでに整合性がある計画ということ認識をしております。またこの対策本部ですが、町としましては当面この体制を維持をしまして、今後国・県との指針やガイドラインまた新たな専門家会議の提言が出てくると思いますので、それを参考に必要な対応をとっていきたいと思います。以上です。

○樋口（7番）

はい、ありがとうございました。その中でですねやはり例えば病院院内感染それから施設等の感染そういった状況になったときにですね、人材の確保どうしても病院をとめるわけにはいかない、施設も利用者がおられるので止めるわけにはいかない、その間ですねどうやって人員確保をしていくのか、このようなですね課題も出されておりますので、ぜひ踏み込んだ対応をしていっていただきたいと要望いたします。そういった中でですね、先ほど来お話がございました小中学校の子どもたちの問題でございます。長い自粛、ずっと子どもたちは大人も経験してこなかったこの期間、子どもたちは本当に苦しい悲しい期間耐えてきた、そういった子どもたちでございます。先ほど教育長のお話にもございました、そのアンケートの中のその子どもたちの心ですね、これを聞いたときにですね、本当に言葉に表さなくてもですね、子どもたちが感じていたことがですね出ているなど、ぜひですねそういったところへ大人としていろんな立場でですね寄り添って、時にその学力の問題だとか学校が、勉強が遅れるとかそういったことを心配される話が前面に出ますけれど、それ以外ですねやっぱり心に寄り添うってということが大事ではないかと考えております。そのようなことでもし第2波、またこの辰野町に発生した場合ですね、もう少し踏み込んだ対応をせざるを得ないそのときのことについて教育長にお聞きしたいと思います。

○教育長

はい。樋口議員の質問にお答えをしたいと思います。まず5月21日から学校再開して子どもたちが本当に笑顔で通学路歩いている、しかもこう群れて歩いているのを見てね非常にいいなあとと思ってます。私もその21日以降何日か学校訪問をして授業だとか休み時間なんかを見たわけですけど、本当に子どもたち学校再開してこんなにもうれしそうにやってるんだ、これが当たり前じゃないんだということを今回のこのコロナ禍で初めてこう私自身も痛感させられたわけで、できれば第2波、3波というようなことで子どもたちの笑顔がまた学校から消えてしまうと、そんなふうにならなければいいなと思っております。そこで2波、3波ということですけど5月27日に長野県は「県立学校再開ガイドライン」というものを出しました。この中では県立学校の再開にあたっての日々の学校生活だとか、教科指導における感染症対策さらには児童生徒の心のケア等について細かく示されております。また学校内で児童生徒あるいは教職員が、感染者あるいは濃厚接触者になった場合の対応等に

についても示されております。ただ第2波、第3波がおそってきた際の対応までには、こう踏み込んでおりません。そこでこのガイドラインを参考にしながら、現段階ですけれどもですから今後の状況によって変わっていくかと思うんですけど、現段階では、児童生徒あるいは教職員の中から感染者あるいは濃厚接触者が出た場合は、保健所と連絡を取り合い臨時休業措置をとらざるを得ないんだろうと思います。そして学校の施設の消毒を行わなければならないんだろうと思います。当該児童生徒あるいは教職員は治癒するまで出席停止、濃厚接触者については保健所が指定する期間出席を停止をする、そして自宅で健康観察を行っていただくというようなふうになるんだろうと思います。学校を休業する際ですけれども、今回の臨時休業中の対応を参考にしながら新たな対応をたてていくわけですけど、町内で感染者が出た場合には今度は各学校ごとの対応ってのではなく、町全体で児童生徒をどうするのかという対応が求められるんだろうと思います。それは感染の状況にもよりますけれども、児童生徒の学びの保障とそれから児童生徒の命を守るこの両立をどうしても図っていかなければならないからでございます。学校再開は保健所あるいは学校医、学校薬剤師さんなどと相談をし、校内の対応が適切に行われたと判断された時点となるのではないかと考えております。今回の臨時休業中ですけど、上伊那8市町村あるわけですけど、この8市町村の教育長は常にお互い情報共有をし協議をしております。さらに2週間に1度は8人の教育長が集まって教育長会を開きましてね対応等を検討してまいりましたので、今後2波、3波もおそってきた際も、今後の県の方向も注視しながら、さらに上伊那のこの教育委員会、8教育委員会お互い連携をしながら対応をしていこうと考えております。以上ですが。

○樋口（7番）

ありがとうございました。そういった中でですね、学童クラブについてはいかがお考えでしょうか。

○教育長

はい、お答えします。先ほど各学校ごとの対応ではなく町全体で児童生徒をどうするかと考えなければならないと言ったのは、まさにこの学童クラブを利用している児童はどのようにするのかという、これがあつたからでございます。どうしても家庭で一人でおいておくことができない児童への対応が求められる学童でございますので、かといって学童を閉めてしまつてわけにはまいりません。感染者が出た学

校の学童クラブは当然これ利用できないわけですけど、その代わり他の近隣の小学校の学童クラブに移すということもね、対応とすれば考えていかなければいけないんだらうなあとと思います。それから当然これは現在行っております、学童クラブの支援員の先生方だけでは対応は無理ですので、学校の先生方にも手伝っていただくということも考えております。頭ではこう描きますけれど実際に町内で起こった場合、あるいは町内の小学校、中学校でこう発生した場合にどうなるのかってのはわからないので、これからやっぱりシュミレーションをしてみないと、いくつかパターンでやってみないといけないんだらうなと、万が一のことを想定しいくつかのパターンについて検討してまいろうと思っております。以上ですが

○樋口（7番）

保育園、幼稚園についてはどうお考えでしょうか。

○教育長

はい。保育園についてでございますけれど、保育園は保護者の就労等によって、一人でやはり家に置くことができない年齢の子どもが登園しておりますので、基本的には閉じるということとはできないわけでございます。しかし今回の臨時休業中にあわせて、保育園を利用している家庭に対して在宅保育をお願いをして、大変な中多くの家庭にご理解をいただき協力を得ることができました。万が一園児だとかあるいは保育園の職員に感染者が出た場合、あるいは地域での感染が拡大したような場合ですけど、これやっぱり町の判断の下で休園だとか在宅保育のお願いをしたり、保育時間の短縮等の対応をとっていかなければならないんだらうと思っております。実はここにつきましては、長野県でも苦慮しておりまして、長野県でも今後感染状況に応じた保育の提供に対する考え方を示すところ述べておりますので、まずこれも注視してみたいと思っております。一方、町内1園あります幼稚園、聖ヨゼフ幼稚園でございますけれど、今回も町の保育園とほぼ同一歩調を取っていただきました。確認をさせていただきましたけど、今後2波、3波となった場合、この聖ヨゼフ幼稚園は町内の保育園とね、同様な対応をとっていきたいと話をされておりましたので、聖ヨゼフ幼稚園とも情報共有をしていかなければならないと思っております。以上です。

○樋口（7番）

はい、ありがとうございます。何とでもですね、子どもたちをコロナウイルス

スから守らなきゃいけないというその姿勢を感じますけれども、学校も保育園も学童もその子どもに対する危険というものに対してはですね、保育園、幼稚園だから大丈夫ということはないと思います。そこで対応が違うってのはですね、ここに大人の経済活動という大きなものがあって、そこをどうしても考えると保育園、幼稚園はなかなか止めるわけにいかないということかもしれませんけれども、危険から守るということを優先すればですね、短期本当に限られた短期踏み込んだ対応というものも必要ではないかなと考えておりますので、そこらへんを含めて子ども優先の子どもファーストの対応を要望したいと思います。次にですね町民に対する救済対策についてお聞きしたいと思います。今まで町が行ってきた支援について広報等でも配られておりますけれども、先ほど町長の話の中でも緊急を要する人へ重点的に取り組みをするというお話もいただきました。子育て世代への支援、家を離れて就学している子どもへの支援、それからマスク、食事の支援、小規模事業主また企業への金融面での支援等々さまざまな取り組みがなされております。これにつきましては私も評価をしたいと思っております。今回改めてお聞きしたいのはですね、高校・大学を卒業して町内もしくは近隣へ勤めていらっしゃる若い世代、また子育て世代への支援はまあこれ十分とはいえるかどうかわかりませんが、そこそこ手厚くしていただいておりますが、そこ前の世代の人たちこの方たちへの支援について、お聞きしたいと思っております。国の施策、県の施策等を見てもですね、なかなか具体的にこの若者世代への支援というものが見えてこない、忘れられているということではないでしょうけれども、そこらの辺これから結婚してですね、辰野町で暮らしてこの辰野町を支えていってもらいたいこの世代への支援を、どう考えているのかお聞かせいただきたいと思っております。

○総務課長

お答えいたします。議員ご指摘のとおり若者世代につきましては将来の町の活力となり、やがて結婚・子育てとつながっていきます。町の宝という存在であります。ですが現時点では影響の度合いが異なりまして、先ほど議員おっしゃられました町長の方針でもございますので、現時点では若者世代に対する特別な支援というのは具体的には予定してございませんが、今後状況を見て支援が必要な状態というふうになれば、また工夫をして対策を講じてまいりたいと思っております。以上です。

○樋口（7番）

そうですか。そういう表現でございますか。やはりですねその若者世代なかなか勤め始めてですね、給料も安い中でがんばってるこの世代へですねもう少し目を向けていただく施策もぜひ要望をしたいと思います。また子育て世代が終わってですね、本当に子育て世代が終わって、そうですね子どもたちがそう勤め始めたその世代、要するに全世代へ向けたですね支援というものもですね、ぜひ考えていってほしいと思います。雇用も不安定な中でですね、先般4月の13日の日にですね私は担当課の方へぜひ町民の声として子どもたちもいて在宅勤務も増えて水道料が上がってなかなか大変なんだよという声を聞く中で、担当課の方へ上下水道の料金の減免ができないかというようなご相談をさせていただきました。これについてですね検討していただけたのでしょうか。また実際支援として実現はされませんでしたけれども、そこらの辺町としてどのようなお考えがあるのかをお聞きしたいと思います。

○総務課長

それでは今議員ご質問のございました水道料の減免の関係についてお答えをさせていただきますと思います。こちらにつきましても対策本部内で担当課の方からも提案ございましたので、検討はしております。ただ先ほどの方針通りでございます、影響の度合いが異なりまたかなり広範囲な世帯を対象ということになりますので、今回は先ほどの方針から見合わせをさせていただいた次第ということになります。以上です。

○樋口（7番）

はい、ありがとうございます。全世代に向けた支援という面でもですね、町ができる1番最初的手段じゃないかなと、私も考えておりましたのでそのような提案をさせていただきました。ぜひ今後もですね検討をお願いをしたいと思います。最後の質問でございます。これについてはですね、私もこの質問を取り上げるかどうかは少し悩みました。県内でですねこれから第2波、第3波が発生するということ想定したときにですね、私たちはね、この半年間経験したことを忘れてはいけないそのように思っております。自分がいつ感染してしまうのか、その恐怖の中で自分をまた家族を守ろうとした時に、周りから隔離する、周りがあるかもしれない危険から守る、いろんな行動をとることを学びました。これは誰もが思う正直な気持ちですが、時に外に向けて厳しい言葉や行動をとってしまう、そのような事例もお

聞きしました。誰もがかかりたくて感染するわけではございません。今後も誰もが感染する危険性がある中で明日は我が身。こんなお話をお聞きしました。感染した方それからそのご家族に対して厳しい声、また張り紙等々結局そのご家族はその地域を離れてしまいました。住めなくなってしまうました。辰野町でもですね3月に子どもを新しい生活、大学へ送り出して夢を持って向かわれた子どもですけれども、大学も始まらず厳しいコロナの状況の中で親御さんとしては戻ってきてしばらくいたらどうだという気持ちもあったかと思えます。そんな東京から戻られたお子さんに対してですね、どうしてこの時期に戻ったのかというような厳しい声が聞かされ、結局はですね東京へまた一人で戻られたというようなお話もお聞きしました。全国でこのような話はどこにでもあったかと思えます。危険な東京へですね、送り出す親御さんの気持ちを思うと、非常に切なく感じました。なんとなく悲しい世の中になってしまいました。感染者が悪者でそれを排除したものが善、何が悪で何が善か、そんな色付けをする社会、そうではないでしょうという気持ちでいっぱいです。明日は我が身という言葉を考えてらどうしたらいいのか、なかなか答えは出てきませんが、全国の自治体ではですねこの人権問題も含めてですね、ホームページなどで感染者やご家族、医療従事者への誹謗中傷や差別の防止、そのような情報発信がされております。町としての対応はどうでしょうか。

お聞きします。

○総務課長

お答えしたいと思います。誰もがいつどこで感染してもおかしくない、また感染した人はウイルスの被害者であって悪いのはコロナウイルスであります。感染した人に対して早期回復を願って皆で支えるべきとの考えはまったく同じです。ちょっと個人的なお話をしますと、私も都内に3番目の息子がおりますが、新型コロナの関係もございましてここ数箇月電話でしか会うことができないような状況です。痛いくらいにわかるつもりでおります。そういった中でこの点につきまして、議員ご指摘のいわゆるご家族ですとか感染者等への誹謗中傷等については、地域に向けた各区にお配りしました町の方針などでも触れてきましたけれども、ホームページなどの情報はどちらかというところまでは感染拡大防止対策や施設等の休業や使用制限、また支援策等の情報発信が中心でありましたので、改めてこの点についての情報発信に取り組んでまいりたいと思えます。特に議員ここでご指摘いただきました

ので、先日ではございますが町のホームページに関連の記事を追加させていただきましたので、ご報告をさせていただきます。以上です。

○樋口（7番）

なかなかそういう人の心また一番苦しい人たちに寄り添うということは重要ではないかな。最後に町長にお聞きしたいと思います。町民はぎりぎりの我慢の中で疲弊もしている、この半年間だったと思います。町民に寄り添ってこの苦難を乗り切るという声をですねぜひ届けていただきたいそのように思います。町長いかがでしょうか。

○町長

まずは樋口議員には上下水道料金の減免処置の等の提言等もいただきましてありがとうございました。実は今回の支援策は私は短期的なものとはまったく思っておりませんで、本当に第2波、第3波を想定した中で長期戦を想定しております。そういう中でですね、上下水道の料金の減免等についてもですね、決して捨てるわけではなくてまたさらに検討すべきときもくるかなという思いでおりますので、お含みいただきたいなと思います。さて町民の皆さんにですね、少しでも安心していただけるように、また希望を持っていただけるように町長としての声をさまざまな機会を捉えて、届けたいと私自身も考えております。これまでの取り組みとしましては、上伊那の市町村長合同メッセージとして、人権に配慮した呼びかけの動画を作成して、ほたるチャンネルやインターネットを使って呼びかけを行いました。また感染拡大がピークであった4月末には防災行政無線や広報車を使って町内に呼びかけも行いました。本当は広報車に乗りこんで、直接町内をくまなく回りたと思っておりましたが、危機管理上の心配があると担当職員より止められて止む無く断念したところであります。今後も機会を捉えて、町長としての声を伝えていきたいと考えております。また議員のご指摘にもございましたが、町の支援や取り組みが見えにくい、わからないという声も多く聞いております。町民の皆さんに対しまして町が寄り添う姿勢をわかりやすく伝えて実感・安心していただけるように発表の仕方を工夫するよう職員に指示をしているところでもあります。多岐にわたる町の支援事業や相談窓口についての情報もそんな視点から先日も発行しましたが、このような冊子にですねまとめさせていただきますして全戸配布でお知らせしたところでもあります。ただしこの冊子の表紙にも書いてありますように令和2年5月20日時

点版としてございます。5月20日の時点では現在の支援策こうやって一連にまとめさせていただきましたが、刻一刻と変わる状況の中でタイムリーな支援策をまた今後打ち出していきたいと考えております。以上です。

○樋口（7番）

はい、ありがとうございます。ぜひですね町民に寄り添った言葉をですねかけていただきたい、皆がんばっているんです。ぜひお願いをしたいと思います。先ほど来話をしてきましたけれども、何が善で何が悪か、そういう色分けをする社会ではなくてですね皆で一丸となってこのコロナに向かっていくんだ、何とかして乗り切ろうという町民をですね、そういう町民がお互い支えあっている社会、こういったものをですねこの辰野町の町民には期待をしたいと思っております。ここ数箇月でさまざまな聞きなれない言葉が生まれました。ステイホーム・ウイズコロナ・自粛警察・新しい生活様式、そういった言葉の中でですね、私たちはどうやって生き抜いていこうか、生活していこうかということを考えさせられております。人類の歴史はですねウイルスとの戦いの歴史かもしれません。生きるために。しかしそこにですね人としての心を見失ってはいけないというふうに思っております。先ほど来言いましたけれども、何が悪で何が善か、これはずっと問い続けていかなければいけない。人としての資質を問われているようで仕方ありません。どうか町民がですね一つになってこの危機を乗り切ることを願ってですね、時間まだ残っておりますが、私の質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○議長

ただ今より暫時休憩といたします。再開時間は、15時5分、午後3時5分といたします。時間までにご入場いただくようお願いいたします。

休憩開始 14時52分

再開時間 15時5分

○議長

休憩前に引き続き再開いたします。質問順位6番、議席11番、小澤 睦美議員。

【質問順位6番 議席番号11番 小澤 睦美 議員】

○小澤（11番）

議長より質問の許可をいただきました項目について質問させていただきます。新型コロナウイルス感染症対策事業についてですが、今回全議員の皆さん方が質問さ

れているわけですが、引き続き私からも質問させていただきたいと思います。新型コロナウイルスはここ数箇月間、日本だけでなく全世界の人々に外出自粛などを強要し、経済界に対しましても業種を問わずあらゆる事業活動が今までどおりできない事態を引き起こしました。日本においても、4月7日からの感染拡大防止のために実施された国の緊急事態宣言により、今までのように人々の生活行動そのものができなくなり、新たな対応を迫られる事態となりました。しかしそれらも国民の感染防止対策の取り組みの結果、5月25日全国の緊急事態宣言が解除となり、徐々にではありますが社会経済活動が再開の方向に進んでいます。このことは嬉しいことではありますが、緊急事態宣言により長期間営業自粛を余儀なくされ、売り上げが激減している事業者、よくテレビなどで当初から放送されている業種にも上げられておりますけれど、町内の飲食店等これは今も東京都なんかでも盛んに取り上げられているところですが、今後もその影響によって営業が続けることができるかってことが心配であります。町内に限っての事で結構ですけど町のほうも新型コロナウイルス感染症関連緊急対策事業として飲食店、デリバリー応援事業や、宅配テイクアウト事業などへの支援金を用意しているというふうに聞いておりました。そのように取り組んできたと思いますけれどその利用状況についてお伺いしたいと思います。

○産業振興課長

はい。それでは小澤議員の現在行っております飲食店の持続化を支援する事業ということで、今議員の方から申し上げていただきました事業につきましては、主催が辰野町商工会ということで、すでに1回終了しているもの、またしばらくの間継続するもの等あるわけであります。今質問のものにつきましてはすでに進行してまます2件の事業でございます。まずテイクアウト、飲食店デリバリー応援事業ということで料理をテイクアウトしたものをタクシー業者を通じて配達をしてもらうという部分でございます。こちらにつきましては5月の31日の時点で利用は6件でございます。もう一つのテイクアウトの事業であります。こちらについてはそれぞれ町民の方あるいは町外の方でも結構ですけども、お店のほうに足を運んでいただいて、テイクアウトのものをお買い上げいただくと、もちろん先ほどのテイクアウトタクシーを使っていた方もその部分はあるわけですが1店舗あたり1,000円以上のテイクアウトをしていただくとスタンプが1つ付くと、そのスタンプラ

リーですので、もう1店舗行っていただくとスタンプが2つ付いたものについて、お楽しみということではたるシール協同組合の共通券の2,000円が当たるというものでありまして、締め切りは6月の14日でございます。第1期、第2期と設けてい
る中で、現在締め切られたものが第1期で、5月31日までとなっているものでござ
います。その時点での応募件数が447件ということでございます。先ほど言いまし
たように最低でも応募に対して2,000円以上の飲食をしていただくという部分がそ
こに計算されるかと思えますけど、私も利用させていただいたり、役場でも積極的
に利用いただいでる中で1,000円といわずですね、家族で行けば1スタンプ付く、4
人いれば4,000円以上というようなこともありますので、相当な売り上げの効果が
上がったのではないかというふうに考えております。以上です。

○小澤（11番）

2つの事業の中でデリバリータクシーを利用してというのが6件というのはちょつ
と寂しいかなというように思うんですけど、もうちょっと1,000円でしたっけ、
500円に変わったのかな、を出せばというような話も聞くんですけど、なかなか難し
いかなというように、実際タクシー業者さんに聞いたらそんなことも言ってまし
たけれど、もうちょっと工夫すれば何とかなるんじゃないかなというように思っ
ております。業種によっていいですか、荷物を運ぶってというような行為につな
がるってというようなことも聞いてるんですが、それらを取っ払ってタクシーの業
者においても大変厳しいというように聞いておりますので、そのような工夫が
できないかなというように気持ちもしておりますので、検討いただければという
ふうに思います。もう1個のテイクアウトの方、私も数回利用をさせていただきました。
今までないような形の中で食べたいものが食べれたってということもありまし
たし、こういうのもいいなという中で非常に勇気付けられ、また業者さんたちの
努力にも敬意を表しているところですけど、ぜひ飲み屋さん、飲み屋さんつっ
てはいけないんですけど、居酒屋さんとかそういうお店がようやく開き始めて
おります。長い間辰野町の場合、昼間がシャッター街という形の中でお店が閉
じられていく、その中で夜は若干、若干つつちゃあいけないんですけど明
かりがあったことによってまだ希望がもてるかなというように気もして
おります。最近もちょっと歩いてみたんですけど、まだまだ廃業したとい
うところもあんまり聞いておりませんので、ぜひこれからもそのような業
者さんの声を聞いていただいて、持続していただける

ような取り組みをぜひやっていただくことを要望して、この点についての質問は終わらせていただきます。2点目の地域における消防組織について質問させていただきます。これは機能別消防団員についての点について質問させていただきます。地域の消防団を取り巻く状況はここ数年少子高齢化、人口減少、そして勤務体制の多様化等により消防活動への参加人数も減少し、新入団員の確保も厳しい状態が続いているというふうに聞いております。このことは地域防災の中核を担う消防団を維持・存続できないことにつながります。そのような中、近年は今年の台風19号による長野市をはじめとする県内各地の豪雨災害等、全国的にも異常気象による大型台風や集中豪雨、地震など自然災害が多数発生しております。それらの災害に対応するには消防団のみでは限界があります。それには地域の方々と連携して対処しなければならないというふうに考えております。このことは当然ながら火災の発生時においても同様だと思います。先般ですが私の住んでいる地区で、住宅を1軒全焼する火災がありました。初期消火においては自主防災組織をはじめ地元の人たちにより限られた消火栓を使っての消火活動がなされましたが、火の勢いが強く更なる消火手段として一刻も早いポンプ車、可搬ポンプを使用する消火が望まれました。しかし火災現場から数十メートルしか離れていない屯所に、可搬ポンプを搭載した積載車があるにもかかわらず、搭載車を運転する消防団員が集まらず、現在は3名がそろわないと動かさないというような規定というように聞いておりますけれど、そのために消火が遅れるという事象がありました。そのようなことのないような体制が必要だと思います。その1例として他の自治体でも導入している、災害発生時のみ現場に出動し活動する機能別消防団員制度があります。令和元年6月議会一般質問において、機能別消防団員の導入について最低でも今年度条例の上程を目標に取り組んでいく計画でございますという回答をいただき、令和2年3月議会において辰野町消防団に機能別団員制度を導入するためとして、辰野町消防団設置に関する条例等の一部を改正する条例が提案され可決されました。質問いたします。条例に基づいての機能別消防団員の体制について各団の取り組み状況についてお伺いします。

○総務課長

お答えいたします。議員ご指摘のとおり3月に関係条例、規則等の整備を行い制度としましてはいつでも導入可能な状態にあります。3月の一般質問で答弁させていただいたとおり本年度当初より分団長会で導入に向けた具体的な細かい内容を検

討していくこととしておりました。そのような予定ではありましたが、ご存知のとおり新型コロナウイルスの影響で消防団の活動も現在制限を余儀なくされております。分団長会につきましても今月18日が実質第1回目の開催ということになっておりますので検討自体はほとんど進んでいないといった状況であります。取り組み状況については以上であります。今後の進め方についても触れさせていただければと思います。特定の活動や時間帯等に限定して参加する機能別団員ですけれども、これに求める役割ですとか導入の考え方については、各地区の事情でさまざまに異なるものではないかと考えているところでもあります。通常の消防団員いわゆる基本団員のみで十分な消火活動が可能であるというふうに判断をして、導入が必要がないというふうに考えている地区もどうもあるようですし、逆にこの機能別団員については分団管内のみへの災害時出動とすとか、またちょっと限定した形で居住していただいている地域のみへの出動に限定するという考え方もあるかと思えます。またちょっと広がってしまいますが、災害時の出動だけではなくて日頃の防火、広報活動も重要なことでもありますのでそういった点を例えば大学生ですとか専門学生等に学生団員として活躍してもらって需要もあるんだろうなと思えます。いずれにしても今後の消防団各団の活動やあり方に大いに関係してくることですので分団長会でまずはしっかり検討し、またそれぞれの地区、各区長の皆様のご意見等をお聞きしながら、それぞれの実情にまた需要にあった形で導入していくように進めてまいりたいと思えます。以上です。

○小澤（11番）

コロナの関係で、まだ第1回目がこれからということになりました。確かに大変だなというように、そこまでコロナの関係が及んでるということを改めて感じたわけですが、ただ災害それから火災も同じなんです、いつ起きるかわからないということですので、ぜひ早い段階で方針を決めていただきたいなというふうに思っております。それに私川島なんです、2分団管内に新型の搭載車を先般入れていただきました。この搭載車ていいですかポンプの場合自動車のほうは非常に性能が良く、またいろいろの整備されているっていう関係で、二十歳くらいですかからの団員の場合には、運転免許証の関係で乗れないっていうようなことも聞いております。そうしますと先般先ほど言いましたポンプ車があっても、おかげさまでうちの管内では消防を経験した方々がだいたいいるわけですが、その方も使えないっ

ていうような状態が見受けられました。確かに時間がたてば、町中の消防団また広域のほうからも来ていただけるわけですが、やっぱり当初の消火活動が非常に重要だっというようにつくづく感じましたので、なるべく早く先ほどいろいろの地域にあった体制の機能別消防団ですか、団員等も考えていただけるということです、できるところからぜひ考えていただいて導入を進めていただくことを希望します。ぜひ先ほど言いましたけれど災害等待っててはくれないというように思いますので、そのような取り組みをぜひ希望いたします。3番目の質問にうつらさせていただきます。農業集落排水施設の町への移管・統合について質問をさせていただきます。この町への移管・統合につきましては、今までの議会一般質問におきましても向山議員が数回また最近では樋口議員も質問されております。その中で私は先般地方公営企業法適用により水道メーターも整備し町の上水道に統合された簡易水道と同じように、農業集落排水施設も令和2年度から町の公共下水道に移管統合され、受益者負担金これは加入申込金ということなんですけれど、それから使用料の統一、施設周辺整備についても、町実施になるものというふうに思っておりました。しかし5月に開かれた、下横川地区農業集落排水処理施設維持管理組合の総会資料によりますと、受益者負担金、使用料、施設周辺整備も今までどおりということでした。また令和元年9月27日開催の、令和元年度辰野町農業集落排水事業連絡会での報告として、統合時期等については進展がなく昨年の報告内容と同じになります、とのことでした。平成30年度連絡会における公共下水道への統合については、令和2年度に水道メーター設置済みの沢底、辰野北部地区を統合し、その後下横川処理区の公共下水道への統合を計画したいとのこと、との報告内容でした。以上の維持管理組合の総会内容を踏まえ、辰野町議会令和2年3月定例会における向山議員の一般質問と重複するところがあると思いますけれど、改めて農業集落排水施設の町への移管・統合について質問いたします。最初に、統合の時期についても関係すると思いますけれど、まず確認をしたいと思います。辰野町公共下水道条例によりますと、第2条用語の定義では「公共下水道、主として市街地における汚水を排除し、または処理するため辰野町が管理する終末処理場を有する下水道をいう」また第3条、名称・範囲では辰野町公共下水道、羽北特定環境保全公共下水道、小野特定環境保全公共下水道を処理区により3つの名称の公共下水道があります。今までの町の下水道事業統合についての説明では、平成27年度に見直しが行われました。「水

循環・資源循環のみち 2015」で令和 2 年頃を目標に、農業集落排水施設辰野北部・沢底処理区の 2 地区を公共下水道に統合することになっております、との回答をいただいております。では農業集落排水施設の処理区は、終末処理場が離れていることから条例の 3 つの公共下水道には属さないわけですが、管路が接続される辰野北部、沢底地区、そして将来管路接続が計画されている下横川地区、経営統合の計画といわれている上横川地区、辰野北部地区の 5 つの農業集落排水施設地区は、条例の名称のいう辰野町公共下水道に移管・統合されるのか、あるいはたとえば農業集落排水施設公共下水道という名称の公共下水道が設置され移管・統合されるのかお伺いします。併せその時期についてもお伺いしたいと思います。

○建設水道課長

議員の質問にお答えさせていただきます。まず下水道会計と公共下水道の統合は趣旨が若干違いますので、ちょっと整理させていただけたらと思います。下水道会計にはですね会社で例えますと辰野町下水道株式会社の中に公共下水道事業支店・特環下水道事業支店、農業集落排水施設事業支店の各支店がございまして、それぞれで収支会計を別にしております。公共下水道の統合でございまして、農業集落排水施設の事業支店の中に 2 営業所がございまして、それが辰野北部とか沢底ですけども、それが特環下水道事業支店へ移管をするというイメージを持っていただければと思います。ではご質問のことにお答えしたいと思います。平成 27 年度に策定された「水循環・資源循環のみち 2015」構想は、生活排水施設を整備しこれを適切に管理運営し、汚水処理事業を将来にわたって安定的に継続するため、そして循環型社会構築に向けた役割を果たしていくための「持続可能な生活排水対策ビジョン」として策定しております。本構想では農業集落排水事業の辰野北部地区、沢底地区の 2 地区を公共下水道へ統合し効率的な維持管理経営を行うこととしております。2 地区には処理場を廃止し管渠を直接公共下水道処理区へ接続するため終末処理場は辰野水処理センターとなり、羽北地区と同様に特定環境保全公共下水、辰野北部分区、沢底分区として移管・統合となります。現在 2 地区の進捗状況でございまして、令和 2 年度に管渠接続のための実施設計を行い、令和 3 年度に管渠接続工事の実施を行いたいと予定しております。実施設計、管渠接続工事の状況によっては延びる可能性もございまして、令和 3 年度末に移管・統合の予定でとりあえず進めているという状況でございまして、従来下水道事業には、公共下水道、集落排水等について総務

省より令和5年度までに法適化に移行することが必要と示されてきました。これにより辰野町では公共下水道3処理区、農業集落排水5処理区では「経営の見える化」のため事業会計の法適化を進め、令和2年4月から公営企業会計に移行しました。公営企業会計に移行することで、下水道事業の将来にわたって持続可能な経営基盤の確保のため必要な資産・負債等ストック情報を早期把握しやすくなり、経営状況の的確な把握ができるようになったことで、中長期的な投資計画がたてやすくなりました。現状残りの下横川地区・北部西地区、上横川地区についても、「水循環・資源循環のみち2015」構想で目標とさせていただいていますとおり、将来は統合を検討というふうになっております。以上です。

○小澤（11番）

ちょっと頭を整理しないとわかんなかったんですけど、沢底と辰野北部今回は公共下水道という方につながると公共下水道の方として整理されていくけれど、後の3地区については現時点ではどうなるのかわからないということでもよろしいでしょうか。

○建設水道課長

先ほどもご説明しましたが、先ほどの「水循環・資源循環のみち2015」構想の中で将来はっていう形で今お示しさせていただいております。今身近に迫っています辰野北部と沢底については、さっきの言ったように特環の処理区として対応していこうと思っております。以上です。

○小澤（11番）

ですんで将来ってことは見通しがつかなくて、現状のまま先ほどの今回の質問の発端ではないですけど、3地区については今までどおり受益者負担金それから使用料それから整備等がずっと続くという話ですかね。

○建設水道課長

この後の質問と思っていましたけども、そこにつきましては3月の議会答弁のときに説明しております。統合後は下水道事業と同じように各負担等になるということで、検討していくということっております。まだこの間の3月の議会以降コロナ対策でそういう協議が一切されてない状況でございますので、そういうものも含めてまだ農業集落排水事業全体の見直しから地元説明等できてない中で、それについてのちょっとお答えはちょっと今現在難しいということでご理解していただき

たいと思います。

○小澤（11 番）

何となく含まれているのかなという気がしますけれど、次のじゃあ質問にさしてもらいます。今課長の言われるようにダブったところがあるかもしれないですけど、そこはお許しいただいておきます。では加入申込金いわゆる受益者負担金というふうに我々今まで農集の設置してきた地区では言ってるんですけど、これについても3月議会の向山議員の一般質問の中で、統合後は公共下水道と同じように各負担区の平米単価により受益者負担金を徴収するとの答弁をいただきました。この受益者負担金については、辰野町公共下水道事業受益者負担に関する条例の第2条、受益者にこの条例において受益者とは事業により築造される公共下水道の排水区域内に存する土地の所有者をいうとあります。ではお伺いしますが、3月議会の答弁の公共下水道と同じように、各負担区の平米単価により受益者負担金を徴収するとの答弁がありました。2点についてお伺いします。現段階での中で単価は決定しているのか、またどのくらいを予定しているのか2点についてお伺いします。

○建設水道課長

先ほども言いましたけども、議会以降会議ができてないのでまだそのお話し合いはできておりません。ただ公共下水につきましても辰野の1、2、小野、羽北とそれぞれ受益者負担金ですか、は違っております。そういうものも考慮しますし、それから農集排につきましても5地区とも受益者負担金等が違っております。そういうことも含めてですね、どういうふうにするかってのは今後の検討のひとつだということでご承知をいただけたらと思います。

○小澤（11 番）

そうしますと、先ほど3月18日ていうように沢底地区の説明会に行く予定だったのが行けなくなったっていうように答弁いただいたと思うんですが、その沢底地区に行くときもこの受益者負担金についてもわからない状態で説明会に望むという方向だったわけでしょうか。

○建設水道課長

沢底地区の説明会についてご説明をしております。まだそこまではできていない段階で、ご説明でもよろしいかという確認をとりまして、まず基礎的なことについて教えていただきたいので説明会をという状況でございました。ですのでこのこと

についての話はその時は用意してございません。以上です。

○小澤（11 番）

わかりました。もう一点使用料についても質問させていただきたいと思うのですが、今の話の中では、これもできていないというような回答になっちゃうのかなというように思いますけれど質問させていただきます。使用料について管渠接続後、先ほども言いましたっけ、下水道使用料と統一する予定であります、というような回答が3月議会の時にあったというふうに思います。辰野北部地区とそれから沢底地区先ほどの話のありましたように、公共下水道に3年には接続っていうことでありますけれど、上横川それから下横川、辰野北部西地区に対しての使用料の統一についてはわからないということでしょうか。

○建設水道課長

わからないじゃあなくて、まだ協議の段階になってないので現時点ではお答えできないというような状況でございます。以上です。

○小澤（11 番）

1 番最初に言ったんですけれど、簡易水道と同じように公営企業法がなったときには、同じような時期に下水道の方もなるっていうに解釈してたんですが、それでまた地元の方も今までそのような解釈をしておりました。今までの答弁いただきますと、わからないといいますか協議してないという話ですと実際問題として、下横川、上横川、辰野北部についてはくどいようなんですけれど、これらはいつまでといいますか、受益者負担金もそれぞれの金額で受ける、それから使用料についても今までどおりの形の中でやっていくっていうことで、結論としては協議の段階もしてないし、何にも用意してないという話の中でいつまでということも言えないということでしょうかね。

○建設水道課長

そういう解釈ではございませんで、例えばですね2 地区を入れる時に、農業集落排水の5 地区と整合性が取れないとまたいけないところもございしますので、そういうものも含めて今後の会で検討していくってことで、うちの方では進めていく予定でございます。以上です。

○小澤（11 番）

じゃあ改めて言い方を変えますけれど、5 地区同時に料金とかそれから受益者負担

金等は決めていただけるということによろしいですか。

○建設水道課長

すいません。決めていくっていうことを、まだこれからの想定のこととございます。まだひとつも返事が進んでない中で、そこをお約束っていうことはできないのでご理解をお願いしたいと思います。以上です。

○小澤（11番）

堂々巡りになると思いますので質問を止めますけれど、先ほども言いましたように、地元の者たちもいつまでもこのような状態が続いていくのかということで、非常に疑問を呈している方々もいらっしゃいます。今回の私の質問に対しても、新聞の中で農業集落のことについて載ってたんでということで、どういうことかをはっきり聞いてきてくれというようなことも言われました。今の質問の中ではどうしても納得できないといいますか、納得のしようもないんですけど、ぜひ当初は本当に簡水と一緒に統合がされてくというように皆さん思っていたもんですからそれが裏切られたという気持ちの方が結構います。ぜひ早急にどのようにするかまた農業集落排水施設5施設あるもんですから、それが統合されるんであったら同時に全部受益者負担金、加入申込金ですかそれから使用料の点についても同じ様なペースで決めていただくことを要望しまして、ちょっと時間ありますけれど質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長

進行いたします。質問順位7番 議員番号5番 松澤 千代子議員。

【質問順位7番 議席番号5番 松澤 千代子 議員】

○松澤（5番）

それでは通告書に従いまして質問をさせていただきます。ここまで全員の皆さんが質問したり提案してきた問題ですが、新型コロナウイルス蔓延によって、私達の生活にはさまざまな不自由が生じております。事業主さんも大変、住民も大変、資金もいっぱいいっぱい、それでも国の支援金や県の補助金、町独自の応援金など、利用できるものは利用して困難な時期を克服していきたいと思っております。さて、最初に辰野町の非正規雇用者やフリーランスで働く人々の現状を、わかる範囲でお聞きしたいと思います。新型コロナウイルスによって雇用調整助成金などの相談を受付けた例がありますか。また失職されてしまわれた方がいらっしゃいましたでしょうか。

か。収入が減少して生活の困窮の相談や学生のアルバイトが減少し困っている、そんな相談があったりしましたでしょうか。解雇や雇い止めになった人はいるのでしょうか。たくさんですかお願いいたします。

○産業振興課長

はい。最初に松澤議員の質問のまず雇用の部分につきまして、産業振興課の方からお答えをさしていただきたいと思います。産業振興課におきましては、ただ今ご質問の中にありましたように、非正規雇用あるいはフリーランス等の皆様についてどういう現状であるかという部分につきましては、商工会等にはそういうデータがないものですから、ハローワーク伊那の方に確認をしているところであります。すでに非正規雇用においては、数名の方が解雇されたという人数的な部分を、担当課としては把握をしております、その皆さんに対しましては町自体ではですね、そういう部分の相談に対するデータ等が少ないわけでございますけれども、町の無料職業相談所等にお越しをいただく中で、求職者と求人のマッチング等を行っているところであります。またホームページにあります「たつのシゴト」等にもですね、約6,400名等が閲覧をいただいて5名の方が相談をさせていただいております。フリーランスにつきましては、失業という形の部分での捉え方ができないものですから、どういう方たちがどういう状況であるかという部分については把握できないわけでありまして、町の融資の中においてですね、フリーランス的なご職業をされている方等ですね申し込み等は、銀行を通じてあるかと思っております。以上です。

○保健福祉課長

それでは、保健福祉課では主に生活困窮者の方の相談を受け付けておりますので、あまり細かい内容までには言及できませんけれども、これまで受けている相談内容を申し上げます。4月の下旬頃でしたけれども、生活困窮のために公共料金が支払えないといった内容ですとか、食事も1週間ほど取れていないあるいは病院を受診したいけれども受診代がないといったような相談がありました。外国人労働者の方で派遣が終了となり生活に困っているとの相談もありました。また長野県では生活困窮者自立支援法によって、自立支援相談機関を設置しておりますが辰野町は上伊那の生活就労支援センター、通称で「まいさぼ上伊那」といっておりますけれども、「まいさぼ上伊那」には外国人の方から家賃のことについての相談が最近が増えて

いると聞いております。それから先週の末くらいですけれども、国の、町で支給手続きしておりますけれども、特別定額給付金が手元に入ったんですけども、まとまった支払いに使ってしまって、これからの生活に不安を感じているといったような相談を受けております。以上です。

○松澤（5番）

担当課で把握してくださっていることが、間髪入れずの対応に結びついていくものだと思っております。また保健福祉課で把握されている方については、それによってどんな救済がされたのかお願いいたします。

○保健福祉課長

相談者の方のお話を聞く中では、失業ですとか収入が少なくなったといったことが、その時点では必ずしも新型コロナウイルス感染の影響に、直接関係しているものではありませんでしたけれども、全国的に事業の休業要請ですとか自粛が求められている状況では、当事者に働く意志はあっても新たな仕事を探したり、収入を維持することは非常に難しいということでありました。このような中で町では相談内容によっては、先ほど申し上げました「まいさぼ上伊那」などの専門の相談機関、支援機関につないでおります。食糧支援につきましては、先ほどの例でいいますと「まいさぼ上伊那」につなげまして、その日のうちに当分の間の食料を届けてもらうことができました。また町でも災害時の備蓄用食料を窓口にすぐに用意いたしました。また公共料金の支払いですとか病院の診療費につきましては、すぐに現金が必要なため、町社協の既存の暮らしの資金貸付を紹介しまして2日ほどのうちに貸付をすることができたということでありました。これらの相談を受けた当時はすでに国の特別定額給付金ですとか長野県社会福祉協議会の緊急小口資金・総合支援資金の制度も創設されておりました、まさに受け付けも始まるところでしたけれども、全国に緊急事態宣言が出ている中、事態がさらに悪化すれば町内で暮らす人の中にも生活に困る方も出てくるだろうということを想定しまして、今困っている方にすぐ支援ができるようにということで、町では貸付金を町社協に預託しまして、対象者を新型コロナウイルスの影響を受けて生活に困っている人たちにまで拡大しました。さらに貸付金の上限額ですとか据え置き期間、償還期限も拡大いたしまして、暮らしの資金特例貸付の制度を新設をしたところがございます。このような中で国の特別定額給付金が早急に支給されたこともありまして、今のところ町社協の特例

貸付を利用する方は、6月5日現在1件10万円ということでありまして、町社協が受付窓口になっております県社協の緊急小口資金には、18件270万円と総合支援資金には3件165万円の申請があり、県社協に上げているということでありまして。また1件の例がありました町社協の特例貸付につきましては、申請を受け付けてその場で現金を交付しているということでありまして。そのほかにも町から「まいさぼ上伊那」につなぎ「まいさぼ上伊那」の支援を受けて就職にこぎつけたという報告も受けていますし、派遣の終了に伴い生活に困っているケースについても「まいさぼ上伊那」からハローワークへとつながり、まもなく雇用保険の受給が開始されるという報告も受けております。以上です。

○松澤（5番）

本当に、すごく順調にいったいて良かったなというふうに思います。そのような救済措置があることを知っている人も、知らない人もいるということ、知らないで悩んでいて、悪い事態に落ち込んでいってしまうことが一番恐いなあとと思いますので、それをサポートしていただけるということがありがたいことだと思います。それと重なりますが、この3箇月間の外国籍の人々に対しての対応はどうだったのでしょうか。

○まちづくり政策課長

はい。それではお答えいたします。外国人の方の言葉の不自由さや、社会経済的な不安定さによりまして、必要な情報などが限られてしまうというようなことがあれば、地域での感染拡大及び大きな社会的な損失は避けられません。不安を抱える外国人の皆様に必要な情報を直接届けるということが、非常に重要であるということとは理解いたしますので、現時点ではですね、専門部署を設けている市町村もあるわけでございますけれども、当町の場合はボランティア団体の「地球人ネットワーク in たつの」を通じて必要な情報を共有するなど、連携を図ることのできる限り外国人の方に情報を届けるようなことを行っております。特にこのほど5月行った全国民一律10万円の給付、これは住民基本台帳に登録されている外国人の皆さまを含めて、特別定額給付金が支払われている給付されているわけでございますけれども、生活が苦しくて給付金が一刻も早く必要な方を対象に選考して、5月7日から5月15日まで申請を受付たところ給付対象の外国人420名のうち140名約3分の1の方がその時点で申請をしております。窓口には大体案内できる方を伴って来られてい

るため、これまで問題は出ていないというふうに事務処理上は確認しておりますけれども、今後情報が入らないことで給付されないことができるだけないように、検討していくこれが必要だと考えております。以上です。

○松澤（5番）

それが届いて本当に良かったと思います。地球人ネットワークに所属されていらっしゃる方は、ネットワークの方が救済措置の説明や書類の書き方を、教えてあげたという経緯があったようでした。日本語にハンディがある人のためには、役場の窓口で相談してほしいという、それだけのことを何箇国語かの文書で通知してあげることが、大切なことかなってそのとき思ったわけです。新聞に載せてあるからいいんじゃないかっていっても、それは通知ではないと思います。読むことにハンディがあるわけですから。それでも税金や区費を納めていらっしゃる皆さんです。確かに今のところ私のところにはSOSはきておりません。でもこれからのことを考えると専門部署というのがあるのもいいのではないかと考えます。この専門部署のこといかがお考えでしょうか。

○まちづくり政策課長

先ほど申し上げましたが、専門部署を設けている市町村もあるんですが、辰野町の場合、駒ヶ根市にもありますが協調して辰野町にも「地球人ネットワーク in たつの」という団体があることによりましてですね、非常に行政では把握できない範囲の細かな情報がそちらの方からも通じて得られているということが非常に幸いなことだと思っておりますけれども、やはりホームページあるいは新聞が閲覧できない方に対する対応をきめ細やかにやってく方法がどのようにしたら講じられるのかということにつきましては、もう少し「地球人ネットワーク in たつの」の方ともですね、相談しながらどのような方法でまたどのような内容を個々に届けることが効果的な周知方法であるのかってことを検討しつつ、当面ですね、専門部署に代わる細かなケアの方に重点を置きながら、対応していきたいと考えております。以上です。

○松澤（5番）

地球人ネットワークに加入されていらっしゃる方は数名だと伺っております。たくさんいるわけではありませんので、ちょっとその辺考えていただいてもいいかな、相談すること相談されることは毎日あるわけではない、こんな緊急事態だけ、兼務でもいいのではないかなというふうに考えますので、ぜひ、行きやすいような専門

部署の設置を提案いたします。次に進みます。今回のコロナウイルスについて一番のしわ寄せは子どもたちに来ています。大人は情報を得たり知識の部分で状況が判断できても、子どもたちにとっては状況判断に無理な年齢の子どもたちがたくさんいるのです。ましてや保護者の心配や苛立ちを考えると、緊急事態宣言の自粛は本当に大変なことでした。子どもたちのことで、まずは学校トイレの清掃を専門業者に委託していただいたのは大変素早い決断で、私は大変評価しています。ありがたかったです。保護者の皆さんも異口同音にとっても安堵されていたらいいと思います。それから先日教育長は、先ほどの山寺さんのところにも出てまいりましたが、学校を休業したために生じた学力は時間のゆとりがあるから大丈夫だとおっしゃっていましたが、保護者の皆さんは大変心配しておられます。特に中学3年生の親御さんは、「居ても立っても居られない」とおっしゃいます。たまたま一昨日の新聞で文部科学省より「中3の授業不足45日程度」と報道されておりました。皆さんお読みになっておられると思いますが、改めて教育長のお考えをお聞かせいただければと思います。

○教育長

はい。議員の質問にお答えしたいと思います。中学3年生を持つ保護者の声を中心に不安がというふうな質問であったわけですが、上伊那では少なくとも4月の16日を最後に感染者がゼロという状況が続き、非常に安定をした状態でございました。ですからゴールデンウィークに入る前あたりからゴールデンウィーク明けの学校再開に向けて、そのね慣らし登校の意味合い的なこととして、先ほどの山寺議員の質問にもお答えしましたけれども、3つの重点、体力それから学力、心つながり、この3つを意識した分散登校を始めてまいりました。しかし実際にこの臨時休業が終わってみますと、先ほど紹介しました中学生の勉強だとか進路に対する切実な悩みがあるというようなことが浮き彫りにされてきました。当然そのうしろにおります保護者の中にも心配される、心配な方が多いということは推察されます。最初に県の教育委員会の関係のをちょっとお話させていただきましても、今文科省の関係はね新聞に先週出されましたけれど、県の教育委員会はこの2箇月間の空白を取り戻すために、教育課程の組み換えを行い、小学校6年生とそれから中学3年生を先行に、これはまあ県立中学校入学適性検査とそれから高校入試に該当する、関わってくるこの2つの学年ということになるわけですが、この小学校6年生と

中学3年生を対象として、臨時休業明けの年間指導計画の例として、5月末にホームページにアップをいたしました。それ以外の学年については、7月中にやはりホームページにアップする予定であるというふうに話をされております。そしてまた日本中にはたくさんの教科書会社があるわけですが、この教科書出版会社も6月から小中学校の授業が始まることを仮定をして、新たな年間指導計画を作成し、先週の金曜日ですね6月の5日の日にいっせいにそれぞれの教科書会社のホームページにアップをしております。まだ私、細かくそれチェックはしていませんけれど、出版社の方へお聞きしますと弾力性と柔軟性を持たせ、授業のメリハリをつけた授業内容と家庭学習の具体をこう示しているんだとこうしております。各学校ではこれを受けて必要な場合はですね、自校の教育課程、授業の進め方を再検討していくことになるわけなんですけど、先ほどから言ってますけど町内の小中学校の場合には、あまり大きくこれを変更しなくても大丈夫ではないかなとそんなふうに考えます。しかしこれだけでは生徒やそれから保護者の不安解消とはならないと考えてます。やはり生徒自身は自分はどうなのか、あるいは保護者も我が子はどうなのかというのが一番こう気になる部分だろうとこう思います。これはもう何といたってもやはり先生方が授業において、個々の生徒一人ひとりの学びの様子それから理解の程度をですね、程度これを丁寧に把握し具体的な対応をとっていただくしかこうないわけです。中学校でいいますと定期的なこうテストが2箇月に1回とか入ってくるわけですが、この定期的なテストでの評価を待つんじゃなくて、やっぱり日々の学びの中で1時間1時間評価をやっぱりしていかなきゃいけない、目の前にいる子どもがどこまで理解をしているのか、一人ひとりの定着というものを確認する、これができないと特に今年の場合いけないんだろうなと思います。まだ中学とは話具体的にそこまでつめてないんですけど、今後の状況によってはもしかすると夏休みなどに辰中の場合はね、補習等を予定をするというようになるかもしれません。だけでもいずれにしても一人ひとりの生徒の学び、小学生においては児童の学びなんだけど、空白ができたから遅れてるから一気に突っ走ってやってしまうんじゃなくて、空白はできたけどやっぱり今年度1年間の学習内容をきちんと定着できたという、そういう時間実感持てないとだめなんだろうなと思いますので、その点は教育委員会としても注意を払っていきたいと思います。

○松澤（5番）

はい、ありがとうございます。子どもの心配もあるんですけども、子ども自身のこともあるんですけども、親御さんが心配しているとそれが子どもに伝わって余計に心配なんじゃないかな、もっともっと心配になってしまうんじゃないかなっていう気がします。ですのでできればこう3者懇談を簡単にさせていただくとか、長い時間でなくてもいいのでこうちょっと3人で話し合う機会を設けていただいて、親御さんの心配も解消していただくというようなことも検討していただければって思います。ただただ子どもたちの不安が解消されて、親御さんの不安も解消されて、平穏な学校生活が戻ってくることを心から願っております。次の質問に入ります。最近の岐阜から松本地方にかけての地震また5月30日の夜には上田地方に洪水注意報が発令されました。まもなく梅雨に入ります。梅雨というと悲しいことですが、18年の災害を思い出します。二度と起こってほしくはない、しかしその対策が重要なこの時期なのです。複合災害が懸念される昨今ですから、急いだその対応が対策をされるべきだと思います。そしてすでに25年も前の話ですが、阪神淡路大震災の時には300人以上の被災者の皆さんが、インフルエンザやその感染症で亡くなっているんですね。今でいったらコロナウイルスですが、そのコロナウイルスの第2波、第3波到来の予測状況を検討したり、梅雨という切羽詰ったこの時期を鑑みると、コロナウイルス感染症対策を講じた避難所開設。それは一番にスピードを求められています。単刀直入に伺います。即、できるのでしょうか。何にも知らされていない町民は、とても不安になっております。また先ほどの質問にもありましたように、箕輪町ではすでに実地訓練がされております。それについてはどのようにお考えでしょうか。まずはパーテーションの問題、ダンボールベッドの問題。準備段階に入っているのでしょうか。ストックされている備品の数量の問題、大丈夫でしょうか。女性用マスクや子ども用マスクなどの繊細な備品の問題、これらすべての問題にはどんな相談者を加えていくおつもりで準備を進められているのでしょうか。私としては、ぜひ女性を参加させてほしい、女性の視点がすでにここから必要だと思うんです。そのあたりのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○総務課長

お答えいたします。従来、町の避難所におけます備蓄品につきましては、感染症対策に特化したものが少なかったといった課題があります。今回の新型コロナ前については、マスクが2,000枚、避難所内で使用する簡易テントが12基といった状況

でありました。こうした中で、先般近隣市町村さんの方でも体育館等を使った訓練をされていることは承知をしております。ただ一方では辰野町の現状を考えますと、そういった広いところを2メートルなりを間隔をとって、それぞれの区画を作るとするのは非常に現実的ではございません。やはり辰野町にあったという部分では、先ほど議員ご指摘のパーテーションといった部分が有効だと思います。このパーテーションにつきましては、早速、国・県のガイドラインを参考に町内業者さんにも連携をしていただきまして、簡単に組み立てられるダンボールのパーテーションというのを、まず初回分は50セットであります。これはやはり辰野町にあったものということで、職員私もそうですけれども一緒に設計に携わって組んだものでございます。今後も地元のご意向も聞きながら、随時数を増やしてまいりたいと思います。またダンボールベッドにつきましても、このパーテーションと併せまして検討してまいりまして、先日試作品ができましたのでまたご紹介をしたいと思いますが、こちらの方もまずは初回分一定数導入をしまして、実際に使っていただくような形で準備を開始しているところであります。一方で消毒用のアルコールについては品薄の状況もありますし、また十分な備蓄がある状況ではないために今後追加はしていきたいんですが、この消毒用アルコールというのは消防法上の危険物になります。ですので貯蔵、取り扱いには制限がありますので、その点踏まえながら必要数を備えていくといった考え方をとっております。女性用・子ども用マスクについては先だって小中学校へ2,000枚配布をいたしましたけれども、それ以外に現在4,000枚を発注をしましてこれは備蓄用に確保してまいりたいと思っております。あと議員ご指摘のとおり、やはり災害対応には女性の皆さんの目線が重要だと認識しております。あいにく現在の危機管理係は私も含めてなんですが、男性職員ばかりですので、やはりどうしても目が届かない、気がつかない、至らない点が多々あるのではないかと考えております。そういった中で役場の女性職員も消防団に加入しまして、災害に対する対応訓練等も行っております。これに加えて保健師等色々な様々な知識、経験を持った職員もおりますので、女性職員の意見を聞く機会を設けながら、女性の視点を取り入れた対策を行っていくこととしたいと思います。ぜひ、議員にもお知恵を拝借いただければと思います。以上です。

○松澤（5番）

もちろん参加させていただいて協力をしたいと思います。とにかく女性参加型の

避難所準備を急いでやっていただきたい、ぜひこれを地区でもやっていただきたい、そう思うんです。今、一番大切なのは17区との連携です。どういう形で区へ周知させていくか、区への指示は梅雨を控えて至急しなければならない。コロナ対策を考慮するならば、例えば避難所到着時の健康状態のチェックそれから濃厚接触後追いのための避難者の名簿の準備、断水時の手洗い環境の整備などなどもう考えるだけでいっぱいあると思うんです。それにはやっぱり人の力が絶対必要になるんです。町でも区でも人の力がより多く必要となってきます。この人員の確保には今から準備をしておかなければなりません。区民の協力体制が不可欠なのです。区への協力要請など準備が見えてこない今、不安でしょうがないんですがこのあたりはいかがでしょうか。

○総務課長

以前から町としましては、年度当初のうちに災害対応について、区長会等で意見を統一するようにはしてはどうかというご提案をいただいております。これもあいにく新型コロナの影響がありまして、5月、6月の区長会については開催を見合わせたために、本年度実情はできていない部分がございます。直近7月に開かれる区長会で説明し、連携がとれるようにしたいというふうにも考えておりますが、先ほど議員おっしゃられたみたいに梅雨ということを見ると、準備出来次第できることをやっていきたいなとも考えているところです。あわせてちょっと触れさせていただきたいと思います。少しご質問とは外れてしまうかと思いますが、区内で周知徹底をはかるという部分では、毎年各区にご協力いただいている総合防災訓練がございます。これについては当年度8月30日を予定しております。例年であれば6月には各区で訓練内容を検討していただき、当日の訓練に望んでいただいているところではありますが、今は新型コロナウイルスの関係で、多くの町民の方が行事等で集まることに不安に思われている現状があり、例年通りの開催はできないと考えております。このため現在危機管理係を中心に検討中の段階ではありますが、今年の防災訓練は2本立ての方式でやりたいと思います。各家庭で居ながらにしてできる訓練、いわばステイホームでできる訓練ということですが、例えば今回の豪雨災害等々想定した訓練という中で、1階から2階へ避難する垂直訓練、避難を実際に家庭内で行っていただくとか、備蓄品の点検を家族で行っていただくとか、その備蓄食料を実際に試食していただく、また意外とこれが出ていないんですけど

も家族の連絡先や集合場所を相互に確認する等をそれぞれ訓練として行っていただくことを考えております。これについてあらかじめ資料等をお配りをしてお願いをしようと考えています。併せて、各区の役員の方にも、2本目のメニューになりますけれども、人数を限定して参加いただき先ほどパーテーションやダンボールベッドのお話をしましたけれども、感染症対策を盛り込んだ避難所の設営等を、町の職員とともに実際に行っていただく訓練を考えております。これについても細部検討中ではございますが、ぜひ議員各位におかれましてもご協力をお願いしたいと考えております。いずれにしても防災訓練はそういうふうを考えておりますが、それ以外でもできることは、いつ災害が起きるかわかりませんので、進めてまいりたいと思います。以上です。

○松澤（5番）

はい、グッドアイデアをご紹介していただいてよかったです。ただ家庭で一番いいと思ったのは家庭の中でできる訓練、垂直避難とそれから備蓄品このことについてですけれども、昨年中学へ行ってこの話しをした時にお母さんたちはここにあるって知ってる、ここにこんだけの物が用意してある、中学生は知らない、「えっ、それはちょっと困ったな」て思ったんです。だからぜひに家族でみんなで、この場所にこれとこれとこれとこれがあるということを共有していただきたい、確認していただきたい本当にそう思います。小学生も「僕はこのリュックは持っているけれども、お母さんたちのは知らないよ」じゃなくて家族全員がここにこれを置いてあるということを確認していただきたいと思います。あともう一つ町の職員とともに各区で人数限定の訓練をするということでしたけれども、この時にぜひ、町の方たちは口だけでぜひ手を出さないでいただきたい、各地区の人に自分たちでできる自主運営ができる自主設定ができるという状態にしておいていただきたいので、ぜひ、町の職員の方は手を出さないでお口だけにしておいてほしいと思います。ぜひね区の中でできるようにしなければなりません。町の方たちは当日もし何かあったときには、司令塔にならなくてはいけないので、各地区へ出ていってる時間なんてないと思うんです。だから絶対に手は出さずにお口だけにしておいてください。今まで出てまいりましたけれども、このコロナ対策で本当に大変だったと思います。本当にご苦労様だったと思いますが、まだ続いております。でも今年度もまだ防災士会が開かれていないようです。失礼な表現かもしれませんが、私は防災士さんたち

の有効活用をお願いしたいと思っております。洪水が起きたり、地震が起きたり、ウイルスが蔓延したりしたりの昨今では、初めての経験といわれる災害がいつ起こるかわからない、それが日常茶飯事なんです。スピード感を持って、先へ先へと手を打っていかなければ間に合わないそれが防災です。そこで防災士会には自主運営をお願いして、事務局との二本立てで行くというのはどうでしょうか。人数が足りないんですからしょうがないとも思うんです。そのことについてはいかがでしょうか。

○総務課長

お答えいたします。防災士連絡協議会につきましては昨年会議を1回開催をいたしまして、台風15号、19号の関係について情報共有をさせていただきました。その際協議会の活動を今後どうしていくのがよいのか、また防災士同士の連絡体制が別に作れないか等の意見もでております。ただ率直に申し上げましてそういう状況の中で町としての考えというのが特にまだまとまっていない状況であります。議員ご提案のとおり、防災士連絡協議会については自主運営というような形に段々持っていくのも一つの案だとも思っております。いずれにしましても町の安全のため、大変重要な組織であると考えておりますので、今後協議会の皆さんとよく相談をして、またその中で防災士の方々それぞれの様々なお立場の方がいらっしゃいますので、その方々の重荷にならず、かつ活動しやすい形を模索してまいりたいと思っております。以上です。

○松澤（5番）

前向きなお考えをありがとうございます。とにかくにもスピードが要求される防災や避難対応は、これだけではなくて先ほど向山議員のおっしゃった場所の問題とか福祉避難所の問題とか介護士さんの問題、マンパワーの問題、本当に山積状態です。それを少しでも解消していくことができるようなら、試してみるのはいいいんじゃないとかそんなふうに思うんです。自主運営の防災士会と行政の事務局との二本立てをぜひお考えいただきたい提案したいと思います。子どもも大人も、大人でさえこの防災教育の大切さを説かれている昨今です。また高校には環境防災科という科さえ設置されている時代です。命を守る防災、行政とともに町民を守る、命を守るその上で感染症から逃れる、それをしっかりと組み立てていきたいと思えます。一緒にがんばりましょう。

○議長

お諮りいたします。本日の会議は、これにて延会といたしたいと思いますがご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会といたします。長時間、大変ご苦勞様でした。

9. 延会の時期

6月8日 午後4時22分 延会

令和2年第4回辰野町議会定例会会議録(9日目)

1. 開会場所 辰野町議事堂
2. 開会年月日 令和2年6月9日 午前10時00分
3. 議員総数 12名
4. 出席議員数 12名

1番	吉澤光雄	2番	向山光
3番	瀬戸純	4番	舟橋秀仁
5番	松澤千代子	6番	山寺はる美
7番	樋口博美	8番	池田睦雄
9番	津谷彰	10番	矢ヶ崎紀男
11番	小澤睦美	12番	岩田清

5. 地方自治法第121条により出席した者

町長	武居保男	副町長	山田勝己
教育長	宮澤和徳	総務課長	加藤恒男
まちづくり政策課長	一ノ瀬敏樹	住民税務課長	竹村智博
保健福祉課長	小澤靖一	産業振興課長	赤羽裕治
建設水道課長	宮原利明	会計管理者	中村京子
こども課長	菅沼隆之	生涯学習課長	西原功
辰野病院事務長	今福孝枝		

6. 地方自治法第123条第1項の規定による書記

議会事務局長	桑原高広
議会事務局庶務係長	田中香織

7. 地方自治法第123条第2項の規定による署名議員

議席	第8番	池田睦雄
議席	第9番	津谷彰

8. 会議の顛末

○局長

ご起立願います。(一同起立)礼。(一同礼)

○議長

皆さんおはようございます。傍聴の皆さんには早朝から大変ありがとうございます

す。本日もコロナ対策のため、ドアを開放して行いますのでご協力お願いします。定足数に達しておりますので、第4回定例会第9日目の会議は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、一般質問であります。8日に引き続き、一般質問を許可してまいります。質問順位8番、議席3番、瀬戸 純議員。

【質問順位8番 議席3番 瀬戸 純 議員】

○瀬戸 (3番)

それでは通告に従いまして質問をしていきたいと思っております。2箇月半ぶりの町内小中学校では、通常登校が始まり子どもたちには待ちに待った学校再開、やっと地域に子どもの元気な笑い声が戻ってきたとこの頃感じております。学校休業中は子どもの声が、家にいるはずなのに地域では本当に聞こえず、何だか時間が止まってしまったようなそんな気さえた日常でした。昨日の教育長からの答弁にもありましたが、休業中子どもの生活の様子をお話いただきました。けれども子どもだけで家にいた子ども達の様子が、やはりわからないでいるという答弁もいただきました。今回の自粛生活に真っ先に入ったのがこの子どもたちでした。経済活動と関係のない子どもたちの生活が不要不急と分類されていることに気づかされた人も多いと思っております。私もその一人です。そんな中どうしたら子ども達のために、安全で安心して楽しく学校生活が送れるようになるのかということ、先生方も考えてこられて今も考えてもらっていると思っています。そんな中、私と吉澤議員、日本共産党議員団では町民のみなさんに対してアンケートをこの間実施をし、そのアンケートや町民の皆さんの声をまとめ、この間2度町長と教育長のほうへ要望書を提出させていただきました。その中でも新型コロナウイルス感染症に関する要望は、たくさん多岐にわたって多分野にわたってあります。今回私の質問は、子どもに関する部分についてメインで質問させていただきます。5月22日付け文部科学省から出された「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル学校の新しい生活様式」に基づき、各学校において現在感染症対策に努めていることと思っております。そのマニュアルの中で身体的距離の確保を呼びかけています。人との間隔はできるだけ最低1メートルから2メートルあけることを基準としています。身体的距離の確保が当町の小中学校で全てでできているのでしょうか。私はこの身体確保、先生や子ども、教職員本当に全ての方に関する感染予防の第1つだと思っておりますが、これはとても難しいことだなあと考えています。そこで質問です。辰

野町内、小中学校の全クラス、現在の教室の広さの中で1メートルから2メートル空けての授業が可能でしょうか。お聞かせください。

○教育長

はい、瀬戸議員の質問にお答えをしたいと思います。学校の新しい生活様式についてという文章、今いわれるように確かに2メートル、最低でも1メートル空けなさいとこうなっているわけですが、これは非常に難しいことなんですね。教室の中では仮にそれができたとしても、学校生活全般をみたときには教室から出た時にあるいは授業以外の時には、まずこれは達成できないだろうとそんなように思います。町内の小学校ですけれどこれは1クラスの数というものが比較的少なく、更に体もねまだ小さいので、最低1メートルというこの基準を満たす学級というのは非常に多いなあというのは実感しております。ですが中学校ですけれど、中学校では35人を超える学級がございます。ですからはっきりいってこれ達成できておりません。それでもできるだけ教室全体こう机を広げて、前後にあるいは左右に、そして間隔をとって授業をしているということになります。私も再開初日多くの小学校それから中学校を参観させていただき、そのような姿をみさせていただきました。それぞれ小学校も中学校もさまざま工夫をされております。特に中学校では35人を超える学級がいくつもあるというような中で、当初は1クラスを2つに分けてやろうかということを経験したようですが、結局はその教室がこう足りなくなるわけですね。それから当然その指導する先生も足りないということで、これは結果的には断念をしたということになります。中学生体も大きいのでね、教室に入りますとやはりこうなっているんですかね、多いなあと密集してるなあそんな感じでございます。そのために日中ではもうこれから夏に何かってきますんでね、窓も全開、廊下側のドアそれから窓もみんな開けるというようなこと、更にこれからはエアコンも上手に使いながら、時には強制換気っていうようなこともし、対応していかなければいけないなあと思います。今この密を防ぐ3密を防ぐ密を防ぐということが合言葉みたいになっているわけですが、これも今いったように教室の中で授業中はいいいんですけれど、子ども達まあ大人もそうなんだけどどうしてもこう群れたがるんですね。どうしても群れてしまいますので、最初はよくても授業をやってくと小学生なんかはこう寄ってきてしまう、休み時間なんかはすぐこう密になってしまうというようなことがみられるわけですが、私はそんな時

に、先生達まじめですのでね、密になるなという指導がすぐ入っちゃうんだけど、それは密になってもしょうがないじゃないかというような想いも一方ではあります。ですからあまり厳格に密になるな、くつつくなという指導じゃなくて、休み時間くらいは群れて遊んでてもいい光景だなあとみて、その代わりめりはりをつけて休み時間が終わって教室に入る時には、きちっと手洗いをするとかねうがいをするというような、こちらの指導を徹底した方がいいのではないかなあとそんなふうに学校にもお願いをしたところでございます。なかなか難しい部分でございます。私毎朝東小、西小それから中学生の児童・生徒の登校の様子をずっとみるんですけど、複数でいる場合には中学生も含めてみんな群れてます。でもいい光景だなあと私思ってこう来ますけれども。以上です。

○瀬戸（3番）

はい。本当に学校、先生や教育委員会、本当に子ども達やね、ことを考えていろんなことを考えて実施していただいていると思います。本当にこの衛生管理マニュアル、本当に机上で作ったものだなんていうね矛盾したものだなんて思うんですが、できるだけね、やはりそういうこと離れてっていうことは実施されているということなのでわかりますがそんな中で、やっぱり今教育長からも答弁ありました。先生が足りない、教室も足りないのにそんなことはなかなか難しい。本当に長野県は30人規模学級でね中学3年生まで本当に実施をされているということはあるんですが、国としては本当にそれがなっていないということで、他県なんかは本当に大変な思いをされていると思いますが、やはり長野県の中今も辰野町内の辰野中学生の中にはやはりね35人以上のクラスがあるということで、ではじゃあその中で国がね、こう先生を増やすためにお金を出しましょうというふうに昨日も質問がありました。3,100人の教員を増やすために予算を盛りました。3,100人で何ですかっていうことだと思うんです。本当に来年度はね令和3年度の長野県の公立学校教員採用選考というものが来月、11、12月にあります。令和3年度の正規の先生達の試験ですね。その人数をみても小学校の先生だけでも220人、中学校の先生140人程度、特別支援学校の先生が55人程度と本当に定年退職される先生方の人数なのかな、例年変わらない人数でまた募集をするのかってというようなことがねわかりまして、本当に県、国は教員を増やす気があるのかなあっていうふうに、この頃この一般質問をするために調べる中で思いました。そして本当に正規の教諭を増やしていくという意味の

中でも、今 60 歳定年退職後も再雇用という形で学校に残り先生を続けている方も大勢いらっしゃいます。昨日も質問にありました加配の先生を教員をね、増やしたくても人材がないんですというような答弁を教育長いただきました。この中学校をぜひね少人数クラス、今までもやってきたと思います数学なんかはね、ぜひともそういうやはり差が出てしまう習熟度に差が出てしまうような授業に対しては、ぜひね少人数のクラスで実施するようなこともより多く考えていただきたいなあと思います。これ本当に教職員のね経験者とか教員免許がある人が、辰野町内になかなかそういう支援をしていただける方がいないという昨日答弁があったんですけども、もしやっていた方が現れた場合、これ国や県の加配の予算つかないとしても、町独自の予算で加配の教諭を配置するという考えは教育長ありますでしょうか。お答えいただけますでしょうか。

○教育長

はい、議員の質問にお答えしたいと思います。昨日も答えさせていただきましたように、日本中で教員が不足をしております。これ教員の免許制度に課題があるわけですけど、そんなこといっても始まらないのでねあれですけど、実は町内でも町費の先生ですね教員の免許を持った先生を 1 名今探しているんですけど、これが確保できないというようなことで実際には穴が開いている状態に今なっております。ですので町内の小中学校で児童・生徒のために自分の持っているその教員免許を生かしてみたいとぜひ生かしたいという方がおればすぐに採用したいと思います。現に今 1 名穴が開いている状態でございます。町費の先生です。

○瀬戸（3 番）

1 名穴が開いている状況でもっと増やしてくれというのは、本当に困難なことなのかなと思いますが、本当にこの教員の先生っていうのは、きっと教員免許を持っていないとねできない加配だと思いますので、ぜひねこの場をお借りしてではないんですが、町民の皆さんにも訴えさせていただきたいと思うのが、やはりその部分ですね、町外の学校にまだお勤めね、支援という形じゃなくて加配という形で行っている先生方もいらっしゃると思います。ぜひ今もう一度学校の現場にね、戻っていただけるような力になっていただけるようなことを本当に私も呼びかけたいと思います。その中でぜひともね、これ先ほども教育長が答弁いただきました。これはもう町ですることじゃなくて、本当にこの教員制度の問題だと思います。本当に国に

対してこの少人数、本当はこのコロナ禍の中では20人程度が本当にいいのではないかとされていますが、教員を増やすようにということをごひとも事あるごと、会議等でも発信していただきたいと思うんですけれども、その点について教育長の考えお聞かせいただけるでしょうか。

○教育長

はい。そのことは私も非常に大きな課題だと思っております。実は5月末にも県の教育委員会の担当者と私懇談する機会がありましたので、率直に発言させていただきました。退職されて60歳で定年で退職された先生の中にも、そのまま免許は失効してしまってる方がいるんですね、何人かいるんです。今の免許制度でいきますと、この失効してしまった先生方は、もう一度何万位ですかね5万かもうちょっとかかるんでしょうか、そのくらいのお金を出して30時間ほどの講習をして試験を受けて、新たに教員免許をもらわないと、子どもの前に立てないとそういう免許制度になってるんですね。だけれどもこの非常時なので、ぜひ緊急に臨時免許でも県の方で出していただきたいと、こんなお話も私させていただきました。合わせてこれは長野県の教育委員会だけではどうにもならないので、ぜひ県の教育委員会の方から文科省に対してそのこの教員が不足している事態に関してね、これはもう全国的な課題ですので、ぜひその免許制度そのものを変えていくっていいですかね、元に戻して元に戻すっていい方あれですね、前のような免許制度に戻していただくようにしていただきたいと、ぜひ、県の教育委員会からも要望していただきたいということをご強くお願いをしたところでございます。伝えるというそういう簡単な回答が返ってきただけですけれどもね、それでもこういう声っていうのはやはりそれぞれ市町村から、やっぱり県へあげていかなければだめなんだろうなあと、とりあえずはその退職されてもう免許が切れてしまってる方も、臨時免許によってこれは市町村じゃなかった県の教育委員会が認めればこれできるので、臨時免許これはすぐやっていただければと思いますし、大きな課題だと思いますので共にこれみんなで力、声をあげていかないといけないんだろうなと。

○瀬戸（3番）

はい、ありがとうございます。本当に先生方現場でもね今までもこれからも、本当に子ども達のことを考えてがんばってくれると思います。本当に昨日も答弁ありました、教科担任制ですね、小学校のね、それとか1時間目の1時間の時間短縮本

当にさまざま考えられていると思いますが、やはり学習面だけではなくて本当にかつてない不安とストレスですよね。これ大人だけじゃない子どもはもっとすごいんではないかって思います。この子ども達の本音を受け止めて共感しながら心身のケアを進めていくにも、やはり今までの先生、いくら少人数になっても、先生方おっしゃってました。やはり一人ひとりをもっとしっかり対話したりするには、やはり時間もないもっとそういう時間がほしいっていう声がありました。ここでコロナ禍です。本当にねもう先生増やしてもらって子ども達が安心して先生達もいっぱい子ども達によりそういう時間が使える体制づくりをしていただきたいと思います。私もこの20人以下学級っていう少人数学級ですね、本当に今までも少人数学級について発言してきましたが、本当に教職員の定員の定数の抜本的改革ですねここは、本当に改善を求めていく決意でいます。次にその教員の増員が難しい中での、教員の業務サポートスタッフというものも、増員できるということが国の方からもきています。辰野町内でもいろんなサポート、子どもの支援学習支援業務サポートをされている、お願いしている方がいると思いますが、今回は本当に学校への通知ですとか教室内の消毒ですとか、様々なことがたくさんやらなければならなくなりました。トイレの清掃はね業務委託でできるようになったとしても、やはり子ども達が触るところ、本当に消毒をやっているということをお聞きします。そんな中でもやはりこの業務、教員でなくてもできる部分を地域の方々の力を借りて、これは給料が出るものですのでぜひ増員をしていただきたいと思いますが、その点についての考えをお聞かせください。

○教育長

はい。スクールサポートスタッフの増員ということだと思いますけれど、今年度から町内の小中学校では辰野西小学校とそれから辰野中学校に県費でひとりずつスクールサポートスタッフという職員が配置されました。学校再開してもまだ日が浅いわけですけど両校の校長先生に聞きますと、このたった1名なんだけれどこのスクールサポートスタッフが配置されたことによって、非常に先生方楽になったとこういうふうな意見を聞いております。どのような仕事をやってもらっているかということですけど、先生方の補助ということになります。子どもの前に立つことはできないわけですけど、後ろから支えるというようなことですね。ですから資料作りだとか印刷をしたりだとか、あるいは授業のね準備を担当の先生忙しいのに

代わって授業の準備をすとか片づけをするというようなこと、あるいは教室内の環境整備あるいは学校にはかなりたくさんの調査が入ります。その調査の集計等に活用していて非常にありがたいとこうしております。今回のこの新型コロナに関わって非常に学校現場大変なわけで、前々から町内の小中学校ではね、ほっとサポートの先生方とか教育支援員の先生方あるいは教育活動支援員の先生方ってこんなことで23名、24名という先生を配置しているわけですけど、この先生方この方たちも通常の業務のほかにもう臨機応変に弾力的にこう使っていただいてもかまいませんよというふうにお願いをしてあります。そんな中で教員の免許を持っている先生方は持っているその教育支援員の先生方はね、実際に授業などに入って小学校でもITをあるいは少人数の学習ってということも、今年度から始めている学校もごさいます。それぞれ学校現場で本当に苦労しながら、先生方うまく臨機応変に配置をして活用しているなあというふうに思っています。なかなか職員が確保できないという話を昨日からさせていただいてるわけですけど、その中でももし各学校がねどうしても厳しいということになれば、これまたそういう声があるとすれば、また教育委員会でも考えてみたいと、また理事者とも相談をしてみたいと思います。

○瀬戸（3番）

はい。本当にやはり現場の声っていうのがね一番だと思いますので、ぜひそういう声きたら本当はくる前にね、どうですか聞いてっていただきたいと思えます。教育長よろしくお願いいたします。次の質問になりますが平成30年の3月議会でも要望しました、放課後学習支援について質問をしていきます。昨日も質問がありました高校受験を控えた中学3年生、学習の遅れによる不安やストレスそしてまた親によるプレッシャー、本当に受験どうしようっていう声が私のところにも届いております。本当に習熟度のばらつきがしやすい教科、数学とか英語に関して他市町村でも早い時期から放課後の学習教室などを支援を行っているところがあります。2016年には確かその後ですが、両小野中学校でもねやっていたと思います。ぜひこの機会にですね、この放課後の学習支援、中学校3年生に対してまずは放課後の水曜日学校の教室を利用して、地域の方たちに指導・支援をしてもらう形で、ぜひともやっていただきたいと思えます。やはりこの前こども課の方に「塾にっている子が今現在どのくらいいますか」というちょっと数をお聞きしました。そんな中でまだそんなには多くないんですけども、これから受験に向けて増えていくと思いま

す。ということもお話もさしていただきました。けれどこのコロナ禍で、その塾さえ行かしてあげられないっていう親御さんも現れてきております。もともとね経済的に大変で塾に行かせられない学校だけの勉強でがんばってくれと言って子どもたちもがんばってる子もいます。けれどもやはりなかなかねそこが難しい中、この2箇月半という分のやはり学習面その分を昨日も答弁の中で今年度分の学習計画の中で、12月までには空白を取り戻せる試算ですと教育長答弁いただきましたが、本当に子どもによっては学びのスピードが違うっていうのがね教育長よくわかっていると思います。この家庭学習を習慣づけるというのがこの辰野町の教育の方針だとは思いますが、宿題持って帰ってもねわからない問題をやることはできない、でもこの放課後の学習をやってわからないと、その支援員の人や隣にいるできる友達が教えてくれるんだよという声を、実は私の甥っ子が伊那の中学校に三人通っておりまして三人とも利用させてもらいました。そんな本当によかったっていうね勉強嫌いにならなくて良かったよっていう声を私聞いております。ぜひともこれ先生の免許がなくてもいいと思います。伊那市なんかは元教員の先生や高校の非常勤の先生ですね、非常勤の先生はいつも授業をやっているわけではないので、この非常勤の先生だったり、あと学習塾の講師の先生、大学生や高校生などを支援員としてお願いして各中学校で現在も行われています。ぜひとも学力向上、本当に一人もわからないで前に進まないように、わかった楽しいっていうことがね、子ども達一人でも多くのことに子ども達に思ってもらえるように、まずはこの中学3年生だけでも放課後の学習支援をしていただきたいと思いますと思うんですけれども、その点について教育長お考えをお聞かせいただけますでしょうか。

○教育長

はい。授業を受けていて自分がそのわからないっていうこと、本当これ切ないことだなあっていうようなことを私も痛感しております。現職時代に2週間後に高校入試を控えた3年生が廊下を徘徊している姿をみたときに、色々話を聞いてく中でポツツといったのは、「俺も勉強してえ、だけど俺分数がわからねえんだよ」こういったんですね。中学3年生で2週間後に高校入試なんです。それを聞いたときに私驚愕しましてね、数学の主任を呼んで実態を調べさせたんです。そしたら分数がわからないのはまだ良かった、九九の6の段以上があやふやなのが、その学校辰野中学より一回り大きな学校だったんですけれども、全校生徒が600人弱の学校

だったんですけれど、8名いたんですね。中学3年生で九九の6の段以上がわからない上があやふやな子が、これ聞いたときにこの責任は誰が取るのかとか思ったんですね。九九なんていうのは小学校で学ぶことなんですね、小学校の2年生から学ぶわけですから、小学校の責任じゃあそうなんだけれど、中学校で預かって3年もたって高校入試あと2週間後に迫ってるってこの段階において責任は誰なのかと、これ中学の責任だっつって私ちょっと怒ったことあるんですけどね、本当にこう一人ひとりが学びに寄り添うことができなかつたっていうのがね、本当に申し訳なかったな、子ども達に申し訳ない思いさせたなあって今でも思うんですけどね。同じような切ない思いをさせてはいけないなあと思います。また子ども達っていうのは自分がわからないっていうことをなかなか発信できない。ですからこれは周りの大人が先生方がこれ気づいてやらないとどうにもならないんですね。そんな意味で授業をメリハリをつけてっていう話も昨日させていただいたんですけど、中学の場合にはね。それだけではなくやはり一人ひとりの学びを昨日もいいましたが、定期テストだけじゃあなくてやっぱり毎日の授業の中でやっぱりしっかり捉えていく、これがまずやらなければいけないことだろうなあと思うんですね。そして今、放課後の補習っていうような話がされましたけど、このようなことをまた中学とも相談をさせていただきたいと思います。水曜日の放課後っていうのは比較的子ども達においては、空く時間が1時間ほどありますのでね、職員会等の会合にかかわらない先生方もきっといると思いますので、そこら辺についてはちょっとまた中学校と相談をさせていただければなあと思います。以上です。

○瀬戸（3番）

はい、ぜひ相談してください。前回もね質問したときになかなか前向きな答弁はいただけなかったんですけども、これ本当に始めてみないと何事も始まらない。支援される方が本当に最初いないかも知れません。でも一人からスタートするだっっていいと思うんです。子ども同士が教え合うね、教室の中じゃなかなか授業中に教えあうってことはできないです。休み時間に勉強やってる子はそんなにはいないんだらうなって思います。そんな機会をね、ちょっと週1回でも作ってわからないことをないようにするそういうねちょっと一人ひとりが本当に学ぶことを楽しく思ってもらえるような支援をしていただきたいと思います。ぜひ中学校の校長先生と相談をさせていただけるとと思います。次にこの3箇月間の学校休業とその中学生なん

かは部活動の休止、そして外出の自粛によって子ども達の運動不足と体力低下がとても心配です。学校なんかでもよく生活の運動化とか運動の生活化とか、その色々考えながら体育の授業をやったりとか、日常生活を指導したりしていると思います。この生活の運動化の中では、本当に移動をするときは徒歩や自転車を利用して、日常生活の動作を考える生活をしましょうとか、それはやはり各自大切だと思いますが、運動の生活化生活の中に運動習慣を取り入れる安全に安心して楽しく気軽に運動やスポーツに親しめる機会をもっと作り出すべきだと私は考えます。辰野町には昨日も質問がありました、アラパ、荒神山スポーツ公園があります。そして民間には体育協会という様々なスポーツをやっている体育協会があります。そして地域総合スポーツクラブ NPO 法人も立ち上がりました。そこで質問です。子ども達の運動不足解消と体力向上に町の施策として、様々な運動プログラム作りを実施してほしいと考えますが、教育委員会、町の考えをお聞かせください。

○教育長

はい。議員いわれるように、町には様々なねスポーツ団体がございます。その中で1番大きいのは体育協会ですけど、本来ですと定期的に学校の関係者と体育協会の方たちとは懇談をもってるんですね。そこで学校の要望をお聞きしてそれぞれの協会が体育協会がどんなシーンができるかってことを、具体的に協議をして両方がマッチしたところから、様々な形で子ども達の体力づくり、部活動を含めてですけどこれに関わっていただきましたけど、残念ながら今年度はまだ1回もこの会がもたれておりません。非常に残念ですけど、今年度ももてるようになったら、早急にね学校関係者と体育協会の皆さんとで懇談をして、その話を進めていければなあと思っております。昨年度までもアラパの協力をいただいて出張アラパというようなことでね、小学校にも来ていただきましたし、部活のない中学生がアラパに行ったら体力づくりをやるなんてねそんな企画もね、地域おこし協力隊の方たちが計画をしてくれたりなんかやっていただきました。この臨時休業中は、アラパの協力も得て子ども向けの体力づくりっていいですかね、体操についての動画も作成してほたるチャンネルで流していただきましたけれど、このように様々な団体があるいは方たちが、学校を支えていただける運動面でも支えていただけるということがありますので、ここら辺は積極的に活用していきたいなあと思っております。今朝、朝出勤するとき中学校の校庭をみましたら、初めてでした。学校再開して朝、生徒が野

球部が陸上部がサッカー部が部活的なことやってました。今まではずっと広々とした校庭誰もいなかったんですけど、今日初めて生徒が活動している場面を見ましてね、あ良かったなあ、いよいよ部活の面でも戻ってきたかなあとそんな感じしたわけですけど、小学生中学生にとってこの体力づくり運動つうのは非常に大事だと思いますのでね、教育委員会も大事にしていきたいと思います。

○瀬戸（3番）

ぜひともいろんな部分でね特にアラパは本当に使っていただきたいと思います。企画して中学生小学生どんどん来てもらえるように特にスポーツ系じゃない子ども達、生徒・児童なんかはね楽しくできるような体を動かすような企画を組んでいただければと思います。次に就学援助制度における新型コロナウイルス支援策について質問します。新型コロナウイルス感染症の影響で解雇、雇止め、そして失業などで収入が減ってしまったという家庭もあります。そこですぐ質問になりますが今回の新型コロナウイルス感染症の支援として、就学援助制度での対象者拡充はあるのかお聞かせください。

○こども課長

それでは制度についてのご質問でしたので、私の方からお答えをさせていただきます。新型コロナウイルスの影響に対して特別な支援をとということでしたが、現在のところですね就学援助費に上乘せするというような、特別な支援は予定はしておりません。ただし就学援助費の審査を行う上で、通常前年の所得状況を認定基準としているところではありますが、今回のこのコロナの影響で家計が急変したという家庭から申請をいただいた場合には、前年の所得状況が認定基準を満たさなくても、現在の収入状況を認定基準に照らし合わせて、審査を行っていきたくて思っております。また今年度当初申請については5月末で締め切ったところではありますが、この6月中の申請についても審査を実施した上で、4月に遡って認定とする予定でおりますのでよろしくお願いします。以上です。

○瀬戸（3番）

はい、少し安心しました。本当にこの部分なかなかわからないところで私のところにも電話がありました。「私が仕事クビになっちゃったんだけど、お父さんだけの収入だけだとちょっと生活してくの大変なんだけど何か支援はありますか。」っていう中で学校が始まったということで、就学支援というものもあるんですよという

お話をさせていただきました。そんな中でちょっとこの部分ね、今までの去年の収入に応じてだとやはりどうなんだろうっていうところがねあったのでちょっと安心しましたが、やはりこの今回の新型コロナウイルス感染症の支援として、就学援助もあるんだよっていうことをぜひね、学校の子も達の保護者の方に伝えていただきたいと思います。本当にねこの部分辰野町はこの今までもそうなんですけども、就学援助制度の利用できるのがやはり生活保護基準の方ぐらいということなので、本当に大変な生活をされている方達が支援を受けているんですけども、それから本当に数万円とか数十万円違うだけでもう支援が受けられないっていう場合もありますのでね、この部分特に今は新型コロナの感染症にも関係しますので、相談に来た方にはぜひともねしっかり話を聞いてもらって申請が通るようにしていただければと思います。はい、次の質問に移りたいと思います。次は昨日向山議員の方からも質問がありましたが、保護者が新型コロナウイルスに感染した場合の子どもの居場所住まいについてですね。これは昨日答弁がありましたが本当にとっても難しいことだと思います。そんな中で私はちょっと提案をさせていただきたいと思います。この児童相談所でも本当に教育委員会でも様々なところで悩んでいることですが、どうやったらこれがもし必要になったときにどうしたらいいんだろうっていうやっぱり検討はしなきゃいけないんだろうなと思います。私としてはやはり上伊那広域の中でも数箇所必要になった場合、緊急に本当に必要になった場合、住宅や施設を借り上げるっていうようなね、それができるのかっていう調査はもう今からでも始められると思うんです。ぜひね、そこから上伊那広域といいますか郡内そしてまあ近隣市町村、岡谷、塩尻もありますよね辰野町は、そういうところと一緒に話をさせていただきたい、すぐにでもそういう調査をするような機会を作っていただきたいと思うんですけども。そういうものについて今後どこかにお願いして、どこかでやってくれるんだろうではなくて、こうやはり町側とか辰野町から、発信をしていただくとくという考えはあるのかお聞かせいただければと思います。

○副町長

はい。広域の関係はですね、広域の幹事会これは各市町村の総務課長あるいは企画担当の課長達で構成された組織ですし、その上にですね副市長村長会、そしてその上に市町村の皆さんが集まって定期的に会議をする、特に副市長村長会につきましてはですね1箇月に1回そういった機会がありますので、今月ですねまた2十何

日に確かあると思いますので、その時に私の方から広域の方へ投げかけをしたいと思います。よろしいでしょうか。

○瀬戸（3番）

はい。どんな形でもまずどうしてったらいいのかと、検討するそういうことをしていただければと思います。ぜひ発言をしていただければと思います。最後の質問になります。国民健康保険税、介護保険料の減免、免除等について質問します。この6月の「広報たつの」と一緒に昨日も拝見しました。この冊子が届けられました各世帯に1冊ずつ届いているんですけども、これ本当にみても税金のね国保や介護保険だけではなく税金の免除があるんだよというのはわかるんですが、やはりねこれ国保と介護保険みてもよくわからないんだよってこう聞かれました私も。そこで説明したんですけども本当にこの国民健康保険の中には個人事業主や家事、家族でねやっている家庭、商いをやっている方とかまあ辰野町にもいらっしゃると思います。ミュージシャンと呼んでよろしいんでしょうか、本当に音楽をやっている方とかもフリーランスと呼ばれている方ですねそういう方達が、やはりこの国民健康保険税を払っている方達がいると思います。本当にこのフリーランスの方や個人事業主の方達、今回このいろいろな支援策がある中でやはりなかなかねその支援が企業とか雇われている労働者とかに比べると支援がやはり少ない部分が今あるんですね。これは国の問題なので、まあ国がしっかりこの後第2、第3、第4で支援をしていただけるように、私達も発信をしていかなければならないとは思ってはいるんですけども、この税金の減免や免除っていうのは本当にこの個人事業主、収入が減ったり仕事を辞めてしまった方達に対しては命綱、これ払えないとお医者にもかかれないうことですからね。医療も受けられないうことなので、本当に命綱になるんです。そこで今回の新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免と免除に対して、今までと違う部分を簡単に結構です。お聞かせいただければと思います。

○住民税務課長

それでは、ただ今議員のご質問に対してお答え申したいと思います。辰野町におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による収入が減少した被保険者に対する、国民健康保険税の減免の特例に関する要綱っていうものを定めてございます。その要綱の中をみてみますと、世帯の主たる生計維持者、まあ一般的には世帯主と

ということになると思いますが、その方が感染症の影響によって死亡した場合または重篤な傷病によって入院した場合には全額免除となります。死亡や重篤な傷病に該当しない場合であっても、世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得が1,000万円以下で、世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、給与収入、山林収入、今申したいずれかの収入が感染症の影響を受け前年比で30%以上の減少が見込まれる場合、更に世帯の主たる生計維持者の、今申しました30%以上の減少が見込まれる収入以外の所得が400万円以下の場合に対しまして、減免の対象となるものであります。前年の合計所得の金額に応じまして、減免率10分の10から10分の2の間で減免されるものでございます。今議員が申されましたこのパンフレット、これですね、最後から3ページ目に減免額の計算式を掲載してございます。それぞれのご家庭で計算されることをお勧めいたします。またご質問にはありませんでしたが、後期高齢者医療保険につきましても、国保税の減免基準と同様となっております。該当するであろうと思われる方につきましては、また窓口までご相談いただきたいと思っております。以上です。

○瀬戸（3番）

はい。本当に介護保険料の方は65歳以上の方っていうことで、そこがちょっとわからないんだよっていう、国民健康保険の中には介護保険料も含まれてねきているのできっと40歳から64歳までの方はここで一緒に免除されたりするのかなと思うんですけども、この介護保険料の減免についての第1号被保険者って誰なのっていうことを聞かれました。これは65歳以上の被保険者ということで間違えないでしょうか。

○保健福祉課長

はい、議員ご指摘のとおり間違いございません。65歳以上。

○瀬戸（3番）

はい。本当になかなかね聞いてみないとわからないとこってあると思うんです。そんなことをぜひともね、今回今ちょうど町民税ですとか各自宅に届いていると思われれます。うちにも届きました。これから国民健康保険税も納税通知ですね届くと思います。そんな中で本当にこのもうコロナウイルス感染症で本当に大変な状況になった世帯、ぜひともね申請をまずは出していただきたいと思うんです。そんな中で介護保険にも国民健康保険にも関係するんですけども、全ての税金そうなんです

すけども減免の免除支援だけじゃなくてね、今まで滞納した税金がある方もまたここで大変になった方もいらっしゃると思うんです。そんな方のそういう場合でも納税の猶予ですとかその差し押さえをストップさせるとかそういうことをぜひやっていただいてこのコロナ禍の中本当に悩んでね悲惨なことがおきないように本当に町も一緒に相談に乗っていただいて対応をしていただきたいと思います。この国民健康保険税の方は特にね保険証がないとお医者さんにかかったときにやはり払うね医療費が変わってきますのでぜひね今は正規の保険証を発行していただいて、全ての方たちがね町民の命を守るために医療が受けられるそういう取り組みをしていただきたいと思います。「本当にまだまだ町への問い合わせや相談敷居が高いんだよね。」「なかなか言えないんだよね。」「電話するのも大変だけど役場窓口に行くのはもっと大変なんだよ。」という声をお聞きします。そんな中で私達、町会議員もいると思っております。本当に私達が聞いた声もしっかり町に届けて、これから一緒に辰野町の皆さんのね、命と暮らしを守るために本当に最後の砦ですよ、この行政というのは。がんばっていきたいと思います。本当に気楽に相談ができる環境、体制を作っていただいてどこ行っても「どうぞ話してください。」「何でもいいです、そんな恥ずかしいことないですよ。」っていうようなね本当に親身になって聞いていただける、そういう体制作りを要望して質問を終わりにしたいと思います。

○議長

進行いたします。質問順位 9 番、議席 1 番、吉澤 光雄議員

【質問順位 9 番 議席 1 番 吉澤 光雄 議員】

○吉澤 (1 番)

通告に従いまして質問進めさせていただきます。まず新型コロナウイルス感染症対策についてです。この問題は全国的にまた世界的に関係がある、影響がある問題です。ですから解決には全国的、世界的な取り組みが必要だということはまあ明らかです。現在わが国の求められている課題、偉そうですが、それは感染抑制と経済社会活動の再開を一体にどう進めるかということなんだと思います。皆さんそう言われます。そのために私的には大きく 2 つの対策が必要ではないかと。1 つは第 2 波に備えて医療と検査の体制を抜本的に強化すること、具体的には PCR 検査などを抑制するんじゃなくて積極的に行うように方針を転換する。それから医療崩壊を起こ

さないように医療、介護福祉施設への財政支援を抜本的に強める。保健所や感染研究所などの体制を強化するなどが必要だと思います。2つ目の柱は新しい自粛要請と一体の補償を急いで現場に、しかも継続して届けるということだと思います。莫大な財源が必要になるわけですが、当面は国債で国は補うしかありませんが、この償還については数十年のスパンで考えて所得税、法人税に一定の上乗せを行うなどして、応能の負担の原則として確保していくと、そして大型開発や不急不要な予算を見直すということが、当然求められると思います。このようにコロナ対応については、国の責任は重大です。県の役割も非常に大きいわけですが、町でできることは町で取り組むということと、町民の命、暮らしと営業を守るために県や国に声を上げていくという責任が町や議会にはあると思っております。町は早くから対策や検討を始められていまして、独自の施策の対応を進めてきていただいております。この間の町当局や関係機関、町民の皆さんのご努力に敬意を表した上で、町内でお聞きした意見、要望を踏まえて以下質問をさしていただきたいと思います。なおコロナ等と略しますのでその点ご了解ください。まず1番、感染第1波から見えてきた課題と第2波への感染防止の備えについてです。町でも病院や医院、介護施設や福祉施設にマスクや消毒液などの衛生資材が足りなかったという状況があったとお聞きしています。武器がなくては戦えないという現場からの切実な声がありました。ありえない状況だと思います。そこで質問です。昨日来の一般質問でマスク等は一定確保したということですが、町あるいは辰野病院として感染防止に必要な衛生資材の備蓄をどのくらい計画しているのでしょうか。もう1点、上伊那での感染対策上、辰野病院の役割と体制はどのようなものなのでしょうか。お聞かせください。

○総務課長

では、私の方から町のマスク等衛生資材の備蓄についてお答えをしてみたいと思います。まず不織布マスクについてでございますが、これについては町内企業をはじめ多くの皆さんから、それもかなり匿名のご希望ではございましたけれども、ご寄付をいただきましてその数量はすでに6,000枚にも及ぶところでございます。町としても以前から備蓄していた分もございますけれども、これと合わせまして購入で調達した分また国、県からの提供受けた分もございますので、合わせて先ほど議員ご照会いただいたとおりに町内の医療機関、介護施設、学校、保育園、幼稚園等へこれまで18,900枚を配布させていただいたところであります。また善意のマス

クマッチング事業という形で、手作りのマスクを必要な方へ届ける事業についても、多くの方にご協力をいただきました。これまで配布希望がございました 287 世帯全てについて、2 枚ずつご希望通り送付させていただくことができ、またこれについては若干の余裕があるという状況でございます。多くの皆様のご協力に改めて感謝申し上げたいと思います。さて備蓄の関係になりますが、不織布マスクにつきましては、大人用 4,800 枚を現在備蓄しております。更に先だつての一般質問の答弁でもご説明しましたが、女性、子ども用のマスクを 4,000 枚発注済であります。今後も調達と合わせまして必要なところに配布をさせていただきながら、概ねそれぞれ 4,000 枚から 6,000 枚を目処に常時備蓄をしまいたいと思います。また非常に需要がございます消毒用アルコールについては、先だつての答弁でも申し上げましたとおりに、消防法上の危険物に当たりますけれども、大量な備蓄はできませんが都度補充しながら一定数確保をしまいたいと思います。以上です。

○辰野病院事務長

辰野病院ですが、マスク等の衛生資材につきましては、以前のように入荷できるというわけにはいきませんが、現在のところ比較的安定して購入できております。今の使用状況でいけば当面賄ってはいけます。しかし第 2 波がきた時のために、備蓄できるような流通はしてないというのが現状であります。役割につきましては、上伊那管内は伊那中央病院が指定病院となっており、そこを中心に役割を担っております。検査体制等の要望ですが、保健所が管内の状況を把握しております。また公立病院を中心に連携をとっておりますので、必要があれば保健所の方から県に要望がなされると思っております。以上です。

○吉澤（1 番）

次に補償の関係です。すいません、まだ感染問題です、もう一点あります。上伊那の感染対策は県が中心的な役割を担うということですが、町は県に提言したり必要な充実を求める必要が責任があると思います。私もこの間伊那保健所で聞きました。2 月 1 日から 5 月 31 日の 4 箇月間で伊那保健所への有症相談件数、自分にコロナの可能性あるんじゃないかという自覚症状がある方の相談が 2,843 件、このうち PCR 検査をしたのが 267 件、辰野の件数は未公開ですが人口比率に近いです。ちゅう話でしたので、これで推計すると町民がこの 4 箇月間保健所に有症相談したのが約 280 件、このうち PCR 検査をしてもらったのが 26 件という推計ができます。

つまりコロナの疑いがあるという症状があった町民のうち 200 人以上の町民は、PCR 検査を受けずにきたという可能性があるわけです。また県の保険医協会のアンケート調査が先日新聞報道されましたけども、医師が PCR 検査を依頼したのに保健所から断られたという例が全県で依頼した件数の 3 割 55 件あったと、中には 38 度の熱が 1 週間あって肺炎もみつかった患者についても、海外に渡航歴がないからということで、PCR 検査を拒否されたという北信の医師の証言がありました。この医師は新型コロナだった可能性は否定しきれない、結果的に感染が広がらなただけかもしれないというコメントを寄せていました。あと卑近な個人的な例ですけども、つい最近も、私町内で 38 度近い熱が出て、保健所に相談したけども、検査はいらなそうですよということの対応されたという話も聞いております。こういう検査方針と体制の現状があるかと思えます。もう 1 点伊那保健所の体制について、伊那保健所の保健師はこの間 1 名増員されて 7 名体制になったと、4 月 5 月は忙しくて大変だったけど他部署、保健所じゃない部署からの応援をもらって何とかまわしたってことなんですか。7 名って聞いてふっと思ったんですが、辰野町の保健師は 12 名体制とお聞きしました。町の 3 分の 2 の保健師です。保健師がやる業務内容は当然違うと思いますけど、本当に大丈夫なのかなあ、また専門外の部署の応援で乗り切ったちゅうけどそれでもこの次いいのかなあと疑問を持ったわけです。そこで質問です。町として上伊那の感染防止対策にどのように関わっておられるのでしょうか。町として協議や意見をいう場が必要だと私思うんですけども、それはどうなっていますか。現在の上伊那の PCR 検査等の検査体制、感染医療の体制について町はどのように評価しておられますか。私は県に更に積極的な検査への方針を転換することと検査体制を充実すること、それから感染医療体制を県としても支援して充実させること、それから伊那保健所の体制を更に強化すること、こういうことを町として県に求めていくべきではないかと考えますけども、この点いかがでしょうか。お願いします。

○保健福祉課長

新型コロナウイルスの影響が出始めた頃にですね、県独自の公表方針等ありまして、辰野町あるいは地元地域で発生した場合の対応等について、早くから伊那保健所に相談をしていたわけですけども、当初から感染症については主に県が対応するというところで、市町村は主にその感染対策のための住民への啓発活動に力を入れ

てくださいということでありました。しかし上伊那圏内で発症の事例が出たりしまして、いよいよ身近な問題になってきましたらそうは言っていられないということで、私達も医療機関と直接やり取りをすることにしてきました。実際にはこの間広域的な対策を検討したことはありませんけれども、私達保健福祉、町の関係者と医療機関それから保健所、県の機関と会議を持つ組織がございますので、そんな折を利用して、実際これまでの保健所の対応の経過ですとか、これからの要望等を議題にさせていただいて、検討してっていうことを投げかけていきたいと考えております。以上です。

○吉澤（1番）

次に2番目、補償の関係です。主な個人向け支援策の支給利用の状況と見通しについてとなります。全国的には休職している方が働いている人の10人に1人、600万人もいると、非正規の方は前年同月比で97万人も減っていると、上伊那についていえば4月の有効求人倍率が1.08、1を上回っているのかと思ったら全国は1.3人、県は1.29ですね。上伊那求人倍率が全国でも高いほうだと思ったのは、はるか昔の話で今では大幅に低い、厳しい状況で新規の求人数は前年同月比で製造業が52.6%落ち込み、宿泊飲食サービスに至っては74.3%も落ち込んでると。私も町内で具体的に自動車関連部品の下請けの工場で働いていた方が解雇されてしまった、あるいはパートを打ち切られてしまったと、から親から仕送りがなくなって大学を辞めなきゃいけないかもしれないと、あるいは何箇所も仕事を探してるが益々仕事なくなってきてる、そういう声を聞いております。これに対する支援が必要で、国、県、町もしてるわけですが、そこで質問になります。町がこの間行ってきた独自施策あるいは国の施策について、具体的には特定定額給付金10万円の支給状況と見通し、臨時特例給付金1万円、子育て世帯支援金2万円これらの支給状況と見通しをお聞きします。また税、公共料金、保険料の猶予、減免については先ほど瀬戸議員が触れましたので猶予申請の状況と対応の状況を教えてください。

○まちづくり政策課長

それでは支援策の支給の状況と見通しにつきまして、ご質問の順にそれぞれ担当課でお答えをしてみたいと思います。まず最初に全国民に一律10万円を給付する「特別定額給付金」の状況でございますけれども、5月の7日以降給付事務に取り組んでまいりまして6月の3日現在の執行額は7,203件で18億90万円、執行率に

しますと 93.3%でございます。現時点で申請のない方にありましては、受付期間が終了します 8 月の 20 日まで引き続き広報や新聞等を通じて周知をしていく予定で進めてまいります。以上です。

○住民税務課長

子育て世帯の臨時特別給付金それと子育て世帯家計支援金また町税、国保税の猶予についてお答え申し上げます。先だつての学校の休校、保育所の休園等によりまして、家計への負担が非常に増えているという状況を踏まえまして、国からの支援としまして子育て世帯への臨時特別給付金がございます。こちらにつきましては、児童手当支給の対象となっている世帯に対しましては、特に申請の必要ございませんで、6 月の 17 日に振込みを行う予定で進めているところでございます。また公務員世帯につきましては、勤務先から通知が出されます。その通知を元に申請をしていただき、受け付け次第振込みという状況でございます。

また町の支援策である子育て世帯家計支援金につきましては、これも児童手当支給世帯につきまして申請の必要はありませんで、6 月 17 日に振込みを行う予定であります。高校 2 年生、3 年生のみの世帯また公務員の世帯におきましては、申請をしていただく必要がございます。申請書につきましては 5 月 26 日に郵送しております。申請があり次第、振込み手続きを行ってまいりたいと思っております。続きまして町税、国保税の猶予の状況でございます。税に関する徴収猶予の基準としましては、コロナウイルスの感染症への影響によりまして、令和 2 年 2 月以降の任意の 1 箇月以上の期間におきまして、収入が前年の同期と比較して概ね 20%以上減少した、更に一時的に納付が困難である場合に猶予されることとなります。この条件に該当した場合には令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 1 月 31 日までの期間におきまして、納期を迎える税におきまして 1 年間猶予を行うものでございます。本日までの状況でございますが、相談件数 13 件でございます。そのうち申請をされた方は 4 件、承認をした方は 3 件でございます。相談にこられた方の約半数は個人事業主の皆さんでございました。以上でございます。

○吉澤（1 番）

ありがとうございました。次に町内事業者への影響と支援状況はということですが、昨日来若干の答弁あることと、後の舟橋議員の質問通告にもありますのでそちらに委ねたいと思います。コロナ問題の最後、感染対策強化、補償、支援策強化の

具体的な内容です。先ほどは個人の就業状況をしたんですが、4月の経済状況は中小企業の景気指数はリーマンショックを下回り最悪と。工作機械の受注は10年ぶりの低水準、消費支出は前年同月比で11.1%減。日本経済は全治2年半というエコノミストも出てきています。町内でも自粛要請で飲食業はじめ深刻で幅広い影響が出ています。具体的にお聞きした声では、収入がないけれども家賃や店舗のローンがある、人件費とか固定経費がかかるととてもやっていけないと、あるいは消費税の納期が来るが払えないとか、売り上げがほぼ半分になっている、町に人が歩いていない、冬物のクリーニングが出る時期だけなかなか出てこない、などなどお聞きしております。こういう中でひとつの店も廃業させないという決意で、廃業のうわさを聞けば飛んで行って、相談に乗っているという町の職員もおられるようで、大変心強くその姿勢でぜひがんばっていただきたいと思います。この間、町が行ってきた支援策、町の事業者向けコロナ特別融資は他市町村より有利で、利用が大きく進んで6月15で締め切るそうなんですけども、良かったと思います。いい制度を作ったと思います。締め切りが良かったんじゃないくていい制度だったと思います。ガンバル小規模事業者応援資金も、国の持続化給付金にもれた方を救うということで、1事業者30万円これも喜ばれています。しかしこれでは足りないというのはご承知だと思います。足りないが1次補正で財源の中で組んだという話、それは理解できます。ですがここで国が第2次補正予算を組み、2億円程と見込まれる交付金が見込まれます。また減ったといえ町も一定の基金があります。本当に深刻で広範囲な経済への影響、これに対する支援として町の独自施策を充実させるべきじゃないかということで、私7件提案させていただきますので、見解をお伺いしたいと思います。まず1つは、小規模事業者への支援金の支給対象の拡大についてです。子どもに2万円支給して、何で町は自粛の影響を受けている私ら商業者に支援しないのかという声を聞きました。子どもさんへの支援は支援で必要なわけですけども、個人事業者は30%未満の影響でも長期の影響を受けていて厳しいということです。また6月のほたる祭りでいつも売り上げが結構伸びるんですけども、コロナでお祭りが中止になってこれからその影響が出てくるという声とか、季節物の販売で今はいいけどもこれから先が心配だとか、町内の農業は今後の出荷、販売段階で影響が心配だという声を聞きました。そこで具体的に4点この関係で提案です。30%以上の減収ではなくて町の商工会職員も議会の総務委員会との懇談等の中でも言っていました。20%以上

の減収を対象にしていだけないか、こういう提案です。2つ目は減収の対象は1月から5月ということで作られてますけれども、6月のほたる祭り含めて今後の影響もありうるわけで、せめて今月いっぱい今年いっばいを減収の対象にしてもらえないか、それから農業者については認定農業者や農業法人等一定の農業者も対象にしてもらえないか、例えば中川村では認定農業者と人・農地プラン掲載者を対象に、収入10%減で最大30万円の支援を行っています。4点目は住民支援、納税者支援という観点から、町に住民税を払っているけども町外でお店を営業してる人、これは対象外に今なっているかと思うんですけれども、こういう事業主も対象にしてもらいたい。以上小規模事業者支援金の支給範囲の拡大の提案をします。次に医療福祉体制支援の策の充実についてです。介護事業所は報酬削減が続いて厳しかったところに、コロナ対策でサービスに余計に人手がかかっている。一方通所を控える人がいて、事業主の給与をゼロ近くまで減らして対応していると。お金での支援がありがたい、箕輪町は20万円支給しているという声を聞きました。南箕輪も20万円支給するようですね。介護事業所が潰れたり弱ったりしては介護崩壊を招きますのでこれも1回支援を打ったわけですが、歯科、薬局、福祉施設への支援金47,000円について追加支援を検討いただけないかということです。次に新しい生活様式に事業者が対応するための補助を作ってもらえないかということです。箕輪町では、小売、飲食、サービス業を対象に仕切りや空気清浄機等の設置、購入に要した費用の3分の2、上限10万円を助成しています。6月1日から申請を受けてわずか5日間で問い合わせが30件、申請が6件だそうです。南箕輪村も今週の議会最終日にこの内容を提案するようです。減収補填とは別に感染予防を進めるということは、業者も町民も安心して町内での経済循環が進むんじゃないかと思しますのでそこで提案です。町内事業者の感染予防対策の設備設置補助制度を作ってはどうかということをご提案させていただきます。最後です。失業、休業者と農業の求人のマッチングの検討していただいたらどうかと。これも中川村の例ですが、コロナの影響により休業または雇用調整された村内在住者を、労働者として農家が雇用した場合、農家に対して支払った賃金の3分の1以内を補助するという制度を始めました。現在まで7件の農家から摘果作業や田んぼの畦草刈りにぜひ働いてもらいたいという要望があるそうです。同様のマッチングは全国的にも試行が始まっているわけですが、辰野町では影響はこれからのようですが、収穫期などを見据えてこうした

取り組みも検討していただきたいと思います。以上7点の提案について、現時点での見解があればお聞かせいただきたいと思います。お願いします。

○産業振興課長

それでは細かい点につきまして、説明をさせていただいて最終的に理事者の方がどう判断をされるかということになろうかと思いますが、最初に小規模事業者の応援資金の関係で30%から50%、20%まで下げれないかという話であります。その点につきましても、当初制度的な部分、設計する際において町の現在持つ出せるであろう財源の中、部分、後は商業者の状況、また近隣市町村ですね先行している町村等もありましたので、そちらの方の申請率等を鑑みましました中で、概ね辰野町は30から50ということを決めさせていただいております。今、部分がですね、それを20に落とした場合今度10の方はどうなるのかと、そういう議論にまた続いてしまっはいけないとは思っているんですけども、そういう事情の中で現在は30%から50ということをやらせていただいている状況であります。またその事業につきまして、今1月から5月の売り上げ等をみていただく中で、6月1日より申請を受け付けているわけですが、その1月から5月はほたる祭りで一番売り上げ期が見込まれる時期もう1箇月延ばせないかという話でございます。ほたる祭り等でですね売り上げが予想される皆さんにつきましては、小売の皆さんもそうでしょうけれども、主なところは飲食店の方が主な影響を受けるということでは予想をされるわけですが、商工会の方でアンケートをしていただいております、そのアンケートをみますとですね、5月の半ば時点での集計によるとですね概ね9割の方がですね3割以上の影響を受けているという回答でございます。そういう次元からみますと、すでに1月から5月ということでこの要綱上で示しております期間内にですね、大方の業者の方が入るのではないかとこのように思っておりますので、今のところは5月までという対応をさせていただいていうところがあります。次に農業法人または認定農業者等もですねそういう部分に対応ということでございます。決して対応させてないというわけではなくてですね、ちょっと要綱の中で書いてあるのはですね系統系の出荷ですね、そういう皆さんにおいてはこの小規模事業を応援する関係の準拠している法律がですね小規模事業者の括りの部分という中でやっております、その中でおいてはですね農業法人ですとか系統出荷している方は除いているという部分でありますので、そういう方たちは対象にな

りませんよということやっておりますので認定農業者の方でもご自身が販路を開拓されて農業という所得の中で申告さえしていれば決して受けれない方ではないというふうに考えております。後はですね、新しい生活に対する部分でですね、いろんな営業をされている皆さん等につきまして、他町村でも支援をしているところが出てきているというところは重々わかってますけども、その点につきましては私ども担当課でのみではなくですね、他の課と連帯の中で協議しながら決めていければと思っております。また休業者と農業をされている方のマッチング等がございます。町内大きな農業者がいるわけではないわけですが、草刈等に関してはいえばですね、お米等の関係で大きく展開をされている農業者の方もいらっしゃいますので、そういう皆さんにですね、そういうひとつのマッチング的なこともできるのではないかとということで、提案等はさせていただければというふうに思っております。以上です。

○まちづくり政策課長

はい。吉澤議員のですね商業、農業に関わる独自支援のご提案以外に、医療、福祉ですとか新しい生活様式への対応、それから失業者、農業者等のマッチング、様々ご提案いただきましたが、今週から国の方で審議しております第2次補正予算を見据えながらどのくらいの配分がくるかわかりませんが、2兆円に拡充ですので辰野町に1次補正で配分された交付金、これが1億276万3,000円でしたが2次補正分はもう少し大きな額が予想されますが、その配分ですとか交付時期は未定となっておりますが、冒頭町長がご説明しましたとおり国、県の支援策と連動して特に支援を必要としている人、それから新しい生活様式ですとか社会の構築、それから地域経済の回復この2つの分野を重点的かつ集中的に支援していきたいという中で、今のご提案の部分もですね優先順位を定めながら状況の変化に応じた臨機応変な対応ができるように検討を進めてまいりたいと思っております。以上です。

○吉澤（1番）

ありがとうございました。私は減収対象を今年いっぱいにしてほしいという提案したことと、そういう声は商業者の方です。付け加えだけさせていただきます。次に大きな項目の2番、豪雨災害の通告にいきます。梅雨を迎えます。去年の19号台風災害をもたらしたような雨が降れば、氾濫を免れない河川が町内には数多くあります。日本の川は地形、地質的に上流から常に土石が供給されますので、定期的な浚

渌が不可欠です。去年の千曲川の台風災害では、浚渌が遅れていたために計画流量に達しないのに氾濫しないはずの流量で氾濫しちゃったと。河川断面が小さくなってたわけですね。町内でも河川に土石が堆積して樹木が繁茂しているところが多くあります。河川改修を望みたいんですが、時間も費用もかかるということを想像できますので、ならばせめて河床の樹木撤去、土砂の浚渌をできるだけ進めてもらいたいというのが住民の願いです。そこで質問です。今年度の町内での河川浚渌、改良工事計画はどうなっていますか。河川浚渌について町から県に要望箇所を上げているんでしょうか。上げているとすればどういう基準、考え方で上げてるんでしょうか。最後に県施工分を含めてどこを何年に浚渌したという工事記録を町ではとっておられるでしょうか。質問します。

○建設水道課長

ただ今の質問にお答えしたいと思います。議員さんの質問は、1級河川の県の管轄っていうことでご理解して説明をさせていただきますのでよろしくお願いします。1級河川の管理者ですけども、伊那建設事務所が管理となっております、辰野町の1級河川は全部で13河川ございます。1級河川の浚渌、樹木撤去等につきましてはですね、毎年地元要望、各区の要望を取りまとめまして、伊那建設事務所に要望しながらまた現地調査を行っております。今年度になりましたですね、伊那建設事務所長に再度要望したような状況でございます。浚渌についてはですね、川を持っている機能や生物の営みについて、考慮しながら対応をとっていくということでございます。伊那建設事務所内で管理している河川についてはですね、管内の調整をしながら必要な箇所について効果がでる浚渌工事を行うということで、浚渌工事については今後決めて発表されるということでございます。河川の木についてもですね、川の流れの障害になる木などで橋など詰まることがございますので、一般的に支障木の伐採処理を県でも行ってありますが、使える予算にも限りがあるので緊急時に応じて対応せざるを得ないのが現状ということでお聞きしております。後ですね、町からの県の要望の仕方は今の状況でございますし、県の担当者に直接ですね、現地を見てもらいながら対応していることもございます。浚渌工事のことにつきましてはですね、今回まとめた資料をここでお手元に持ってませんが、昨年度におきましては、中央の千歳橋の下流をやっていただいているような状況が県の方でございます。以上です。

○吉澤（1番）

県の管理で県の仕事なのは承知してはいるんですが、町としても何年に何処をやったかっちゅう記録はぜひとっというて、それを参考として地元の要望を踏まえて県へ要望を上げるといのが必要じゃないかと思ひます。もう1点、浚渫工事後に毎年定期的に河川の刈り払い等やれば樹木の繁茂は防げると同時に場所によっては川遊びができる親しめる川になるわけです。県はこうした河川愛護活動を行う団体に対して、期限なしに継続的に報奨金を支給して支援しています。町でもこういう河川愛護活動への継続的な支援といのはしているんでしょうか。

○建設水道課長

町の管理するものは準用河川でございますので、準用河川のみのことについてお答えするとそういう対応はしておりません。ただ毎年区長さんと打ち合わせの中でですね必要なものは必要なところで対応しているのが現状でございます。以上です。

○吉澤（1番）

1級河川の取り組みについても、ぜひ支援をお願いしたいと思ひます。それから豪雨災害を想定した避難訓練ですけれども、今年家庭訓練と区役員訓練の2本立てでやると昨日答弁ありました。それで提案をしようかお考えを聞きたいと思ひます。「我が家の避難計画書」こういうものを改めて今日の話 を踏まえて作りまして、その避難計画書を作るための避難計画作成ガイドラインというものも作っていただいて、配ってやっていただいたらどうかと、その際には地震災害と豪雨災害この2つを想定するといふふうにしたらどうかと思ひます。そのように提案させていただきますがいかがでしょうか。

○総務課長

お答えしたいと思ひます。ただ今ご提案をいただきました。実際に昨年度の総合防災訓練の反省の中でも災害の想定を絞って訓練したほうが良いのではないかといふ意見もいただいております。当初は今年度豪雨災害に特化といひますか、豪雨災害を中心にした訓練を行う予定でございましたので、今ご提案いただいた部分も含めまして各家庭で当年度やっていただく訓練内容に配慮してまいりたいと思ひます。以上です。

○吉澤（1番）

3番目の質問に移ります。辰野町霊園についてです。宮木区の西の山麓に644区画

あります。霊園を持ってない人にはあんまり縁がないかもしれませんが、我が家もお借りしております。町の霊園条例が昭和47年3月施行ですから今から47年ほど前に開設されたものでしょうか。以降何回か拡張されています。最近では平成27年に19区画新たに増設されたものです。1番、合葬式墓地の基本構想と財源、住民関係者への説明についてです。合葬式墓地はかねてから要望があったものであり、墓地をめぐる社会状況に合った事業であって歓迎します。ただですね建設資金2,300万円は霊園基金から充てるわけです。この過去3年間で霊園使用者が納めた使用料、管理料からこの基金に約1千万円繰り入れられているんですよ、3年間みただけでも。ですから合葬墓の建設ちゅうのは町の霊園に建設するということと場所がですね、霊園の基金を使う原資には霊園使用者の使用料、管理料が入っているわけですからという点などで霊園使用者にはとりわけ大きな影響があることだと思います。だから合葬の希望に答えて合葬墓を作るってだけじゃなくて、町の霊園の管理の改善にも資するように進めるべきではないかと考えるわけです。そこで質問です。合葬式墓地の想定している具体的な建設場所、規模、建設日程、利用料等の基本計画が固まっていれば教えてください。それからこれについての町の霊園使用者や町民への説明はどのようになさいますか。ちなみに塩尻市は数年前に合葬墓を作る際に、事前に霊園使用者全員への意向調査と、それ以外の市民1,000人の抽出アンケートをとって合葬墓計画を作っております。かなりいろんなことがわかりいろんな対策をとっています。こういうふうに霊園使用者と町民に対する調査、アンケートをする予定、計画はありますでしょうか。時間がないので続けてやっちゃいます。霊園使用者に対して通知の機会に合わせて霊園管理への要望をとって下さいと提案したところすぐ今年やっていただきました。また霊園周辺の樹木が枝が伸びてきて日陰になったり、落ち葉が大変だったんですが、それも対応してほしいという要望に対しても素早く対応始めていただいています。この点は感謝し評価したいと思います。それで今年、霊園使用者に要望調査をしていただいたわけですが、どんな要望内容が出されてそれに対する対応の計画はどうなっているんでしょうか。そこまでいったん質問します。

○住民税務課長

ただ今のご質問に対してお答え申し上げます。まず合葬式墓地の構想骨子についてでございます。近年の少子化や核家族化によりまして将来的なお墓の管理者が不

在となる、そういった懸念から、永代供養や共同埋葬に関するお問い合わせが年々増えてきております。このご要望から平成30年度に辰野町霊園の基礎調査を行い、霊園内のロータリーが合葬式墓地の建設候補地として選定をされたところでございます。これを受けまして今年度において建設を予定し、現在業者選定を行っているところでございます。現段階の基本構想でございまして、霊園内のロータリー直径12メートルの範囲に建設を予定しているところでございます。埋葬の規模につきましては、個別の埋葬場所と共同の埋葬場所を設ける予定でおります。個別の埋葬場所につきましては、骨壺で200個、遺骨で200体分のスペースを設けます。共同の埋葬場所につきましては、構造物の内部に穴を開けまして約2,000リッターの焼骨、約400体分が収納できると思っておりますが、そういったスペースを設けてまいります。今、申しましたもの以外に、花筒、香炉、遺族が参拝できる参拝スペースなどを構成する構造物を考えているところでございます。宗教を問わないデザインにすることによって、あらゆる希望者にご利用いただけるようにしていきたいと考えておるところでございます。先ほど申しました現段階では業者選定を行っているところでございまして、来年度中には供用開始ができるように進めてまいりたいと思っております。具体的な利用、管理方法また使用料などにつきましては、現在検討を進めているところでございます。住民関係者の説明でございまして、今般のコロナウイルス感染の拡大の観点もございまして、住民の皆様や関係者の皆様を集めての説明会っていうことは行う予定はございません。霊園使用者の皆様は、本事業の概要説明資料を全員の方に郵送させていただきたいと思っております。また住民の皆様向けとしましては、広報たつの、町のホームページなどに掲載をして周知を図ってまいりたいと思っております。議員おっしゃられました塩尻市の東山霊園の建設にあたりまして、住民アンケートを取ったということでございますが、当町におきましても区画の使用者に対しまして夏頃になると思っておりますが、合葬式墓地に関するアンケートを取っていきたくて考えております。そこでの意見を今後の合葬墓の管理方法など参考にしてまいりたいと思っております。今年ですユーザーへのアンケートを取ったわけでございますが、その内容でございまして、主なものとしましては先ほど申しました合葬式墓地に関する利用条件だとか申し込み方法についての情報提供要望、また周辺樹木の枝打ち、伐採の要望、手すりの設置など聖地の手入れに関する要望などが主なものでございました。合葬式墓地に関するご要望につ

きましては、先ほど申しました来年度中の供用開始を計画しておりますので、なるべく早い時期に利用条件、申し込み方法などを決定しまして周知図っていきたくて思っております。また周辺樹木の枝打ち、伐採に関しまして、先日現地をみてまいりましたけれど、中央の階段部分にかなり枝が張り出しておりましたので、こちらについては早急に対応をしていきたくて思っております。また手すりの設置になど聖地全体に関する部分につきましては、中長期的な計画を立てまして今後進めていきたくて思っております。今回のアンケート結果、貴重なご意見として今後の計画に参考にさせていただきたくて思っております。また今回建設するにあたりまして、基金から費用を出すということなんですけれども、区画の使用料、それと毎年いただいております手数料につきましては、霊園の管理、維持に関するものまた全体の修繕費にかかるものを含めて、全てそこから賄うということで基金を設けておりますので、合葬墓につきましてもそこから建設費を捻出するものでございます。以上です。

○吉澤（1番）

霊園で後2つだけなんですけど、霊園644区画中1号聖地の238区画を私調査しましたら、97区画、40%に碑石が立っていませんでしたね。塩尻市や岡谷の市営の霊園もみたけれど、管理が行き届いて碑石のない区画が辰野町より非常に少ない印象でした。具体的には塩尻市では碑石のない区画は27%、町はその1.5倍あるくらいです。そういう場所は手入れが行き届かなくて、木が生えてる場所があって霊園全体をみすぼらしくもしていると、町の条例では「1年以内に焼骨を埋葬または3年以内に祭祀施設の建設」と義務付けられているわけなんですけども、まだ埋める骨がないという方も止むを得ない事情もある方もあるかと思っておりますけれども、中には親類縁者とも町を離れてもう使わなくなった可能性ある世帯もあるんじゃないかと。塩尻市でも実際に7%位の人がそういうアンケートで回答があったそうです。そこで未立碑石が立っていない聖地が町全体でどれだけあるか把握しておられるか、今後把握して意向調査をした方がいいんじゃないかということが1点です。もう1点、この未利用地の整理に合わせてですね、使用料の返還規定を作ったらどうかという提案します。塩尻ではですね、30年以上使っても4分の1返すということになってます。返還規定は伊那市にも岡谷市にもあります。これはもう返そうかという動機付けになるわけです。返してもらって新たに売れば、新規造成のお金を使わなくて需要にこたえられますし、例えばですねこの未利用地を返還して辰野町は18

から 54 万円の利用料ですから、30 万円で 50 区画売れば 1,500 万円財源ができるわけです。こういう点で霊園に使用料返還規定を作る考えはないか、時間になりましたので以上 2 点は私の提案に留めて質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長

ただ今より暫時休憩といたします。なお再開時間は、11 時 55 分、11 時 55 分といたしますので、時間までに入場をお願いいたします。

休憩開始 11 時 39 分

再開時間 11 時 55 分

○議長

休憩前に引き続き再開いたします。質問順位 10 番、議席 4 番、舟橋 秀仁議員。

【質問順位 10 番 議席 4 番 舟橋 秀仁 議員】

○舟橋（4 番）

それでは、事前の通告に従いまして一般質問始めさせていただきます。今回 3 つのテーマを用意しておりまして、最初全議員の方が今回一般質問で取り上げられました、新型コロナウイルス関連の件でございます。緊急事態宣言が解除された今ですね、今後町として我々はどういうことをしていかなければいけないかと考えた時に、辰野町は幸いにして感染者を今の時点で出すこともなく、長野県全体におきましてもこの数週間ずっとゼロというですね状況が続けられている。これは幸運にもということもありますし、色々な方のご尽力によって今の現状が維持されているのではないかなと思います。今後我々はこの状況を世間的にはですね第 2 波、第 3 波ということが言われておりますけれども、不必要にやはり不安をあおるのではなくて、何かあった時に備える予防であったりその医療体制、そういうのを万全にした状況においてですね、今度はそのコロナショック前の状態にいち早く戻すと、そこに注力すべきではないかなというふうに考えます。そういう観点から、今回は経済の点についてフォーカスした質問を用意しております。先ほど吉澤議員からも色々と厳しいですね経済状況、指標がありますよというお話ございました。実際に 1 月-3 月期 GDP 年率ですね、昨日改定値が出て 2.2%減で、その前の 10 月-12 月期においては 7.1%減という数値が出ております。10 月 12 月はご存知の消費税増税ですね、その影響を受けてガクンと消費の落ち込みがありまして、それに伴いまして当然

GDPも落ちたと、続いて1月3月期思ってた程コロナの影響はあったものですね、思ってた程の数値ではないなという思いは持つものの、やはりマイナス成長というのは日本の経済というのはかなり景気後退の域にもう完全に入ってしまったと、4月6月期はおそらく8月位にこの発表がされますけれども、愕然とするような数字が予想されるわけです。一方で昨日日経の株価ですね23,000円台を回復したということが報じられています。これは日本だけではなくて、アメリカ主要世界の10箇国位がかなりいい数値を出したんですけど、その要因というのが日本も同様ですけれども財政出動していると、それは全世界主要の先進国においてはですね、財政出動をしてこの難局を乗り切ろうという姿勢があるようです。2000年にITバブルが崩壊しまして、その時また2007年にリーマンショックで世界金融恐慌ありましたけれども、その時にですねそのショックが起きてですね、ショック前の状況に戻るまでに大体6年かかったんですよ。それがこのコロナにおいてはですね、何と3箇月でショック前の株価の9割まで戻ってるんです。これは今後この数箇月、1年というスパンを見なければ何ともいえませんが、やはり今までと違うのは国が積極的な財政出動しているというのは、各投資家であったり評価がされているところだと言われているようです。今回1次補正が出まして約25兆円の真水と呼ばれている部分ですね、GDPへの押し上げ効果があるだろうと言われている部分で25兆円が出て、それによって個人への給付が行われたり個人事業主であったり、企業さんへの支援も行われていると。今後後段2次補正についてもちょっとお話ししたいんですけども、まず今回この1次補正が出て合わせて県それと町のお考えでですね、いろいろな支援がされました。冒頭申し上げたように今回私経済に関してちょっとフォーカスしていきたいので、まずですね町内ですね商業、工業、農業その各業界の現状のその経済的なダメージというかですね、皆様のご理解いただいている内容をお聞かせいただければと思います。

○産業振興課長

それでは町の経済分野における影響等につきまして、お答えをさせていただきたいと思います。先ほどの吉澤議員の質問等にもある中で、商工会を通じて商工会の方でアンケートをとったということをお知らせをしているところでございます。この新型コロナウイルス感染症に関しましては、そのアンケートの結果からアンケートについております実情等を捉えますと、製造業や建設業における部材の供給停止、

また受注の減少等は見受けられている部分が多くございます。ただですね数字的な部分については、さほどまだ5割まで減少を見込むという数字が今の段階では参っておりません。現在セーフティーネットの関係での申請、受付もしておりますけども、5割を超えているという部分は少なくてですね、セーフティーネットを受けれる2割であったり、そこの今から運転資金を用意されているという業種が、今いった業種には見受けられるところがございます。一方ですね、飲食、宿泊業におきましては緊急事態宣言等によりまして、休業や営業時間短縮によりまして売り上げの大幅減少が生じるということが、先ほど言いましたように2割以上の減収だったところが、約9割を超えているというふうに答弁させていただいたとおりでございます。さまざまな業種におきまして多大な影響を及ぼしているのではないかとすることは、先ほど議員おっしゃられた中ですね、GDPのほうにも今後また反映してくるのではないかと思いますけども、現在町内においてもそういう状況でございます。農業についてはですね、JA通じたりしまして調査をしたところにおいては、現在作付期ということもございまして直接的な影響もですね大きな影響はないようでございます。一部花き等でですね春先の歓送迎会ですとかそういう花が出る部分において、影響を若干なり受けたところもあるようでございますけれども、件数的にはさほどなく規模も小さいわけでございますので、JAの方で大きな数値として拾っているというところではないようでございます。以上です。

○舟橋（4番）

今、ご答弁いただいた中でアンケートというお話ありましたが、そのアンケート自体はですねその商業、工業その町で事業を営まれてる事業所さんとか個人事業主、皆さんにそのアンケートって出されたんでしょうか。

○産業振興課長

はい。557件に対してアンケートを実施しております。

○舟橋（4番）

557件というとおそらく全数ではなくて、商店だけでも160店舗位あると思うので、その母数は557件がどうなのかというのがちょっとわからないところがありますけれども、結局今後ですね、まず第1弾として国も第1補正予算を出して、それに合わせて県と町と支援をしました。そのフィードバックってものではないですけども、今後2次補正が出てく上でですね、その援助したものに対して、今それによっ

てどういう状態になったのかっていうのを、やっぱりフォローしていかなければ当然いけませんので、アンケートの中身自体を私よくわかりませんが、それは継続して事業者さんと連絡を取り合ってますね、その状況っていうのは常に把握しとく必要があるかと思います。場合によっては商工会に加入されている事業主さんであれば商工会経由になるのかもしれませんが、場合によっては直接町がですね、そのアンケート用紙を送るのかヒアリングするのか、常にやはり事業者さんがどういう状態にあるのかというのを町としても理解していない限り、適切なそのいくらですね2次補正で2億の臨時のですね地方交付金をもらえたとしても、それを有効に当然利用できるわけがないので、その継続した状況把握の手段、そこについては引き続きご検討いただいて、実施もお願いしたいというふうに思います。2点目、個人事業主等企業向けの支援事業についてですが、先ほど瀬戸議員も示されてましたけれども、町がこの新型コロナウイルス感染症のこのパンフレットを作られて、非常にこれ見やすいですよ。昨日もこれは5月20日時点のものですよという説明をいただきましたので、今後2次補正であつたりもしかすると3次とか、その状況に応じてこれがアップデートされてくんだと思います。この中で「個人事業主、企業の皆様」というところにいくつかの支援事業がございました。私がこの質問の中で書いているのが、そこの中からピックアップされたものでございます。当然ながら国や県の主体になっている支援事業でございますので、今どうなってますかと聞いても、それはなかなかご認識されてない部分もあるかと思いますが、わかっている範囲で結構でございますので、読み上げますと「ガンバル小規模事業者応援金」「持続化給付金」「雇用調整助成金の特例措置」「中小企業等の資金繰り緊急支援」

「地域支え合い観光緊急事業支援金」この全部で5点ですか、そのデリバリーとテイクアウトは昨日お話ございましたので割愛させていただきます。この5点について現状どうなってるか伺えますでしょうか。

○産業振興課長

はい。それでは今議員から照会されました5点につきまして、わかる範囲のところでお答えをさしていただきたいと思います。まずガンバル小規模事業者応援金でございます。こちらにつきましては6月の1日から受付を始めたばかりでございます。昨年の収入、売り上げですねから比べて、この1月から5月、月ごとに割った中で2割から5割いかないまでも減少があった方が対象となる部分でございます。

相談件数はすでに 50 件以上ございまして、現在申請があつて受理し振り込みにまわしているものが約 4 件 120 万円でございます。続いて持続化給付金でございます。50%以上昨年より売上げが落ちたところ、これにつきましては経済産業省の所管でございまして、実際の数値等がまだ発表はされるのはまだまだ先だろうというふうに考えております。雇用調整助成金の特例措置でございます。こちらにつきましては申請件数、相談件数等ハローワークとでは確認をしておりますけれども、ハローワークにおいてはまだ公表ができないということでございますので、当担当課としては数値等は把握をしておりますけれども、国、上部組織においてはまだ全体を集約した上での発表ということですので、もうしばらくお待ちをいただければというふうに思います。続いて中小企業等の資金繰り緊急支援でございます。こちらにつきましては町の特別経営安定対策資金ということで融資の関係でございます。こちら 6 月 5 日現在でございますけれども 65 件の申請で 7 億 6,218 万円を融資をしているところでございます。続いて最後でございますけれども、地域支え合い観光緊急事業支援金でございます。こちら県の方でやっております事業でございます。当町につきましては 0 件、すでに受付は終了をしているところでございます。以上です。

○舟橋（4 番）

この質問といいますか、この支援事業のですね最後の地域支え合い観光緊急事業支援金、これは例えばかやぶきとか、ああいうところで使えないものですかね、かやぶきとかパークホテルとかそういうのって使えるものなんでしょうか。

○産業振興課長

こちらにつきましてはですね、直接かやぶきとか個人事業者団体等が使える支援ではなくてですね、町でいえば観光協会ですとかそういうひとつの観光事業としてですね営業している団体が対象となります。県下においてはですね、全県でいくと 58 件の募集があつたようでございます。ただですね給付金という対象ではなくてですね、今後、今話題になってます GoTo キャンペーンみたいな、要は観光客を誘致するにあたってですね、何らかの手立てを今のうちからとりたいというようなソフト的な宣伝ですとかそういう部分ですね、そういうソフト的な分野に使えるお金ということで、なかなかうちの町の関係で使えるものがないかという部分でも検討いたしました。当町については該当するものがないのではないかとということで申請は見送っております。

○船橋（4番）

1次補正で国全体としては25兆円がついて辰野町には地方創生臨時交付金として約1億ちょっとです。町の方でも財政調整基金を取り崩されたりして約2,700万円ですか、その財源を投入してご用意されたわけですが、今ちょっと私は一部しか伺わなかったわけですが、今現在その財源で足りる状況にあるのかいかがでしょうか。

○産業振興課長

はい。いくつか今説明させていただきました部分です。心配な部分においてはですねガンバル小規模事業者応援金でございます。こちらにつきましては町内です。小規模事業者が約604社ということで統計上出ておまして、これも先ほどの吉澤議員の中での質問で答えましたけれども、先行してやっている市町村等の申請データですね見ますと、概ね3割という部分をいわれておりますので600件の3割ということで180社位かなあという中で30万で予算的には5,400万盛ってございます。ただですね、この実際のところこの4月5月の最終的な数字がですね、どのくらいの規模で変わってくるかということにおいてはですね、この180見込んでる3割を大幅に越すことがあるとすればですね、財源をそれなりにまた見つけ出してこの事業に当てていかなければいけないのではないかというふうに考えております。

○まちづくり政策課長

財源の確保につきましては、今回5年ぶりに財政調整基金を取り崩すなどですね、この支援に当ててまいりましたが、今後はですねやはりこの財源を今後のさまざまな長期戦に備えるためには、やはり臨機応変な活用の中で地方創生臨時交付金を使っていく必要もありますので、臨機応変といいますのはこれまでに取り組んできた財政調整基金による財源を、今回の2次補正分で財源組替をすとかですね、さまざませつかくこれから2次補正が出てくるものですから、そういったものでなるべく町としての自主財源を確保するためには、補正予算で示されている財調を取り崩す財源を組み替えるなどしてですね、効果的に今後の対応のための担保を取っていくのもひとつの臨機応変な対応のひとつというふうに考えております。以上です。

○舟橋（4番）

今のお答えいただいた内容は、やはり当然今後ですねどのような状況に突入してくるのかわからない状態です。今私ちょっと事前に質問させていただいた内容を

出してなかったのは申し訳なかったんですけど、産業振興課長からお話されたように、これからですねいろいろ申請が始まったばかりの支援事業でもありますので、財源については予断許さないような状況にあるかと思えます。ただ一方ですね次のその3番目の質問に入るわけですけども、2次補正が出されて、昨日から国会の方ですね審議が始まりましたと、おそらく今期国会6月予定では17日まででその会期内に予算決議、国会で決議がされて今予備費10兆円についていろいろやっておりますけれども、恐らく30約2兆円ですかそれが通るんではないかなと。約2億円が前回どおりであれば辰野町にも来るだろうと。そうした時にですね、事前に2億円丸々をどうするかっていう話とは別に、今回その32兆円の中で地方に来る分は完全に明記されているわけですけども、それ以外に先ほど申し上げた10兆円の予備費であったり、あと融資の部分ですね、融資の部分が約10数兆円あって、結局GDP押し上げに必要とされる事業費、例えば持続化給付金の拡充をしますよとか、あと事業者に対しての家賃補助ですね、そういうのありますよという、結局町に来るお金、仮に2億とした時にですね、2億以外にも国がこうやろうという施策が今のところある程度見せてるわけですよ、見えているわけです。その国が今、今後2次補正で打とうとしている手に対して町は事前にですねこういうようなところがやはり不足しているから、こういうところに重点的にやるべきではないかっていうものを、やはり早め早めに準備しとく必要があると思うんですね。当然これは町の中の机上の計算では済まなくて、最初の質問の中で私が含めていた意図としては、やはり実際に困られている事業者さんとかどういうところに対して今問題があるのかと、そこに対して町はじゃこういう形で今度予算をつける、ちょっと重点的につけていこうとそういう見方をしなければいけないと思うんですね。昨日町長から、今後その重点的に新しい生活様式に対応していきたいですよと、それとあと経済活動ですよ、その2点挙げられたわけですけども、その2点目の経済活動というのも全容がですね、国からの補正、補助金の全容が見えるのを待って動くのではなくて、今のうちからなるべく早いうちに、その現場を知りちゃんと調査をしながらですね、町としても打つ手を考えていく必要があるんじゃないかなというふうに思っています。そういう点で現時点でですね、概念的なところではなくて具体的にその2次補正以降、町としてはこういうような手を打っていきたいなというところがおありになればお聞かせいただきたいんですが、いかがでしょうか。

○まちづくり政策課長

地方創生臨時交付金増額といいますと、やっぱり2兆円ですのでやはり辰野町には2億というのが想像、2億以上のものを期待するところでございますけれども町長が申しあげました新しい生活様式及び地域経済の回復、特にこの地域経済の回復の分野につきましては、すでに6月の補正予算でも提出しておりますけれども、ほたるマイカードの10倍キャンペーンなどですね、これ先ほどの財源組替のひとつの事例として、2次補正の地方創生臨時交付金を充てていくのも、ひとつの考え方としてあるというふうに思っておりますし、また先週金曜日にはですね、県のほうからも市町村と協調して行う新たな事業として、例えば2分の1ずつ県と町とが負担し合っておりますねやはり国の特別定額給付金などと連動して町内の小規模事業者ができるだけ早く元気を取り戻せるように町民が一丸となって、県ですので県民が一丸となって消費を通じて応援することができる事業の提案もありましたので、これに協調するかどうかについてもですねひとつ臨機応変な対応のひとつであろうかなあというふうに思っております。国が示した第1次補正段階で国が示した活用事例集につきましては、各議員のお手元の方にも冊子としてお渡ししておりますので、ご覧いただいたところでございますけれども、現段階が国では4つの段階というふうに捉えて、実施計画を今後地方創生臨時交付金の実施計画を立てるように求めているところでございますが、簡単に申し上げますと感染拡大防止段階それから雇用の維持と事業の継続、3つとして経済活動の回復、4つとして強靱な経済構造の構築という部分でございますけれども、町としては現段階ではですね、感染症の2波3波の状況が見通せない段階では、やはり緊急時対応段階というこの大きなレベルの中で、効果的な対策を講じていきたいというふうに考えております。また昨日も質問の中にもありましたとおりこれから梅雨期に備えた災害対応でですね、避難所の機能ですとかあるいは地域コミュニティーの活動の再開に向けた支援などについてもですね、ひとつの大きな重要な課題であるというふうに考えております。以上です。

○舟橋（4番）

今回のコロナウイルスのような状況というのは、誰もが経験したことがないような事態を引き起こしてますので、町としても感染者が出ていないとはいえですね、どういふ今、今後手を打っていけばいいのかというのは非常に難しいところだというのは理解しています。ただ私はその感染予防ももちろん必要なんです。それがな

ければやっぱ話にならないんですが、ただ町の事業者さんは非常に苦しんでいらっしゃるわけなんですね。私一人ひとりのお話を聞いてないですけど、町を歩けば誰でもわかるわけですよ、大変な状況になってると。ですのでやはりぜひ経済活動、経済の状況が1日でも早く復調できるような支援策をご検討いただきたいなど。ひとつですねアイデアとしては、そのプレミアム商品券ですね毎年のようにプレミアム商品券出されていらっしゃるしまして、私も以前は何回かですね購入させていただいて、昨年も出されましたけどやはり今、住民税非課税世帯とか制約つけてるんですよ。この際ですね、制約つけずにプレミアム商品券、1冊4,000円で5,000分買えますというのが昨年出ましたけども、それを各家庭に配るというのもいいのではないかなあと考えています。今約辰野町は7,300世帯あります。7,300世帯に4,000円だけ配ると2,800万円ですね、約。それで一般家庭の家計も助かるしプレミアム商品券ですので辰野町でしか使えないわけですよ。辰野町の商店であったりそういう人達も非常に助かるわけです。3,000万円が安いといっているわけではないです。ただそういう一挙両得みたいな話もですねありますし、他の市町村ではそういうプレミアム商品券を配ったり、非常に安くしたりっていう例も出てますのでぜひご検討いただきたいなと思います。続きまして2点目の農業政策の方に移ります。前回、私定例会で一般質問で「人・農地プランの実質化」について質問をさせていただきました。その当時はまだこのようなですね、コロナ禍におかれるなんてのは思ってもいなかったものですから、いろいろと実質化に向けた懇談会っていうんですかね、そういうのを各地区で4月以降やっていきますよというお話はあったわけですが、今の状況になってですねその今後のプランの策定スケジュール、変更等行われているかと思しますので、その辺について伺えればと思います。

○産業振興課長

はい。3月議会にも舟橋議員からは、この実質化に向けましてのプラン等スケジュールですね聞かれまして回答をしたところでございますけれども、他の事業も同じようございまして、早々くらいにスケジュールどおりにスタートしたいところではございましたけれども、なかなかそちらの方各会場の確保とかという部分もなかなかできないでいる状況でございます。今後のスケジュールといたしましては以前開催した5地区、更にそれを細分化してということをお話してございますけども、9月頃からは入ってそれぞれの地区での話し合いを進めていきたいという予定で

ございます。

○舟橋議員（４番）

実際に来年度から新しい第六次の総合計画、前期計画というんですかねそういうのが始まりますし、当然ながら今年度内に各事業、方針であったり具体的な活動内容も提示していかなければなりません。今回のような事態がおこって、これが重い状態です。ね長引くようであれば、もしかしたらそれを少し延期になんてこともあるかもしれませんが、今の時点では今年度内にどうしても結局空白期間ができてしまいますので、それを防ぐためにはやっぱりやらなければいけないと、そう考えた時に前回私の一般質問をさせていただいて、その後、総務産業常任委員会から町長への要望として、農業振興に関してもう少し明確なビジョンを示すべきではないかということをお願いしたところ、その農業振興ビジョンというものを今考えていますよというお話をいただきました。その後いろいろとお話をお伺いすると４月に辰野営農センター、今これ冊子を先日いただいたんですけど、辰野町営農センターが辰野町農業振興センターに生まれ変わりましたと。恐らくこの中で、その農業振興ビジョンというのが作られていくんだらうというふうに思っています。この農業振興センターっていうのが従来までの辰野営農センターと何が違うのかというのが、この冊子を読む限りではちょっといま一つよくわかりませんが、ただ事業の一番最初にですね「農業振興センターは目的達成のため次の事業を行う。1として長期的かつ総合的な地域農業振興計画の樹立及び具体的な農業振興方策の策定に関する」と書かれているんですね。ですので私の勘違いでなければ、町長がお話された農業振興のビジョンというのは、ここで作られていくんだらうというふうに理解しています。そこでですね、その理解が正しいかという確認もさせていただきたいんですが、今現在その農業振興ビジョン、具体的にどのような内容にしようとしているのか、そのスケジュールであったり策定にあたるメンバーについて伺えますでしょうか。

○産業振興課長

はい。先ほどのですね、人・農地プランの点につきましてちょっと追加だけさしておいていただきますと、今六次の総合計画とはまた別物であるという点だけのご理解いただければというふうに思います。それでは今ご質問のございました農業ビジョンの経過でしたっけ、内容ですね。失礼しました。いろいろ考えていますから。

内容につきましては、今議員質問のございましたようにですね、この新たに今までの辰野町営農センターから農業振興センターという形の中で、具体的にじゃあどういふところが変わったかという点からすると、名前も変わったわけなんですけれども農業振興って名前のおりですね町全体の農業に対してですね小さく農業される方も辰野の場合うんとたくさんいらっしゃるわけなんですよね。当然総面積に対する率から見ますと、約7割ちょっとが要は販売の農家であると、それ以外の皆さんが販売農家ということで、統計的には出ているわけでございますので、本当に農業の生業としてされている方のみでなくですね、小さく農業をやっている方、また定年帰農をされて農業にちょっと興味をもたれて始めたりする方、そういう方たち全般に対してですね、そういう農業という部分を意識していただいたり農業に関係していただくという部分も含めてですね、農業振興センターという形で今後はいろんな部分を作り上げていきたいというふうにご考えておるわけでございます。現在仮定でございますけれども現状の課題ですねそういうところを再度解決しなければいけない点、また施策についてはですねなかなか解りづらいという思いもしますので、そこら辺のところを明確にする部分を目指していきたいというふうに思っております。辰野町の食と農業・農村をですね確実に次代へつなぐということに努めていきたいと、そんな中でですねビジョンの策定を進めているところであります。このビジョンにつきましては、先ほど議員も言いましたように六次の総合計画の方につながるよということでご考えているわけでございます。すでにですね31年から営農センターの中においてはビジョン等も策定して5年間の計画という部分で始まっているわけでございますけれども、新たにですねその六次の総合計画の中のスタートと一緒にですね切れる様な形で今見直し等も進めているわけでありまして。具体的には「次代へつなぐ辰野町農業」「消費者とつながる辰野町の食」また「人とつながる辰野町の農業」ということの3つの基本方針を含める中で検討をしていきたいというふうにご考えております。

○舟橋（4番）

私がこの農業施策の話をしていただいた最初に「人・農地プランの実質化」についてお話を伺った理由としては、この「人・農地プランの実質化」人・農地プランを完成させるということではですね、その農地の集積化だとか集約化っていうのがされてくるわけですね。そうしますと作業効率が大幅にアップしたりとか、そうい

うメリットあるわけなんですけど、私はその人と農地の農地プランで単に物理的に物を集めて作業しやすくするだけではもったいないと、せつかくそういうような作業をするのであればですね、そこに新たな価値を生み出さないと意味はないと思っています。これは前回の一般質問の時にも申し上げました。課長とはお話もしておりますけれども、実際にその各地域すべてにおいて特性があるとは言い切れませんが、特性のある地域においては具体的な作物を定めてですね、それを町が積極的に支援して農業の振興に役立ててほしいと。ですんで「人・農地プランの実質化」は第六次の総合計画のタイミングとはずれますよというお話しあったとしてもですね、やっぱりこういうものがなくして実際に農業振興はできないというふうに私自身は思っています。ですのでいろいろな決められたスケジュールはあると思いますけれども、その「人・農地プランの実質化」というのは人・農地プラン自体は無駄なものだと思いませんし、それがそれで終わってしまうと本当に無駄になってしまうので、そこで住民との会話もあります。協議がされますのでそこで直にいろんな声を聞いていただいてそこで必要なものは何なのか、もしかしたら我々は今までみたいに単に農地集めてそこで稲作やってればいいんだよ、というところもあるかもしれません。でも特徴のある作物を作ってやっていきたいと、場合によってはその町がこういうのやりませんかとかこういうところにノウハウや経験をお持ちじゃあないですかと。それがですね、町の外から人を呼ぶきっかけになたりもするわけですね。今若者がこのコロナのことで帰農の、帰農ていうのは農業に帰るですね、そういうような気運がでてきたりだとかいうところもあります。農業というのは辰野町は圃場がすごく一つひとつ狭くてですね、非常に不利だと思われておりますけれども、まだまだポテンシャルは持っているんですよ。ですのでそこを眠らせることなく活用していこうと考えた時には、この人・農地プランというのはすごく有用な施策になると思いますし、今進められてる農業振興プラン、これと合わせることによってさらに効果が向上するというふうに私は理解してます。ですんでそのところを皆様方だけではなくて、当然この振興センターの方々、ものすごい数の人数入られていますね、私こんなに人いるんですかっていう位7、80名いらっしゃいますよ。当然立案にこれだけの全員の方が関わるわけではないですけど、ぜひその営農センターから農業振興センターに名称が変わっただけの組織ではないことを私は祈っています。最後です。スクールバスの件でございます。辰野中学校へ

の通学に今スクールバスが一部利用されております。私このスクールバスの運用が始まった経緯であったり、歴史といったところの理解をしておりませんが、その現状把握も含めてですね、今辰野中学校に使われているスクールバス、その運行状況であったり、運行路線その辺についてお話を伺えますでしょうか。

○こども課長

それではスクールバスの運行状況についてお答えをいたします。スクールバスにつきましては、国が示す遠距離通学というものの距離で基準にしてまして、小学校では4キロ、中学校では6キロというふうな基準で運行しております。路線ですが現在スクールバスが運行しているのは辰野中学においては川島地区の生徒さんに利用していただいております。学校と川島を結ぶ路線のみとなっております。利用料金は無料です。以上です。

○舟橋（4番）

現在は辰野中学校と川島の間だけ1路線があるということですね。ちょっと仮になんですけど川島と辰野中学校その中間の地区というのは利用はできるんでしょうか。

○こども課長

小学生がですね西小とか利用する時に同じバスに乗ってくることはあります。ですが中学生の場合は無料では利用できないというふうになってます。

○舟橋（4番）

ちょっと私も解らないこと多いんでやり取りが多くなっておりますけれども、スクールバスに利用しようとする、例えば今村とかですね、途中私どういう経路で通るかわかんないですけど、途中で乗りたいっていう方がいると利用料金を払えば乗れるってことですか。

○こども課長

今のお答えします。定期バス代用として有料ということになっていただいておりますけれども、町が運行してます川島線ですとかそういうのもまた利用していただいておりますので、一応こちらでも有料で使っていただくということになっています。

○舟橋（4番）

先ほどの最初の答弁の中で遠距離通学で、小学校の場合は4キロ、中学の場合は5キロですか、6キロ。今回、私羽北地区というのを outsizing させていただきました。羽北地

区は結構広いんですけども北大出という地域がですね箕輪に接しているところ、1番辰野でいうと南の部分になるんですけど、その三ツ谷、新田という地区があつてご存知だと思いますけれども、辰野町17地区の中で唯一人口が増えているのが北大出なんですよね。北大出の中でどこが1番増えてるかっていうと、その箕輪町に接している地域なんです。あすこら辺に行くんですけど新しい家が結構建っていたりするんです。そこから辰野中学校まで何キロかって調べたんですよ。5.6キロなんですよね。5.6キロ駄目だつていうことになるんですけど、規定上では。5.6キロっていう距離を5.6キロってもう本当、町とのぎりぎりのところではありますけどもうそこ普通の民家があるところです。ですからそこ実質的に5.6キロなんですけど。5.6キロを中学生がもし歩いて行こうとするとどのくらいかかるかと、1時間では到底普通の人は行けないわけですよ。自転車通学が許可されているわけですよ、羽場もそうです、羽北地区、南小から通っている子ども達は、辰野中学に行くときに自転車通学が許可されているわけなんですけど、実際に通学されている子どもたちを見ると電車で通学しているか、後は自転車で通学しているかもしくは親御さんに車で送っていただいているか、その3つのパターンで、歩いている子っていうのはまあまあ見ないです。帰りに友達と帰ってくる子は見かけますけど、朝の時間に歩いて行っている子っていうのはほとんどいないわけですよ。今回ですよ、なぜこのタイミングでこのスクールバスのお話をしたかという、この6キロという規定は知ってました。北大出は5.6キロで足りないなというのはわかってるんですけど、ご存知のように春日街道先線、県道与地辰野線なるやつですかね、それが今年度末ですよ完成予定です。合わせてその県道与地辰野線が飯田線と横切る下田の踏み切りというところ、これ確定をしておりますけれども拡幅の予定があります。そうするとですよ、あすこ春日街道がずっと通って、もし下田の踏み切りという、少しちょっと広めのところがありますけど、でも車の両通行できないんですよ、今片側通行で。それがもし両通行できるようになったとした時にですよ、そこに子ども達は自転車で通学して行くわけです。うちの子も3人いまして、男の子2人で男の子は自転車で行きました。ただやはりその間にうちの子は幸いなかったですけど、あすこの先の坂で転んで骨折した子とか、また別の所、北大出の子がですねやはり違う所ですけど坂で車でぶつかって大怪我したということがあったんですよ。ですんでいろいろ環境が変わってきて時代も変わってきているので、スクールバス当然その運用にいろいろお金が

かかるとかいうところはわかっています。今一度そういうちょっと特殊な位置づけの地域とされておりますんですね辰野の中でも、自転車通学許されてる、しかもJRを使って場合によって女の子なんかは定期で通ってる子いますからね。そういうお金もかけて通っているわけです。そういう状況考えた時に町としてですね、そのスクールバスの運行ができないのかということ、それもしくはJRの通学の定期代もしくは運賃を幾分か補助できないのかと、それについてぜひご検討いただけないかなと思っていますがいかがでしょうか、はい。

○教育長

はい。通学に関わるスクールバスの導入だとか、あるいはそれ以外の通学の補助ということですが、この問題につきましてはね、この当町議会でも今まで過去何回か質問されておりますし、それからまた数年前中学生がここへ来て行った中学生議会ここにおいても中学生から訴え、質問があったというのは記憶をしておりますけれど、このスクールバスだとかの導入だとかあるいは通学における補助の問題ってのは、非常に難しい問題でしてね、基本的には何かこの特別な条件がない限り通常通学に関わる補助ってのは一切していないというのが、これ辰野町だけじゃなくてほとんどの市町村がこういう状況になっています。ただ今議員が言われるようにこれから急激に周りの通学路周辺のあるいは住宅周辺の交通事情が変わってくるんだということで、その交通事故等の危険性が増大するという部分においては、また別の課題としてね教育委員会でも考えていかなきゃならならぬだろうなと思いますけれど、今言いましたように特別な条件がない限りスクールバスの導入それからその何らかの補助っていうのは難しい。こう特別な条件というのは、ほとんどの場合が学校の統廃合によってということになります。以上です。

○舟橋（4番）

もう時間が参りましたのでこれで終わりにしますが、やはりいろいろとスクールバス導入している全国の事例見ますと、学校が統廃合されたタイミングで利用されたり利用料も取ったりとかいろいろ様々な状況あると思います。南小から今辰野中学校に通っている子どもっていうのは約50人ですね、まあ大体一学年14人とか20人なので大体そのくらいなんですけれども、そういう子たちがやっぱり安全にですね通えるような環境っていうのは今後ぜひご検討いただきたいと思います、はい。以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議 長

以上で、一般質問は全部終了いたしました。よって、本日はこれにて散会といたします。大変ご苦勞様でした。

9. 散会の時期

6月9日 12時45分 散会